

# フランス地方団体総合法典（CGCT. 法律部分）

注）右側に線が引かれている部分が翻訳箇所となります。

## ○第1部 一般規定

### 第1編

#### 地方分権の一般原則

##### 第1章 地方公共団体の自治行政

第1節 自治行政の原則（L1111-1条～L1111-7条）

第2節 地方における決定に対する有権者の参加

第1款 地方レファレンダム（住民投票）

第1目 一般規定（LO1112-1条～LO1112-7条）

第2目 有権者への情報提供、投票運動及び投票（LO1112-8条～LO1112-14条）

第2款 有権者への諮問（L1112-15条～L1112-22条）

第3節 実験（LO1113-1条～LO1113-7条）

第4節 財政自治（LO1114-1条～LO1114-4条）

第5節 地方分権型協力（L1115-1条～L1115-7条）

### 第2編

#### 地方公共団体及びその広域行政組織に関して権限を有する全国組織

##### 第1章 地方財政委員会

第1節（L1211-1条～L1211-5条）

第2章 全国地方議会議員研修審議会（省略）

第3章 県・コミューン公役務全国審議会（削除）

第4章 全国葬儀審議会（省略）

### 第3編

#### 地方団体並びにその公施設法人及び連合組織の資産（省略）

### 第4編

#### 地方公役務

##### 第1章 一般原則

第1節 公役務の委託（L1411-1条～L1411-18条）

第2節 公役務の直接管理（L1412-1条～L1412-3条）

第3節 住民及び利用者の公役務分野への参加（L1413-1条）

第4節 提携協定（L1414-1条～L1414-16条）

## 第2章 特定の地方公役務に関する規定

### 第1節 地方団体の文化役務

第1款 文書館 (L1421-1条～L1421-3条)

第2款 図書館 (L1421-4条～L1421-5条. 削除)

第3款 美術館・博物館 (L1421-6条. 削除)

### 第4節 消防・救助役務

第1款 消防・救助役務に関する共通規定 (L1424-1条～L1424-8条)

第1-1款 コミューン市民防衛予備隊 (L1424-8-1条～L1424-8-8条)

第2款 県消防・救助本部に関する規定

第1目 権限 (L1424-9条～L1424-12条)

第1細目 人事管理 (L1424-9条～L1424-11条)

第2細目 財産 (L1424-12条)

第2目 県消防・救助本部への人又は物の移転 (L1424-13条～L1424-23-1条)

第1細目 職員の移転 (L1424-13条～L1424-16条)

第2細目 財産の移転 (L1424-17条～L1424-19条)

第3細目 移転の手續 (L1424-20条～L1424-23-1条)

第3目 県消防・救助本部の組織 (L1424-24条～L1424-34条)

第1細目 理事会 (L1424-24条～L1424-30-1条)

第2細目 消防・救助本部行政・技術委員会 (L1424-31条)

第3細目 県消防・救助本部長 (L1424-32条～L1424-34条)

第4目 コミューン、コムニオン間広域行政組織及び県の県消防・救助本部の予算に対する財政負担 (L1424-35条～L1424-36条)

第5目 県消防・救助本部投資支援基金 (L1424-36-1条)

第3款 志願消防士の教育訓練に関する規定 (L1424-37条～L1424-39条)

第4款 雑則及び経過規定 (L1424-40条～L1424-50条)

第5款 県際消防・救助公施設法人に関する規定 (L1424-51条～L1424-58条)

第6款 地中海地域の森林保護のための公施設法人に関する規定  
(L1424-59条～L1424-68条)

第5節 電気通信網及び電気通信地方公役務 (L1425-1条)

第6節 TV視聴覚通信 (L1426-1条)

## 第3章 文化協力公施設法人

第1節 (L1431-1条～L1431-9条)

## 第4章 教育協力公施設法人

## 第5編 経済規定

### 第1章 経済開発

第1節 (L1511-1条～L1511-8条)

## 第2章 地方混合経済会社(SEML)

第1節 目的 (L1521-1条)

第2節 資本構成並びに地方団体及びその広域行政組織による財政支援

第1款 資本構成（L1522-1条～L1522-3条）

第2款 地方団体及びその広域行政組織による財政支援（L1522-4条～L1522-6条）

第3節 関与の方法（L1523-1条～L1523-7条）

第4節 管理及び監督（L1524-1条～L1524-7条）

第5節 特別規定（L1525-1条～L1525-3条）

**第6編**

**財政・会計規定**

第1章

第1節 一般原則（L1611-1条～L1611-6条）

第2節 予算の採択及び執行（L1612-1条～L1612-20条）

第3節 経常費総合交付金（L1613-1条～L1613-5条）

第4節 権限移譲についての財源補償

第1款 一般規定（L1614-1条～L1614-7条）

第2款 一部の移譲に関する特別規定（L1614-8条～L1614-15条）

第5節 付加価値税補償基金（L1615-1条～L1615-12条）

第6節 芸術作品に関する特別規定（L1616-1条）

第7節 地方団体の公会計官に関する規定（L1617-1条～L1617-5条）

第8節 地方団体及びその公施設法人の資金の国への預託義務の免除に関する一般制度

第1款 適用範囲（L1618-1条）

第2款 一般的条件（L1618-2条）

第2章 地方議会議員に付与される保証

第1節（L1621-1条～L1621-2条）

**第7編**

**マイヨットに適用される規定（省略）**

**○第2部 コミューン**

**第1編**

**コミュニティの組織**

第1章 コミューンの名義及び区域

第1節 名義（L2111-1条）

第2節 境界及び主邑

第1款 境界（L2112-1条）

第2款 変更（L2112-2条～L2112-13条）

第3節 コミューンの合併

第1款 共通規定（L2113-1条～L2113-8条）

- 第2款 単純合併 (L2113-9条～L2113-10条)
  - 第3款 ひとつまたは複数の準コミューンの設置を伴う合併
    - 第1目 共通規定 (L2113-11条～L2113-16条)
    - 第2目 合併で生まれ人口が10万人を超えるコミューンに関する規定 (L2113-17条～L2113-20条)
    - 第3目 合併で生まれ人口が10万人以下のコミューンに関する規定 (L2113-21条～L2113-26条)
- 第4節 コミューンの廃止 (L2114-1条～L2114-3条)

## 第2章 コミューンの機構

### 第1節 コミューン議会

- 第1款 構成 (L2121-1条～L2121-3条)
  - 第2款 辞職 (L2121-4条～L2121-5条)
  - 第3款 解散 (L2121-6条)
  - 第4款 運営 (L2121-7条～L2121-28条)
  - 第5款 権限 (L2121-29条～L2121-34条)
  - 第6款 特別代議団 (L2121-35条～L2121-39条)
  - 第7款 国務代理人(=地方長官)との関係 (L2121-40条)
- 第2節 首長及び副首長(=助役)
- 第1款 一般規定 (L2122-1条～L2122-6条)
  - 第2款 選任 (L2122-7条～L2122-17条)
  - 第3款 権限
    - 第1目 権限行使の一般的条件 (L2122-18条～L2122-20条)
    - 第2目 コミューンの名において行使される権限 (L2122-21条～L2122-26条)
    - 第3目 国の名において行使される権限 (L2122-27条～L2122-34条)
  - 第4款 首長、首長代理及び助役の名誉職 (L2122-35条)
- 第3節 コミューンの公務遂行の条件
- 第1款 コミューンの公職にある者に付与される保証
    - 第1目 公務遂行にあたり付与される保証 (L2123-1条～L2123-6条)
    - 第2目 職業活動の遂行において付与される保証 (L2123-7条～L2123-10条)
    - 第3目 公職終了時に付与される保証 (L2123-11条～L2123-11-2条)
  - 第2款 研修の権利 (L2123-12条～L2123-16条)
  - 第3款 コミューンの公職への手当
    - 第1目 一般規定 (L2123-17条)
    - 第2目 費用弁償 (L2123-18条～L2123-19条)
    - 第3目 公務遂行手当 (L2123-20条～L2123-24-1条)
  - 第4款 社会保障
    - 第1目 社会保険 (L2123-25条～L2123-25-2条)
    - 第2目 年金 (L2123-26条～L2123-30条)
  - 第5款 事故の際のコミューンの責任 (L2123-31条～L2123-33条)
  - 第6款 議員の責任及び保護 (L2123-34条～L2123-35条)

### 第4節 国民動員時及び戦時に適用される規定 (L2124-1条～L2124-7条)

### 第3章 コミューン当局による行為及び訴訟

第1節 コミューン当局の行為についての法制（L2131-1条～L2131-13条）

第2節 コミューンの訴訟

第1款 一般規定（L2132-1条～L2132-4条）

第2款 コミューンに属する訴訟の納税者による遂行（L2132-5条～L2132-7条）

### 第4章 住民への情報提供及び住民の参加

第1節 一般規定（L2141-1条）

第2節 コミューンの問題に関する選挙人への諮問（削除）（L2142-1条～L2142-8条）

第3節 住民の地域社会活動への参加（L2143-1条～L2143-3条）

第4節 近隣の役務（L2144-1条～L2144-3条）

## 第2編

### コミュニティの行政及び役務

#### 第1章 警察

第1節 一般規定（L2211-1条～L2211-3条）

第2節 コミューン警察（L2212-1条～L2212-9条）

第3節 特定の目的に関する警察の権限

第1款 交通・駐車警察（L2213-1条～L2213-6条）

第2款 葬儀・墓所警察（L2213-7条～L2213-15条）

第3款 農村地帯警察（L2213-16条～L2213-21条）

第4款 その他の警察（L2213-22条～L2213-31条）

第4節 警察が国家に属するコミュニティに適用される規定（L2214-1条～L2214-4条）

第5節 県における国務代理官の権限（L2215-1条～L2215-8条）

第6節 責任（L2216-1条～L2216-3条）

#### 第2章 コミューンの役務

第1節 コミューンによる直轄管理

第1款 一般規定（L2221-1条～L2221-9条）

第2款 法人格及び財政自治を有する事業体（L2221-10条）

第3款 財政自治のみを有する事業体（L2221-11条～L2221-14条）

第4款 必需食品の価格高騰対策のための直轄事業（L2221-15条～L2221-20条）

第2節 事業特許及び経営委託（L2222-1条～L2222-2条）

第3節 墓地及び葬儀

第1款 墓地

第1目 一般規定（L2223-1条～L2223-12条）

第2目 事業特許（L2223-13条～L2223-18条）

第2款 葬儀

第1目 葬儀役務（L2223-19条～L2223-30条）

第2目 葬儀の外部的役務に参加する者の事業活動規制（L2223-31条～L2223-34-1条）

第3目 刑事制裁（L2223-35条～L2223-37条）

第4目 葬儀施設設備（L2223-38条～L2223-43条）

- 第5目 雑則及び経過規定 (L2223-44条～L2223-46条)
- 第4節 商工業的(=産業的)公役務
  - 第1款 一般規定 (L2224-1条～L2224-6条)
  - 第2款 廃水処理 (L2224-7条～L2224-12条)
  - 第3款 家庭廃棄物及びその他の廃棄物 (L2224-13条～L2224-17条)
  - 第4款 卸売市場・小売市場・度量衡所 (L2224-18条～L2224-29条)
  - 第5款 屠畜場 (L2224-30条)
  - 第6款 電気及びガス (L2224-31条～L2224-35条)

### 第3章 指定観光・保養地及び観光案内所 (削除)

- 第1節 (削除)
  - 第1款 定義 (削除) (L2231-1条～L2231-4条)
  - 第2款 指定観光・保養地及び観光案内所についての共通規定 (削除)
    - 第1目 分類 (削除) (L2231-5条～L2231-8条)
    - 第2目 観光案内所 (削除) (L2231-9条～L2231-16条)
  - 第3款 観光・保養地の特別な規定 (削除) (L2231-17条)
  - 第4款 一般規定 (削除) (L2231-18条)

### 第4章 コミューンの資産

- 第1節 一般規定 (L2241-1条～L2241-7条)
- 第2節 寄贈及び遺贈 (L2242-1条～L2242-5条)
- 第3節 放棄区画の宣言 (L2243-1条～L2243-4条)

### 第5章 経済・社会の分野における関与

- 第1節 経済的支援 (L2251-1条～L2251-4条)
- 第2節 債務保証 (L2252-1条～L2252-5条)
- 第3節 企業への資本参加
  - 第1款 一般規定 (L2253-1条～L2253-6条)
  - 第2款 保証会社への資本参加 (L2253-7条)
- 第4節 社会住宅の促進 (L2254-1条)

## 第3編 コミュニティの財政

### 第1章 予算及び決算

- 第1節 一般規定 (L2311-1条～L2311-5条)
- 第2節 予算の採択 (L2312-1条～L2312-4条)
- 第3節 予算及び決算の公表 (L2313-1条～L2313-2条)

### 第2章 支出

- 第1節 義務的支出 (L2321-1条～L2321-4条)
- 第2節 予期せぬ支出 (L2322-1条～L2322-2条)

## 第3章 収入

### 第1節 収入の区分

第1款 経常部門の収入（L2331-1条～L2331-4条）

第2款 投資部門の収入（L2331-5条～L2331-10条）

第3款 特定の税の負担配分及び徴収（L2331-11条）

### 第2節 租税法典に規定される公租公課（L2332-1条～L2332-2条）

### 第3節 租税法典に規定されない租税、使用料、拠出金等の公課

第1款 公共屠畜場使用税（L2333-1条）

第2款 コミューン電気税（L2333-2条～L2333-5条）

第3款 ポスター・広告・ネオンに課される税

第1目 一般規定（L2333-6条）

第2目 課税標準及び減免（L2333-7条～L2333-9条）

第3目 税率（L2333-10条）

第4目 税の支払い及び徴収（L2333-11条～L2333-12条）

第5目 適用されうる刑罰（L2333-13条～L2333-16条）

第4款 広告車両税（L2333-17条～L2333-20条）

第5款 固定広告スペースに課されるコムニオン税（L2333-21条～L2333-25条）

第6款 観光・保養地に対する税

第1目 滞在税及び滞在定額税（L2333-26条～L2333-46-1条）

第1細目 一般規定（L2333-26条～L2333-28条）

第2細目 滞在税の課税標準、税率及び減免（L2333-29条～L2333-36条）

第3細目 滞在税の徴収と罰則（L2333-37条～L2333-40条）

第4細目 滞在定額税の課税標準及び税率（L2333-41条～L2333-43条）

第5細目 滞在定額税の徴収と罰則（L2333-44条～L2333-46-1条）

第2目 （削除）

第3目 スキー場リフト等施設税（L2333-49条～L2333-53条）

第4目 カジノ賭博収益累進税（L2333-54条～L2333-57条）

第7款 歩道・舗装税

第1目 歩道税（L2333-58条～L2333-61条）

第2目 舗装税（L2333-62条～L2333-63条）

第8款 公共交通税（拠出金）（L2333-64条～L2333-75条）

第9款 廃棄物回収税、キャンプ場家庭廃棄物回収税及び特別税（L2333-76～L2333-80条）

第10款 標識付クロスカントリー・スキー場入場税（L2333-81条～L2333-83条）

第11款 送配電・ガス配送流通税（L2333-84条～L2333-86条）

第12款 時間限定路上有料駐車（L2333-87条）

第13款 賃金支払いを伴わない季節限定商業活動に対する課税（L2333-88条～  
2333-91条）

### 第4節 地方財政委員会により配分される交付金及びその他の収入

第1款 経常費総合交付金

第1目 一般規定（L2334-1条～L2334-6条）

第2目 一括交付金（L2334-7条～L2334-12条）

第3目 地域づくり交付金（L2334-13条～L2334-23条）

第1細目 全国平衡化交付金（L2334-14-1条）

第2細目 都市連帯・社会統合交付金（L2334-15条～L2334-19条）

第3細目 農村連帯交付金（L2334-20条～L2334-23条）

- 第2款 道路交通関係罰金による収益の配分 (L2334-24条～L2334-25条)
- 第3款 教員住居のための特別交付金 (L2334-26条～L2334-31条)
- 第4款 建設整備費総合交付金 (L2334-32条～L2334-39条)
- 第5款 農村発展交付金 (L2334-40条)
- 第5節 その他の交付金、補助金、及びその他の資金
  - 第1款 地方公務の遂行条件に関する特別交付金 (L2335-1条)
  - 第2款 用途を特定しない経常費助成金 (L2335-2条～L2335-4条)
  - 第3款 建設整備費補助金
    - 第1目 国が付与する補助金の制度 (L2335-5条)
    - 第2目 合併コミュニティへの補助金の増額 (L2335-6条～L2335-8条)
  - 第4款 上水導水・下水道施設整備補助金 (L2335-9条～L2335-14条)
- 第4節 起債前借り及び地方債
  - 第1款 起債前借り (L2336-1条～L2336-2条)
  - 第2款 地方債の借入れ (L2336-3条)

#### 第4章 会計

- 第1節 コミューン決算の公表 (L2341-1条)
- 第2節 支出負担行為 (L2342-1条～L2342-3条)
- 第3節 公会計官による会計 (L2343-1条～L2343-2条)

### 第4編 特定の範疇の住民に固有の利害

#### 第1章 コミューンの財産区

- 第1節 一般規定 (L2411-1条～L2411-19条)
- 第2節 財務規定 (L2412-1条)

#### 第2章 独占的用益権下にある不動産

- 第1節 (L2421-1条～L2421-20条)

### 第5編 特別規定

#### 第1章 パリ、マルセイユ及びリヨン

- 第1節 共通規定
  - 第1款 組織 (L2511-1条～L2511-2条)
    - 第1目 区議会 (L2511-3条～L2511-24条)
    - 第2目 区長 (L2511-25条～L2511-32条)
    - 第3目 区長、区助役、コミュニティ議会及び区議会の議員の公務遂行の条件 (L2511-33条～L2511-35条)
  - 第2款 財務規定 (L2511-36条～L2511-45条)
- 第2節 パリ(コミュニティとしてのの)に関する特定の規定
  - 第1款 組織 (L2512-1条～L2512-12条)

## 第2款 権限

- 第1目 警察 (L2512-13条～L2512-16-1条)
- 第2目 消防・救助 (L2512-17条～L2512-19条)
- 第3目 財務規定 (L2512-21条～L2512-25条)

## 第3節 マルセイユ及びリヨンに関する特定の規定

- 第1款 組織 (L2513-1条～L2513-2条)
- 第2款 権限 (L2513-3条)
- 第3款 財務規定 (L2513-4条～L2513-6条)

## 第2章 オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サントニ県及びヴァル・ド・マルヌ県内のコミューン

### 第1節 権限

- 第1款 警察 (L2521-1条～L2521-2条)
- 第2款 消防・救助 (L2521-3条)

### 第2節 財務規定

- 第1款 建設整備費総合交付金 (L2522-1条)
- 第2款 パリ消防隊 (L2522-2条)

## 第3章 イル・ド・フランス州内のコミューン

### 第1節 財務規定 (L2531-1条)

- 第1款 公共交通税 (L2531-2条～L2531-11条)
- 第2款 イル・ド・フランス州コミューン連帯基金 (L2531-12条～L2531-16条)

## 第4章 モゼル県、バ・ラン県及びオ・ラン県内のコミューン

### 第1節 組織

- 第1款 一般規定 (L2541-1条)
- 第2款 コミューン議会
  - 第1目 運営 (L2541-2条～L2541-8条)
  - 第2目 コミューン議会議員 (L2541-9条～L2541-11条)
  - 第3目 権限 (L2541-12条～L2541-16条)
  - 第4目 審議・議決の制度 (L2541-17条～L2541-18条)
- 第3款 首長 (L2541-19条～L2541-21条)
- 第4款 コミューン当局による行為の法的制度及び訴訟 (L2541-22条～L2541-25条)

### 第2節 コミューンの行政及び役務

- 第1款 警察 (L2542-1条～L2542-13条)
- 第2款 葬儀 (L2542-14条～L2542-25条)
- 第3款 コミューンの資産 (L2542-26条～L2542-27条)
- 第4款 経済・社会分野への関与 (L2542-28条～L2542-30条)

### 第3節 財務規定

- 第1款 一般規定 (L2543-1条)
- 第2款 予算 (L2543-2条)
- 第3款 支出 (L2543-3条)
- 第4款 収入 (L2543-4条～L2543-7条)
- 第5款 会計 (L2543-8条～L2543-10条)

### 第4節 特定の範疇の住民に固有の利害

- 第1款 一般規定 (L2544-1 条)
- 第2款 分離された資産を有するコミューンの財産区 (L2544-2 条～ L2544-9 条)
- 第3款 コミューン及びコミューン公施設法人の資産 (L2544-10 条～ L2544-16 条)
- 第4款 コミューンの資産に関する公開競売 (L2544-17 条～ L2544-18 条)

## 第5章 オート・コルス県及びコルス・デュ・シュッド県内のコミューン

### 第1節 (L2551-1 条)

## 第6章 海外県のコミューン (省略)

## 第7章 マイヨットのコミューンに適用される規定 (省略)

## 第8章 サン・ピエール・エ・ミクロンのコミューン (省略)

# ○第3部 県

## 第1編 県の組織

### 第1章 県の名称及び区域

- 第1節 名称 (L3111-1 条)
- 第2節 区域の変更及び県都 (L3112-1 条～ L3112-2 条)
- 第3節 県の下位区分 (L3113-1 条～ L3113-2 条)

### 第2章 県の機構

#### 第1節 県議会

- 第1款 一般規定 (L3121-1 条)
- 第2款 構成 (L3121-2 条)
- 第3款 辞職及び解散 (L3121-3 条～ L3121-6 条)
- 第4款 運営
  - 第1目 所在地及び内部規則 (L3121-7 条～ L3121-8 条)
  - 第2目 会議の開催 (L3121-9 条～ L3121-10 条)
  - 第3目 会議 (L3121-11 条～ L3121-13 条)
  - 第4目 議決 (L3121-14 条～ L3121-17 条)
  - 第5目 情報 (L3121-18 条～ L3121-21 条)
  - 第6目 委員会及び外郭組織における代表 (L3121-22 条～ L3121-23 条)
  - 第7目 議員会派の運営 (L3121-24 条～ L3121-24-1 条)
  - 第8目 国務代理人(=地方長官)との関係 (L3121-25 条～ L3121-26 条)

#### 第2節 県議会の議長、常務委員会及び執行理事会

- 第1款 議長
  - 第1目 選任 (L3122-1 条)
  - 第2目 交代 (L3122-2 条)

- 第3目 兼職禁止 (L3122-3条)
- 第2款 常務委員会 (L3122-4条～L3122-7条)
- 第3款 執行理事会 (L3122-8条)
- 第3節 県の公務遂行の条件
  - 第1款 県の公職にある者に付与される保証
    - 第1目 公務遂行にあたり付与される保証 (L3123-1条～L3123-4条)
    - 第2目 職業活動の遂行において付与される保証 (L3123-5条～L3123-8条)
    - 第3目 公職終了時に付与される保証 (L3123-9条～L3123-9-2条)
  - 第2款 研修の権利 (L3123-10条～L3123-14条)
  - 第3款 県議会議員の手当 (L3123-15条～L3123-19-2条)
  - 第4款 社会保障
    - 第1目 社会保険 (L3123-20条～L3123-20-2条)
    - 第2目 年金 (L3123-21条～L3123-25条)
  - 第5款 事故の際の県の責任 (L3123-26条～L3123-27条)
  - 第6款 議員の責任及び保護 (L3123-28条～L3123-29条)
  - 第7款 県議会議員の名誉職 (L3123-30条)

### 第3章 県当局の行為についての法制

- 第1節 公示及び発効 (L3131-1条～L3131-6条)
- 第2節 適法性の監督 (L3132-1条～L3132-4条)
- 第3節 県に属する訴訟の納税者による遂行 (L3133-1条)

### 第4章 県と国の出先機関との関係

- 第1節 利用に供されうる国の出先機関 (L3141-1条)
- 第2節 国の行政組織と県の行政組織との間の連絡調整 (L3142-1条)
- 第3節 責任 (L3143-1条)

## **第2編** **県の行政及び行政組織**

### 第1章 県議会の権限

- 第1節 一般規定 (L3211-1条～L3211-2条)
- 第2節 予算、公租公課、及び借入
  - 第1款 予算及び公租公課 (L3212-1条～L3212-3条)
  - 第2款 借入 (L3212-4条)
- 第3節 資産管理
  - 第1款 土地 (L3213-1条～L3213-2条)
  - 第2款 道路 (L3213-3条～L3213-4条)
  - 第3款 取引 (L3213-5条)
  - 第4款 寄贈及び遺贈 (L3213-6条)
- 第4節 社会福祉 (L3214-1条～L3214-2条)
- 第5節 工事 (L3215-1条～L3215-2条)
- 第6節 選挙 (廃止により削除) (旧L3216-1条)

## 第2章 県議会議長の権限

### 第1節 (L3221-1条～L3221-13条)

## 第3章 県の関与及び支援

### 第1節 経済・社会の分野における関与

第1款 経済的支援 (L3231-1条～L3231-3-1条)

第2款 債務保証借入保証 (L3231-4条～L3231-5条)

第3款 企業への資本参加 (L3231-6条～L3231-8条)

### 第2節 特定目的の支援

第1款 農村整備の支援 (L3232-1条)

第2款 導水、廃水処理、電化 (L3232-2条)

第3款 映画館経営企業の支援 (L3232-4条)

### 第3節 各種規定 (L3233-1条)

## 第4章 公役務の管理運営

### 第1節 (L3241-1条～L3241-6条)

## 第3編 県の財政

### 第1章 予算及び決算

#### 第1節 一般規定 (L3311-1条)

#### 第2節 予算の採択及び決算 (L3312-1条～L3312-6条)

#### 第3節 予算及び決算の公表 (L3313-1条)

### 第2章 支出

#### 第1節 義務的支出 (L3321-1条～L3321-2条)

#### 第2節 予期せぬ支出 (L3322-1条)

### 第3章 収入

#### 第1節 一般規定 (L3331-1条)

#### 第2節 収入の区分

第1款 経常部門の収入 (L3332-1条～L3332-2条)

第2款 投資部門の収入 (L3332-3条)

#### 第3節 租税法典に規定されていない公租公課

第1款 滞在税県付加税 (L3333-1条)

第2款 県電気税 (L3333-2条～L3333-3条)

第3款 県スキー場リフト等事業税 (L3333-4条～L3333-7条)

第4款 送配電・ガス輸送流通税 (L3333-8条～L3333-10条)

#### 第4節 国の財政支援

##### 第1款 経常費総合交付金

第1目 一般規定 (L3334-1条～L3334-2条)

第2目 一括交付金 (L3334-3条)

第3目 平衡化交付金 (L3334-4条～L3334-6条)

第4目 特定条件下の県への交付金 (L3334-6-1条～L3334-7-2条)

第5目 (削除) (L3334-8条)

第6目 (削除) (L3334-9条)

第2款 建設整備費総合交付金 (L3334-10条～L3334-15条)

第3款 県中学校施設設備交付金 (L3334-16条～L3334-16-1条)

第5節 起債前借り及び地方債 (L3335-1条)

#### 第4章 会計

第1節 支出負担行為 (L3341-1条)

第2節 県公会計官 (L3342-1条～L3342-2条)

#### 第4編

#### 特定の県に適用される規定

##### 第1章 パリ県 (\*県としてのパリ)

第1節 一般規定 (L3411-1条～L3411-2条)

第2節 組織 (L3412-1条～L3412-2条)

第3節 財務規定 (L3413-1条～L3413-2条)

##### 第2章 オート・ド・セーヌ県、セーヌ・サンドニ県及びヴァル・デュ・マルヌ県

第1節 (L3421-1条～L3421-2条)

##### 第3章 コルス・デュ・シュッド県及びオート・コルス県

第1節 (L3431-1条～L3431-2条)

#### 第4章 海外県

第1節 一般規定 (L3441-1条～L3441-9条)

第2節 組織 (L3442-1条)

第3節 財務規定 (L3443-1条～L3443-2条)

第4節 権限 (L3444-1条～L3444-6条)

#### 第5編

#### マイヨット県共同体に適用される規定

##### 第1章 一般規定

第1節 (L3511-1条～L3511-2条)

## 第2章 県共同体の領域

第1節 県共同体の県都及び下位区分 (L3521-1条)

## 第3章 県共同体の機構

第1節 県議会 (L3531-1条～L3531-3条)

第2節 県議会の議長、常務委員会及び執行理事会 (L3532-1条)

第3節 経済社会審議会及び文化・教育・環境審議会 (L3533-1条～L3533-8条)

第4節 公務遂行の条件 (L3534-1条～L3534-9条)

## 第4章 県共同体当局の行為についての法制

第1節 公示及び発効 (L3541-1条)

第2節 適法性の監督 (L3542-1条)

第3節 県共同体に属する訴訟の納税者による遂行 (L3543-1条)

第4節 県共同体と国との関係 (L3544-1条)

## 第5章 県共同体の行政及び役務

第1節 県議会の権限

第1款 一般的権限 (L3551-1条～L3551-11-1条)

第2款 その他の権限

第1目 諮問及び提案 (L3551-12条～L3551-14条)

第2目 地域での国際的協力 (L3551-15条～L3551-23条)

第3目 文化及び教育 (L3551-24条～L3551-25条)

第4目 観光、交通及び海洋資源開発 (L3551-27条～L3551-30条)

第5目 地域整備、開発及び環境保護 (L3551-31条～L3551-36条)

第2節 県議会議長の権限 (L3552-1条～L3552-7条)

第3節 県共同体の関与及び支援 (L3553-1条～L3553-5条)

第4節 公役務の経営管理 (L3554-1条～L3554-2条)

## 第6章 県共同体の財政

第1節 予算及び決算 (L3561-1条～L3561-5条)

第2節 支出 (L3562-1条～L3562-3条)

第3節 収入 (L3563-1条～L3563-10条)

第4節 会計 (L3564-1条～L3564-2条)

## 第7章 各種規定

第1節 (L3571-1条～L3571-3条)

## ○第4部 州

### 第1編 州の組織

#### 第1章 設置

第1節 (L4111-1条～L4111-3条)

#### 第2章 州の名称及び区域

第1節 名称 (L4121-1条)

第2節 境界及び州都

第1款 境界 (L4122-1条)

第2款 州都 (L4122-2条)

第3節 州の再編 (L4123-1条)

#### 第3章 州の機構

第1節 一般規定 (L4131-1条～L4131-3条)

第2節 州議会

第1款 構成 (L4132-1条)

第2款 辞職及び解散 (L4132-2条～L4132-4条)

第3款 運営

第1目 所在地及び内部規則 (L4132-5条～L4132-6条)

第2目 会議の開催 (L4132-7条～L4132-9条)

第3目 会議 (L4132-10条～L4132-12条)

第4目 議決 (L4132-13条～L4132-16条)

第5目 情報 (L4132-17条～L4132-20条)

第6目 委員会及び外郭組織における代表 (L4132-21条～L4132-22条)

第7目 議員会派の運営 (L4132-23条～L4132-23-1条)

第8目 国務代理人(=地方長官)との関係 (L4132-24条～L4132-27条)

第3節 州議会の議長、常務委員会及び執行理事会

第1款 議長

第1目 選任 (L4133-1条)

第2目 交代 (L4133-2条)

第3目 兼職禁止 (L4133-3条)

第2款 常務委員会 (L4133-4条～L4133-7条)

第3款 執行理事会 (L4133-8条)

第4節 州経済社会審議会

第1款 一般規定 (L4134-1条)

第2款 構成 (L4134-2条)

第3款 運営

第1目 州経済社会審議会の部会 (L4134-3条)

第2目 審議会運営規則 (L4134-4条)

第3目 運営に必要な便宜の供与 (L4134-5条)

第4款 州経済社会審議会の委員に付与される保証及び手当（L4134-6条～L4134-7-2条）

第5節 州の公務遂行の条件

第1款 州の公職にある者に付与される保証

第1目 公務遂行にあたり付与される保証（L4135-1条～L4135-4条）

第2目 職業活動の遂行において付与される保証（L4135-5条～L4135-9-2条）

第3目 公職終了時に付与される保証（L4135-9条～L4135-9-2条）

第2款 研修の権利（L4135-10条～L4135-14条）

第3款 州議会議員の手当（L4135-15条～L4135-19-2条）

第4款 社会保障

第1目 社会保険（L4135-20条～L4135-20-2条）

第2目 年金（L4135-21条～L4135-25条）

第5款 事故の際の州の責任（L4135-26条～L4135-27条）

第6款 議員の責任及び保護（L4135-28条～L4135-29条）

第7款 州議会議員の名誉職（L4135-30条）

第4章 州当局の行為についての法制

第1節 公示及び発効（L4141-1条～L4141-6条）

第2節 適法性の監督（L4142-1条～L4142-4条）

第3節 州に属する訴訟の納税者による遂行（L4143-1条）

第5章 州と国の出先機関との関係

第1節 利用に供されうる国の出先機関（L4151-1条）

第2節 国の行政組織と州の行政組織との間の連絡調整（L4152-1条）

**第2編**  
**州の権限**

第1章 一般規定

第1節（L4211-1条）

第2章 州議会の権限

第1節 一般規定（L4221-1条～L4221-5条）

第3章 州議会議長の権限

第1節（L4231-1条～L4231-9条）

第4章 州経済社会審議会の権限

第1節（L4241-1条～L4241-2条）

第5章 経済計画及び地域経済への関与についての州の権限

- 第1節 州計画 (L4251-1条)
- 第2節 調査研究及び技術開発 (L4252-1条～L4252-3条)
- 第3節 経済・社会の分野における関与
  - 第1款 債務保証 (L4253-1条～L4253-2条)
  - 第2款 企業への資本参加 (L4253-3条～L4253-4条)
  - 第3款 経済支援 (L4253-5条)
  - 第4款 青年の就業支援 (削除) (旧L4253-6条～L4253-10条)

## 第6章 公役務の管理運営

- 第1節 (L4261-1条)

### 第3編 州の財政

#### 第1章 予算及び決算

- 第1節 予算の採択及び決算 (L4311-1条～L4311-4条)
- 第2節 予算及び決算の公表 (L4312-1条)

#### 第2章 支出

- 第1節 義務的支出 (L4321-1条)
- 第2節 予期せぬ支出 (L4322-1条)

#### 第3章 収入

- 第1節 一般規定 (L4331-1条～L4331-3条)
- 第2節 特定の財源調達方法
  - 第1款 見習い研修・継続職業教育訓練州基金 (L4332-1条)
  - 第2款 州学校施設設備交付金 (L4332-3条～L4332-3-1条)
  - 第3款 経常費総合交付金
    - 第1目 一般規定 (L4332-4条～L4332-6条)
    - 第2目 一括交付金 (L4332-7条)
    - 第3目 平衡化交付金 (L4332-8条)
  - 第4款 特別な用途の特定なき経常費補助金 (L4332-11条)
- 第3節 起債前借り及び地方債 (L4333-1条)

#### 第4章 会計

- 第1節 支出負担行為 (L4341-1条)

### 第4編 特別な地位にある州及びコルス地方団体

#### 第1章 イル・ド・フランス州

第1節 一般規定

第2節 機構 (L4411-1条)

第3節 権限 (L4412-1条)

第1款 共同の施設整備 (L4413-1条)

第2款 緑地 (L4413-2条)

第3款 交通 (L4413-3条)

第4節 財務規定

第1款 税金 (L4414-1条～L4414-2条)

第2款 他の財源 (L4414-3条～L4414-7条)

第3款 各種規定 (L4414-8条)

第2章 コルス (=英訳「コルシカ」) 地方団体

第1節 一般規定 (L4421-1条～L4421-4条)

第2節 組織 (L4422-1条)

第1款 コルス議会

第1目 構成 (L4422-2条)

第2目 運営 (L4422-3条～L4422-14条)

第3目 権限 (L4422-15条～L4422-17条)

第2款 執行委員会及び執行委員会の長

第1目 選任及び構成 (L4422-18条～L4422-21条)

第2目 執行委員会委員に関する規定 (L4422-22条～L4422-23条)

第3目 執行委員会の権限 (L4422-24条)

第4目 執行委員長の権限 (L4422-25条～L4422-29条)

第3款 議会と執行委員会の関係 (L4422-30条～L4422-33条)

第4款 コルス経済社会文化審議会

第1目 組織 (L4422-34条～L4422-35条)

第2目 権限 (L4422-36条～L4422-37条)

第5款 国務代理人 (L4422-38条～L4422-42条)

第6款 コルス地方団体の利用に供される国の出先機関及び資産 (L4422-43条～L4422-44条)

第7款 コルス地方団体の資産に移転される国の資産 (L4422-45条)

第3節 当局の行為についての法制 (L4423-1条)

第4節 権限

第1款 コルスの文化的アイデンティティ：教育及び文化の分野でのコルシカ地方団体の権限

第1目 教育 (L4424-1条～L4424-5条)

第2目 文化及びコミュニケーション (L4424-6条～L4424-7条)

第3目 スポーツ及び民衆教育 (L4424-8条)

第2款 地域整備及び持続可能な発展

第1目 地域整備及び持続可能な発展計画 (L4424-9条～L4424-15条)

第2目 交通及びインフラ管理 (L4424-16条～L4424-25条)

第1細目 交通 (L4424-16条～L4424-21条)

第2細目 インフラ管理 (L4424-22条～L4424-25条)

第3目 住宅 (L4424-26条)

第3款 経済発展

第1目 地域経済への関与 (L4424-27条～L4424-30条)

- 第2目 観光 (L4424-31条～L4424-32条)
- 第3目 農林業 (L4424-33条)
- 第4目 職業教育訓練及び見習い研修 (L4424-34条)
- 第4款 環境及び近隣社会役務
  - 第1目 環境 (L4424-35条)
  - 第2目 上水及び廃水処理 (L4424-36条～L4424-36-1条)
  - 第3目 廃棄物 (L4424-37条～L4424-38条)
  - 第4目 エネルギー (L4424-39条)
- 第5款 コルスの観光案内所及び観光庁 (L4424-40条～L4424-41条)
- 第5節 財務規定 (L4425-1条～L4425-9条)
- 第6節 適用関係規定 (L4426-1条)

### 第3章 海外州

- 第1節 一般規定 (L4431-1条)
- 第2節 機構
  - 第1款 州議会
    - 第1目 構成 (L4432-1条)
    - 第2目 選挙 (L4432-2条)
    - 第3目 兼職禁止 (L4432-4条～L4432-5条)
    - 第4目 手当 (L4432-6条)
    - 第5目 辞職 (L4432-7条～L4432-8条)
  - 第2款 州経済社会審議会及び州文化・教育・環境審議会
    - 第1目 構成 (L4432-9条)
    - 第2目 運営 (L4432-10条)
  - 第3款 他の機関
    - 第1目 州健康増進センター (L4432-11条)
    - 第2目 州居住審議会 (L4432-12条)
- 第3節 権限
  - 第1款 州議会の権限 (L4433-1条～L4433-4-9条)
  - 第2款 州経済社会審議会及び州文化・教育・環境審議会の権限
    - 第1目 州経済社会審議会 (L4433-5条)
    - 第2目 州文化・教育・環境審議会 (L4433-6条)
  - 第3款 経済発展及び地域整備の分野における海外州の権限
    - 第1目 州地域整備計画 (L4433-7条～L4433-11条)
    - 第2目 農林業 (L4433-12条～L4433-13条)
    - 第3目 雇用及び職業教育訓練 (L4433-14条)
    - 第4目 海洋資源開発 (L4433-15条～L4433-16条)
    - 第5目 エネルギー、鉱物資源及び産業発展 (L4433-17条～L4433-19条)
    - 第6目 交通 (L4433-20条～L4433-21-1条)
    - 第7目 住居 (L4433-22条～L4433-24条)
    - 第8目 道路 (L4433-24-1条～L4433-24-3条)
  - 第4款 文化施策
    - 第1目 教育及び調査研究 (L4433-25条～L4433-26条)
    - 第2目 文化発展 (L4433-27条)
    - 第3目 視聴覚コミュニケーション (L4433-28条～L4433-30条)
    - 第4目 環境及び観光 (L4433-31条～L4433-32条)

第4節 財務・税務規定（L4434-1条～L4434-9条）

第5節 適用関係規定（L4435-1条）

## ○第5部 地方間協力

### 第1編

#### 一般規定

##### 第1章

第1節（L5111-1条～LO5111-5条）

### 第2編

#### コミュニケーション間協力

##### 第1章 コミューン間広域行政組織（公施設法人）

第1節 共通規定

第1款 一般規則（L5211-1条～L5211-4-1条）

第2款 設立（L5211-5条～L5211-5-1条）

第3款 機構及び運営

第1目 機構（L5211-6条～L5211-10条）

第1細目 議決機関（L5211-6条～L5211-8条）

第2細目 議長（L5211-9条～L5211-9-2条）

第3細目 執行理事会（L5211-10条）

第2目 運営（L5211-11条）

第4款 議会又は委員会の公務遂行の条件（L5211-12条～L5211-15条）

第5款 規程の改正

第1目 権能に関する変更（L5211-17条）

第2目 境界及び組織に関する変更（L5211-18条～L5211-20-1条）

第6款 財務規定

第1目 共通規定（L5211-21条～L5211-27-1条）

第2目 独自税制を有するコミュニケーション間広域行政組織（L5211-28条～L5211-35-1条）

第3目 民主主義及び情報公開（L5211-36条～L5211-40条）

第7款 転換及び合併（L5211-41条～L5211-41-3条）

第8款 コミューン間広域行政県委員会

第1目 構成（L5211-42条～L5211-44条）

第2目 権限（L5211-45条）

第9款 住民への情報提供及び住民参加（L5211-46条～L5211-54条）

第10款 各種規定（L5211-56条～L5211-58条）

第2節 事務組合（Syndicat de communes）

第1款 設立（L5212-1条～L5212-5条）

第2款 機構

第1目 事務組合の管理委員会（L5212-6条～L5212-10条）

第2目 委員長（削除）（L5212-11条）

- 第3目 執行理事会（削除）（L5212-12条）
- 第3款 運営（L5212-15条～L5212-17条）
- 第4款 財務規定（L5212-18条～L5212-25条）
- 第5款 構成及び運営に関する当初の条件の変更
  - 第1目 コミューンの新規加盟（削除）（L5212-26条）
  - 第2目 変更（削除）（L5212-27条）
  - 第3目 コミューンの脱退（L5212-28条～L5212-30条）
  - 第4目 調停委員会（削除）（L5212-31条）
  - 第5目 事務組合のコミューン間広域行政組織への加盟（L5212-32条）
- 第6款 解散（L5212-33条～L5212-34条）
- 第3節 広域コミューン区（削除）（L5213-1条～L5213-27条）
- 第4節 コミューン共同体（Communauté de communes 略CC）
  - 第1款 設立（L5214-1条～L5214-4条）
  - 第2款 機構
    - 第1目 コミューン共同体議会（L5214-5条～L5214-8条）
    - 第2目 首長（削除）（L5214-11条）
    - 第3目 執行理事会（削除）（L5214-12条～L5214-13条）
  - 第3款 運営（削除）（L5214-14条～L5214-15条）
  - 第4款 権能（L5214-16条～L5214-22条）
  - 第5款 財務規定（L5214-23条～L5214-23-2条）
  - 第6款 構成及び運営に関する当初の条件の変更
    - 第1目 コミューンの新規加盟（削除）（L5214-24条）
    - 第2目 運営方法の変更（廃止により削除）（L5214-25条）
    - 第3目 コミューンの脱退（L5214-26条）
    - 第4目 コミューン共同体の混成事務組合への加盟（L5214-27条）
  - 第7款 解散（L5214-28条～L5214-29条）
- 第5節 大都市共同体（Communauté urbaine 略CU）
  - 第1款 設立（L5215-1条～L5215-4条）
  - 第2款 機構
    - 第1目 共同体議会（L5215-6条～L5215-10条）
    - 第2目 首長（削除）（L5215-14条）
    - 第3目 執行理事会（削除）（L5215-15条）
    - 第4目 共同体の公務遂行の条件（L5215-16条～L5215-18条）
  - 第3款 権能
    - 第1目 一般規定（L5215-19条）
    - 第2目 義務的権限（L5215-20条～L5215-20-1条）
    - 第3目 権限の委譲（L5215-21条～L5215-24条）
    - 第4目 特定の方法による関与（L5215-26条～L5215-27条）
    - 第5目 資産、権利及び義務の委譲（L5215-28条～L5215-31条）
  - 第4款 財務規定（L5215-32条～L5215-39条）
  - 第5款 変更
    - 第1目 新規コミューンの加盟（L5215-40条～L5215-40-1条）
  - 第6款 解散及び転換（L5215-42条）
- 第6節 都市圏共同体（Communauté d'agglomération 略CA）
  - 第1款 設立（L5216-1条～L5216-2条）
  - 第2款 都市圏共同体議会（L5216-3条）
  - 第3款 都市圏共同体の公務遂行の条件（L5216-4条～L5216-4-2条）

- 第4款 権能 (L5216-5条～L5216-7-2条)
- 第5款 財務規定 (L5216-8条)
- 第6款 解散 (L5216-9条～L5216-10条)

## 第2章 コミューン間広域行政のその他の形態

- 第1節 コミューン間の協議会、協定及び会議 (L5221-1条～L5221-2条)
- 第2節 複数のコミュニティ間で共有する資産及び権利
  - 第1款 共有資産・権利の管理 (L5222-1条～L5222-3条)
  - 第2款 共有の終了 (L5222-4条～L5222-6条)
- 第3節 コミューン間開発整備基本協定 (L5223-1条～L5223-3条)

## **第3編** **新都市**

### 第1章 設立

- 第1節 (L5311-1条～L5311-3条)

### 第2章 新都市にかかる諸手続

- 第1節 (L5321-1条～L5321-5条)

### 第3章 新都市広域行政組織（公施設法人）

- 第1節 新都市共同体 (L5331-1条～L5331-3条)
- 第2節 新都市組合
  - 第1款 新都市組合の管理委員会の構成 (L5332-1条～L5332-2条)
  - 第2款 新都市組合へのコミュニティの新規加盟及び脱退 (L5332-3条～L5332-5条)
- 第3節 新都市共同体及び新都市組合の権能 (L5333-1条～L5333-9条)
- 第4節 財務規定
  - 第1款 一般規定 (L5334-1条～L5334-20条)
  - 第2款 新都市に適用される特別な制度の終了 (L5334-21条)

### 第4章 新都市に適用される制度の終了

- 第1節 (L5341-1条～L5341-3条)

### 第5章 適用関係規定

- 第1節 (L5351-1条)

## **第4編** **県際協力**

### 第1章 県間協議会、県際協定、及び県際会議

第1節 (L5411-1条～L5411-2条)

第2章 県際機構及び県際組織

第1節 (L5421-1条～L5421-6条)

**第5編**  
**県公社**

第1章

第1節 (L5511-1条)

**第6編**  
**州際協力**

第1章 州際協定及び州際共益機構

第1節 (L5611-1条)

第2章 州間協議会

第1節 組織及び運営 (L5621-1条～L5621-9条)

第2節 財務規定 (L5622-1条～L5622-4条)

**第7編**  
**混成事務組合**

第1章 コミューン及びコミューン間広域行政組織で、  
又は広域行政組織のみで構成される混成事務組合

第1節 (L5711-1条～L5711-3条)

第2章 地方団体、その集合体、及び他の公法人により構成される混成事務組合

第1節 組織及び運営 (L5721-1条～L5721-9条)

第2節 財務規定 (L5722-1条～L5722-8条)

**第8編**  
**特定規定**

第1章 モゼル県、バ・ラン県及びオ・ラン県のコミューン

第1節 事務組合 (L5811-1条)

第2節 コミューン共同体 (L5812-1条)

第3節 大都市共同体 (L5813-1条～L5813-2条)

第4節 広域都市共同体 (L5814-1条)

- 第5節 コミューン間の協議会、協定及び会議（L5815-1条～L5815-2条）
- 第6節 複数のコミューンが共有する財産の管理（L5816-1条～L5816-9条）

## 第2章 グアドループ県、ギュイアンヌ県、マルティニク県及びレユニオン県の コミューンに適用される規定

- 第1節 大都市共同体（L5821-1条）
- 第2節 コミューン間開発整備基本協定（L5822-1条）

## 第3章 マイヨットに適用される規定

- 第1節 共通規定（L5831-1条～L5831-4条）
- 第2節 コミューン間協力
  - 第1款 コミューン間広域行政組織（L5832-1条）
    - 第1目 共通規定（L5832-2条～L5832-13条）
      - 第1細目 一般通則（L5832-2条）
      - 第2細目 設立（L5832-3条）
      - 第3細目 機構及び運営（L5832-4条）
      - 第4細目 公務遂行の条件（L5832-5条）
      - 第5細目 規程の変更（L5832-6条）
      - 第6細目 財務規定（L5832-7条～L5832-9条）
      - 第7細目 転換（L5832-10条）
      - 第8細目 コミューン間協力委員会（L5832-11条）
      - 第9細目 住民への情報提供及び住民参加（L5832-12条）
      - 第10細目 各種規定（L5832-13条）
    - 第2目 コミューン事務組合（L5832-14条～L5832-19条）
      - 第1細目 設立（L5832-14条）
      - 第2細目 機構（L5832-15条）
      - 第3細目 運営（L5832-16条）
      - 第4細目 財務規定（L5832-17条）
      - 第5細目 構成及び運営に関する当初の条件の変更（L5832-18条）
      - 第6細目 解散（L5832-19条）
    - 第3目 コミューン共同体（L5832-20条）
    - 第4目 都市圏共同体（L5832-21条）
  - 第2款 コミューン間広域行政のその他の形態
    - 第1目 コミューン間の協議会、協定及び会議（L5832-22条）
    - 第2目 複数のコミューン間で共有する資産及び権利（L5832-23条）
    - 第3目 コミューン間開発整備基本協定（L5832-24条）
  - 第3款 暫定規定（L5832-25条）

## 第9編

### 海外県及び海外州に適用する措置

#### 第1章 県・州議会議員総会

- 第1節 構成（L5911-1条）
- 第2節 運営

- 第1款 開催 (L5912-1条)
- 第2款 組織及び会議 (L5912-2条～L5912-4条)
- 第3節 議長 (L5913-1条～L5913-2条)
- 第4節 県・州議会議員総会に参加する県及び州議会議員に付与される保証 (L5914-1条)
- 第5節 県・州議会議員総会の役割 (L5915-1条～L5915-3条)
- 第6節 住民への諮問 (L5916-1条)

以上

# フランス地方団体総合法典（CGCT）

抄訳 第1部：一般規定、第2部：コミューン、第3部：県、第4部：州、第5部：地方間協力

## 【 注釈 】

以下は、フランスにおける地方自治関係の基本的な法令を集大成している「地方団体総合法典」(略CGCT= Code Générale des Collectivités Territoriales. 「地方自治総合法典」「地方自治一般法典」などの邦訳あり)の主要部分の抄訳である。

参照にあたっては、以下の諸点に御留意いただきたい。

1. 2005年夏の時点での法文を訳出しているが、その後における改正が判明した部分については、可能な限り、改正後の法文を把握し訳出している。

膨大な法典(同法典には政令以下のレベルの条文も含まれている。)の中から、「法律」レベルの条文のうちで、我が国の地方自治関係者にとって参考になるとと思われる主要な部分を抽出して邦訳しており、一まとまりの章や節等の中でも経過措置や詳細にわたる内容の条文等は省略している。

なお、条文への付番(番号の振り方)は、元の法典自体において連続しておらず、内容のまとまりに応じて適宜区切られ、番号が飛躍していることに留意されたい。

2. 訳語については、(財)自治体国際化協会(CLAIR=クレア)によって公刊された各種の刊行物、とくに『フランスの地方自治』(H14/1)及び『仏和・和仏自治用語辞典』(増補改訂版 H14/3)での訳語を用いることを基本とした。このため我国の学界等で従前から通例となってきた訳語と異なる場合も多い。訳者の判断により、文脈等によっては、別の訳語を採用している場合もある。

なお「首長」はコミューンの「メール」(maire)や県・州の「プレジダン」(président)、「県(州)における国務代理人」(représentant de l'État)は「県(州)地方長官」すなわち「プレフェ」(préfet)である。

3. 原法典の中で使用されている同一の仏単語でも、文脈や分野により異なる邦語をあてている場合もある。

4. 原法典の法文に出来るだけ忠実な直訳を試みたが、邦文としての分かりやすさを確保するために意識した部分も少なくない。また、\*印や()内に適宜原条文には含まれていない解説コメントを付している。

5. 原法典で時計数字やアルファベット等が用いられている場合でも、邦訳ではアラビア数字やアイウエオに置き換えている場合がほとんどであるので、原文と対照する場合は注意されたい。

6. 原法典の章節などの区分と邦訳との対応関係は、基本的には次のとおりとしている。

partie = 部 > livre = 編 > titre = 章 > chapitre = 節 > section = 款 > sous-section = 目  
article = 条 (条文のこと) > alinéa = 項 (多く①②などで示す) > 1° = 1号

なお原条文が段落によって区切られている場合、訳者の判断で適宜に「項」として番号

(行頭の算用数字) を付けて読みやすくしているほか、原条文で丸数字や時計数字、abc等が用いられている場合も、適宜の数字や符号、ｱｲ等を用いて邦訳している。

7. 複数の関係者が翻訳作業にあたり、それをフランス・南欧部会委員の村上順教授(明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科)と座長の山下茂教授(同左/前自治体国際化協会パリ事務所長)が協力して監訳したものである。それぞれに多大な時間を必要としたことから、脱漏や前後の食い違いなど予期しない誤りもあることと推察される。誤り等を発見された方は、お手数でも(財)自治体国際化協会(webmaster@clair.or.jp)にお知らせいただければ幸甚である。

その意味で、いまだ「仮訳」「試訳」の域を出ていないので、参照されるにあたっては、十分に御留意いただきたい。

比較地方自治研究会 フランス・南欧部会

## ○ 第 1 部 一般規定

### 第 1 編 地方分権 (décentralisation) の一般原則

#### 第 1 章 地方公共団体の自治行政

\*「地方公共団体」=collectivités territoriales=直訳は「地方団体」「地域団体」

\*「自治行政」=libre administration=「自由な行政」とも訳

#### 第 1 節 自治行政の原則

##### L.1111-1 条

コミューン、県及び州は、公選された議会により自由に行政を行う。

##### L.1111-2 条

1 コミューン、県及び州は、その権限下にある事務を、議決により処理する。

2 コミューン、県及び州は、国と協働して、地域行政と地域整備、経済・社会・保健・文化及び科学の発展、並びに環境保全、エネルギー消費の抑制と合理的利用による地球温暖化との闘い、及び生活環境の改善に取り組むものとする。毎年、L.2312-1 条第 2 項に規定される一般予算方針に関する審議の際、一つ又は複数の社会問題所在地区がある地域について、所管の地方公共団体又はコミューン間広域行政組織 (établissements publics de coopération intercommunale=「公施設法人」) の議会に対し、これらの地区内において行われる施策、この地域に投入される財源等の資源、及び不平等関係指標の推移に関する報告書が提出されるものとする。

3 コミューン、県及び州は、市民の地域社会生活への参加の制度的枠組みを構成し、地域社会生活の多様性を表現することを保障する。

##### L.1111-3 条

コミューン、県及び州の間の権限の配分は、これら地方公共団体の一つが、他の地方公共団体に対して、その形態如何を問わず、後見的監督の権限を設定し又は行使することを許すものではない。

##### L.1111-4 条

1 地方公共団体と国との間の権限配分は、国の役割とされる権限と、コミューン、県又は州に賦与された権限とが、可能な限り区別され、それも各権限分野と、それに対応する財源が一括して、国、コミューン、県又は州に割り当てられる形で行われるものとする。

2 権限行使について、協議することが法定されているすべての案件及びレベルの異なる地方公共団体間の協調を必要とするあらゆる分野について、検討しかつ議論するために、州と(州内の)県(複数)との間に「首長会議」(conférence des exécutifs) と称される協議機関が設置される。この機関は、州議会議長、州内(複数)の県議会議長、大都市共同体議会議長

及び都市圏共同体議会議長により構成され、州議会議長の発意により少なくとも年に1度開催される。

3 コミューン、県及び州は、法律により委譲された権限分野に属する事業計画に優先的に財源を配分する。地方公共団体が、他の地方公共団体に対し財政援助を認め又は拒否する決定は、その形態がいかなるものであれ、当該他の地方公共団体に対する後見的監督権限の設定又は行使をもたらすものではない。これらの規定は1991年4月1日以降に下された諸決定に適用される。

#### L.1111-5 条

1 コミューン、県及び州に対抗することができるのは、以下の場合に限られる。

- ① 法律又は法律施行デクレにより規定され、自然人又は私法上若しくは公法上の法人すべてに適用される、専門技術的な規定及び手続。
- ② 法律又は法律施行デクレにより規定され、特にコミューン、県及び州に適用される専門技術的な規定及び手続。これらの規定及び手続は、このために準備される法典に収録される。

2 国、地方公共団体並びに公役務の使命を担うすべての機関による、融資、補助金又は助成金の配分は、そこでの諸規定又は諸条件が前掲の諸原則に沿うものでない限りは、これに服する必要はない。

#### L.1111-6 条

コミューン、県及び州に特に適用される専門技術的規定・手続についての法典は、とりわけ衛生、保健予防、治安、文化問題、都市計画、公共建造物、汚染・公害対策及び自然保護などの分野に関する、コミューン、県及び州に適用される特則について定めることになる。

この法典に収録されることのない専門技術的規定及び手続は、コミューン、県、州、その連合体、これらに依拠する公施設法人及び地方公共団体と契約を交わした私的施設法人に対抗できない。但し、公的医療機関は、この限りでない。

#### L.1111-7 条

1 地方公共団体は、その固有の権限を行使するにあたって、国防上で課される規制を遵守しなければならない。

2 この点につき、法律により規定された（国と地方公共団体間の）権限の配分は、国の諸官庁が、地方公共団体、その公施設法人及び連合体に対し、国防に関するその諸権限の行使に必要な措置を執ることを妨げるものではない。これらの諸権限は、特に戦時期の国民総動員に関する1938年7月11日の法律、財産及び役務の徴用に関する1959年1月6日の59-63号オールドナンス及び国民総動員に関する1959年1月7日の59-147号オールドナンスに由来する。

3 この点について、国は必要な限りにおいて、コミューン、県、州、その連合体及び公施設法人の役務を利用することができる。

4 國務代理人（représentant de l'État = 地方長官）が通告義務を課された又は課されてい

ないコミューン、県及び州の当局の行為が防衛関連の施設又は工作物の機能又は完全性を深刻な危機にさらす性格のものであると判断したときには、その理由だけで、行政裁判所にその取消しを請求することができる。

5 県又は州における国務代理人（＝県地方長官又は州地方長官）は、当該行為を、その通告又は告示から 2 ヶ月以内に、第一審にしてかつ終審の管轄権限を有するコンセイユ・デタ（＝国務院）の訴訟部に付託する。国務代理人は必要な場合には、執行停止の申立訴訟を提起する。コンセイユ・デタの訴訟部長又はそのために委任されたコンセイユ・デタ評定官は 48 時間以内に裁定する。

## 第 2 節 地方における決定に対する有権者の参加

### 第 1 款 地方レファレンダム（住民投票）

#### 第 1 目 一般規定

##### L.O.1112-1 条

地方公共団体の議会（*assemblée délibérante*）は、地方公共団体の権限に属する事務を処理することを目指す決議案を地方レファレンダム（*référéndum local*＝住民投票）にかけることができる。

##### L.O.1112-2 条

地方公共団体の執行機関（*exécutif*＝首長）のみが、地方公共団体の名において当該執行機関が行使する権限に属するすべての行為案件（*projet d'acte*）を地方レファレンダムにかけることを、議会に提案することができる。但し、個人の行為に係る案件については、この限りでない。

※ *acte* は、行政処分や条例・規則、契約、計画など幅広い。

##### L.O.1112-3 条

1 L.O.1112-1 条及び L.O.1112-2 条に規定されているケースについて、地方公共団体の議会は、同一の議決によって、地方レファレンダムの実施方法を定め、投票日を決め、選挙人（*électeurs*＝「有権者」）を招集し、選挙人の承認に服する行為案件又は決議案を明示する。但し、投票は、国務代理人に議決が行われたことを通告した日から 2 ヶ月以内には実施することはできない。

2 地方公共団体の執行機関は、前項の適用のために行われた議決を、1 週間以内に国務代理人に通告しなければならない。

3 国務代理人は議決が違法であると判断した場合、その受領から 10 日以内に、地方行政裁判所（*tribunal administratif*）に議決の取消しを求めて提訴することができる。また提訴にあたり執行停止の申立てをすることができる。

4 地方行政裁判所の裁判長又は裁判長により委任された裁判官は、執行停止の申立てについて、一審にして終審の裁判により、1 ヶ月以内に決定する。援用された理由のうちに、

審理の過程において、レファレンダムに服する攻撃された行為、決議案又は行為案件の適法性について深刻な疑いを抱かせる性質のものがあると思料されるときには、(執行停止の)申立は認容される。

5 地方レファレンダムを実施するための議決又はレファレンダムにかかる決議案若しくは案件が、公けの自由又は個人的自由を危うくする性格のものであるときには、地方行政裁判所の裁判長又は裁判長により委任された裁判官は、48時間以内にその執行停止を宣告する。

#### L.O.1112-4 条

1 コミューン以外の地方公共団体の議会により採択された地方レファレンダムを実施するための議決は、国務代理官が(当該)議決を受領した日から2週間以内に、当該地方公共団体の区域内にあるコミューンの首長たちに対し通知される。但し、執行停止の申立てが認められたときには、この限りでない。

2 コミューン的首長たちは投票を実施する。実施を拒否する首長があるときには、国務代理官は、当該首長に対し実施を要求した後、職権をもってこれを行う。

#### L.O.1112-5 条

1 レファレンダムの実施に要する支出は、実施を決定した地方公共団体の義務的支出となす。

2 他の地方公共団体により決定されたレファレンダムの実施のために、コミューン内で行われた住民投票に要した支出は、当該他の地方公共団体により、コミューンの登録有権者数と設置投票所数に応じて計算された交付金として、一括概算方式で支払われる。この交付金額はデクレにより定められる。

#### L.O.1112-6 条

1 地方公共団体は、次の時期には、地方レファレンダムを実施できない。

①当該地方公共団体の議会議員の一斉選挙又はその一部の定例的統一改選が行われる月から6ヶ月前の1日以降。

②憲法第72-1条最終項、第72-4条及び第73条最終項に基づき、その区域内で実施される投票のための投票運動期間又は投票日。

2 いかなる地方公共団体も、下記のために規定されている投票運動期間又は投票日には、地方レファレンダムを実施することはできない。

①地方公共団体の議会議員の一斉選挙又はその一部の定例的統一改選。

②国民議会議員の総選挙。

③上院議員の一部の定例的統一改選。

④欧州議会議員の選挙。

⑤共和国大統領の選挙。

⑥共和国大統領の決定によるレファレンダム(国民投票)。

3 地方レファレンダムの実施のための議決は、本条に規定される状況又はそれを決定した地方公共団体議会の解散、議員全員の辞職若しくはその議会議員選挙の確定的取消しの

場合には無効となる。

4 同一地方公共団体は、一年以内に、同一目的で複数回、地方レファレンダムを実施することはできない。

#### L.O.1112-7 条

1 地方レファレンダムにかけられる案は、登録有権者の少なくとも半数が投票に参加し、有効投票数の過半数の賛成を集めたときに採択される。

2 レファレンダムにより採択された決議文は、地方公共団体の議会の議決又はその執行機関の行為に適用される公示及び監督の原則に服する。

### 第 2 目 有権者への情報提供、投票運動及び投票

#### L.O.1112-8 条

地方公共団体が決定したレファレンダムの対象に関する情報を提供する文書は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた条件の下で、市民の利用に供される。

#### L.O.1112-9 条

1 地方レファレンダムのための投票運動期間は、投票日（\*日曜日である）の 2 週間前の月曜日の 0 時に開始され、投票日前日の 24 時に終了する。

2 投票運動は地方レファレンダムを行うことを決定した地方公共団体により、選挙法典第 1 編第 1 章第 5 節のうち L.52-3 条を除く条文により規定される条件の下で管理される。それらの規定の適用にあたっては、「候補者」及び「候補者名簿」を「投票運動に参加する資格を有する会派、政党又は政治団体」と読み替える。

3 選挙法典 L.50-1 条、L.51 条第 3 項及び L.52-1 条に規定される禁止事項は、L.O.1112-3 条に規定する地方公共団体の議会による議決の採択後、直ちにレファレンダムに関するあらゆる宣伝活動に適用される。

4 一定の世論調査の公表及び報道に関する 1977 年 7 月 19 日法律第 77-808 号の規定は、地方レファレンダムに適用される。

#### L.O.1112-10 条

1 下記の団体は、その申立てにより、投票実施を決定した地方公共団体の執行機関により、レファレンダムを目的とした投票運動へ参加する権利が与えられる。

① 本法典に規定される条件下において、当該地方公共団体議会内の会派。

② レファレンダムの実施を決定した地方公共団体議会の議員の少なくとも 5 % が、その所属を表明した政党及び政治団体。

③ 人口 3500 人未満のコミューンが決定したレファレンダムについては、前回のコミュニティ議会の改選の際に少なくとも有効投票数の 5 % を獲得した候補者のうち、少なくとも 3 人がその所属を表明した政党及び政治団体。

④ 県が決定したレファレンダムについては、県議会議員の一部の定例的統一改選における第一回投票時 (= 2 回投票制の 1 回目) に、得票総数の合計が、県内で改選のあった全て

の選挙区における有効投票数の少なくとも 5 % に達した候補者が所属を表明した政党及び政治団体。

⑤ 州又は人口 3500 人以上のコミュンが決定したレファレンダムについては、その議会の一斉選挙の第一回投票時に、有効投票数の少なくとも 5 % を獲得した名簿の候補者の少なくとも半数が所属を表明した政党及び政治団体。

2 各議員又は候補者はひとつの政党又は政治団体にしか所属することができない。

3 コンセイユ・デタの議を経たデクレが本条の適用条件を定める。

#### L.O.1112-11 条

選挙法典 L.30 条～ L.40 条に規定される条件の下に、レファレンダムの実施を決定した地方公共団体の選挙人名簿に登録されたフランス国籍の有権者のみが、投票に参加することができる。コムニオンが決定した地方レファレンダムについては、選挙法典 L.O.227-1 条～ L.O.227-5 条に規定される条件の下で、コムニオン議会議員選挙のために作成された補足選挙人名簿に登録された欧州連合加盟国の外国人もまた投票に参加することができる。

#### L.O.1112-12 条

1 投票の準備作業、投票の実施、開票作業及び結果発表は、選挙法典第 1 編第 1 章第 6 節に規定される条件の下で行われる。但し、L.56 条、L.57 条、L.58 条、L.66 条、L.68 条（第 2 項）及び L.85-1 条は適用されない。

2 選挙法典 L.65 条第 3 項の適用にあたっては、「名前」は「回答」と、「名簿」は「照合用紙」と、「異なる名簿と名前」は「矛盾する回答」と、「同一の名簿又は同一の候補者」は「同一の回答」と、それぞれ読み替える。

3 レファレンダムの実施を決定した地方公共団体により提供されたものでない投票用紙、封筒に入っていない状態で投票箱に投じられた又は不適式な封筒に入った投票用紙、内外部に何らかの識別情報が付されている投票用紙又は封筒、何らかの記述を帯びた投票用紙又は封筒は、開票集計結果に含まれない。これらは開票録に添付される。不適式な封筒は投票所役員によって副署され同様に処理される。添付される投票用紙又は封筒のそれぞれに、添付の理由が記される。

（注）フランスの選挙では、通常、投票用紙を所定の封筒に入れて投票箱に投入する。

#### L.O.1112-13 条

1 地方レファレンダムには、選挙法典第 1 編第 1 章第 7 節の規定が適用される。但し、L.88-1 条、L.95 条及び L.113-1 条（第 1 項第 1 号～第 5 号、第 2 項及び第 3 項）は、この限りでない。

2 これらの規定の適用にあたっては、「候補者」及び「候補者名簿」を「投票運動に参加する資格を有する会派、政党又は政治団体」と読み替える。

#### L.O.1112-14 条

地方レファレンダムの適法性に対する異議申立ては、その実施を決定した地方公共団体

の議会議員の選出に対する異議申立てについて規定されているのと同じ条件、形式及び期限に基づき行うことができる。

## 第2款 有権者への諮問

### L.1112-15 条

1 地方公共団体の有権者は、当該地方公共団体の権限に属する事務を処理するために、当該地方公共団体において決定権限を有する機関がなしうる決定につき、諮問される機会が与えられる。地方公共団体の一部の地域のみに関わる事項についての諮問は、その地域内の有権者に限定することができる。

### L.1112-16 条

1 コミューンにおいて有権者名簿に登録されている有権者の5分の1にあたる者、また他の地方公共団体（県や州）において有権者の10分の1にあたる者は、地方公共団体議会の決定事項すべてについて、諮問を行うべきことを議会の議事日程に登載（→議会で審議）するよう請求することができる。

2 ひとりの有権者が同一地方公共団体による諮問の実施を求める請求書への署名は、年一回に限られる。

3 コミューン以外の地方公共団体（県や州）における諮問の請求者は、請求者が登録されているコミューンの選挙人名簿の写しを、当該地方公共団体の執行機関に提出しなければならない。

4 諮問の実施の決定権限は当該地方公共団体の議会に属する。

### L.1112-17 条

1 地方公共団体の議会は諮問の内容と方法を決定する。議会の議決は諮問が意見を求めるに過ぎないことを明示する。議決は投票日を定め、有権者を招集する。議決は少なくとも投票日の2ヶ月前までに国務代理人に報告される。国務代理人（＝地方長官）は、これが違法であると判断したときには、通告を受けた日から10日以内に、地方行政裁判所に提訴する。国務代理人はあわせて執行停止の申立てをすることができる。

2 地方行政裁判所の裁判長又は裁判長により委任された裁判官は、執行停止の申立てについて第一審にして終審の裁判により、1ヶ月以内に決定する。国務代理人により援用された理由のうちに、審理の中で、諮問に付される案件の適法性について深刻な疑いを抱かせる性格のものがあると認めるときには、申立ては認容される。

3 諮問を実施するための議決が公けの自由又は個人的自由を危うくする性格のものであるときには、地方行政裁判所の裁判長又は裁判長により委任された裁判官は、48時間以内に執行停止を言い渡す。

### L.1112-18 条

1 議決がコミューン以外の地方公共団体（県や州）の議会によるものであるときには、その地方公共団体（県や州）を所轄する国務代理人は、諮問が行われる予定のコミューン

の首長に対し、当該議決を受け取った日の翌日から 2 週間以内に通告する。但し、執行停止の申立てが認められたときには、この限りでない。

2 コミューン的首長たちは投票を実施する。実施を拒否する首長があるときには、国務代理人は、当該首長に対し実施を要求した後、職権をもってこれを行う。

#### L.1112-19 条

1 諮問の実施に要する支出は、実施を決定した地方公共団体の義務的支出となす。

2 他の地方公共団体により決定された諮問の実施のために、コミューン内で行われた住民投票に要した支出は、当該他の地方公共団体により、コミューンの登録有権者数と設置投票所数に応じて計算された交付金として、一括概算方式で支払われる。この交付金額はデクレにより定められる。

#### L.1112-20 条

有権者は、提示された決議案又は行為案に対する賛否を、「oui」（賛成）又は「non」（反対）により表明する。地方公共団体において当該事案の決定権限を有する機関は、対象となった事案について決定する。

#### L.1112-21 条

1 L.O.1112-6 条第 1 項から第 3 項の規定は、有権者への諮問に準用される。

2 地方公共団体の発意による地方レファレンダム又は有権者への諮問の実施から 1 年間は、当該地方公共団体は同一目的の諮問を実施できない。

#### L.1112-22 条

L.O.1112-11 条の規定は有権者への諮問に準用される。

### 第 3 節 実験 (expérimentation)

#### L.O.1113-1 条

1 憲法第 72 条第 4 項に基づき、地方公共団体にその権限の行使に関する法律条項の適用を実験的に除外することを認める法律は、実験の目的と期間（最長で 5 年）を定め、適用除外されうる諸条項を明記する。

2 当該法律は、実験に参加することが許される地方公共団体の法的性格及び特徴も明記する。また必要な場合には、実験が行われうるケースを明記する。さらに、法定の諸条件を充足する地方公共団体による実験参加の申請期間を定める。

#### L.O.1113-2 条

L.O.1113-1 条掲記の法律により規定される適用範囲に含まれる地方公共団体は、前条の定める期限内に、その議会の理由を付した議決により、当該法律掲記の実験への参加を申請することができる。この申請は国務代理人に通告され、国務代理人は、これに自らの意見を添えて、地方公共団体担当大臣に送付する。政府は、法定の要件が満たされているこ

とを確認し、実験への参加が許される地方公共団体の一覧表を、デクレにより公示する。

#### L.O.1113-3 条

法律条項の適用除外に関する地方公共団体の一般的かつ抽象的性格の行為は、その有効期間を明記するものとする。この行為は国務代理人に通告された後、フランス共和国官報に掲載される。その行為は、官報告示により発効する。

#### L.O.1113-4 条

国務代理人は、本節の適用に係る行為に対する訴訟とあわせ、執行停止の申立てもできる。当該行為は、申立ての日から地方行政裁判所がこの申立てについて決定する日まで停止される。地方行政裁判所がその提訴後一ヶ月内に決定しないときは、その行為は再び発効する。

#### L.O.1113-5 条

1 実験のために定められた期間経過以前に、政府は国会に、その評価を行うために、実験に参加した地方公共団体の意見書を付した報告書を送付する。この報告書は、主に、利用者に給付された役務の費用と質、地方公共団体の組織と関係政府機関に及ぼした効果、並びに財務上及び税務上の影響に関し、これら地方公共団体が採った諸措置の効果を明らかにする。

2 毎年、政府は、地方公共団体が提出した L.O.1113-2 条に基づき作成された実験の提案と参加申請の内容全体を示す報告書を、国会に提出するものとする。

#### L.O.1113-6 条

1 実験のために定められた期間の終了前に、かつ実験の評価の観点から、法律は、状況に応じて、以下のいずれかを決定する。

① 3年間を上回らない期間での、実験の延長又は変更をする条件

② 実験的に行われた措置の継続及び一般化

③ 実験の廃止

2 これらの帰結の一つをもたらす立法的提言又は法案の提出がなされた場合には、実験を許容した法律に規定されていた期限から一年の限度内で、当該法案の確定的採択に至るまで、実験は延長される。この延長については、フランス共和国官報に掲載される。

3 上記に規定される事例以外では、実験はその実施を定めた法律が規定する期限を越えて継続することはできない。

#### L.O.1113-7 条

1 政府は、憲法第 72 条第 4 項に基づき、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって、地方公共団体の権限行使を規律する行政立法規定を、実験的に適用除外にすることを、地方公共団体に認めることができる。このデクレは、L.O.1113-1 条掲記の詳細事項についての規定を含む。

2 地方公共団体は、L.O.1113-2 条に定められる条件と手続により、前項掲記のデクレに

規定されている実験の実施を申請することができる。地方公共団体の行政立法規定の適用を除外する諸行為は、L.O.1113-3 条に定められる制度に服し、L.O.1113-4 条に示される条件の下で国務代理官による提訴の対象とされうる。第 1 項に掲記されているコンセイユ・データの議を経たデクレは、実験の許可に基づき採られた措置の評価方法を定める。

3 政府は、このようにして行われた評価の総括表を国会に提出する。

4 実験は、それを許可したコンセイユ・データの議を経たデクレに掲記された期限の終了後は、追行することはできない。但し、それが、コンセイユ・データの議を経たデクレによって L.O.1113-6 条に規定されている措置のひとつに該当するものである場合は、この限りではない。

#### 第 4 節 財政自治

##### L.O.1114-1 条

憲法第 72-2 条第 3 項掲記の地方公共団体 (*collectivités territoriales*) のカテゴリーは次の通りである。

① コミューン

② 県、並びにこれと同列のマイヨット県、サンピエール・エ・ミクロン地方公共団体及びひとつ又は複数のコミューンとひとつの県の合併により生まれた特別地方公共団体 (*collectivités à statut particulier*)。

③ 州及びコルス (英訳=「コルシカ」) 地方団体、並びに前号 (第②号) 掲記のもの以外のもので、憲法第 74 条に規定された海外所在の地方公共団体、及び複数の県及び複数の州と憲法第 73 条最終項掲記の複数の地方公共団体の合併により生まれた特別地方公共団体。

##### L.O.1114-2 条

1 憲法第 72-2 条の意味における地方公共団体の固有財源は、法律が地方公共団体に対して課税標準及び税率を決定することを承認した、又は法律が地方公共団体ごとに税率若しくは課税標準の配分を定める租税等の賦課金、給付役務に係る使用料・手数料、財産収入、都市計画分担金、財務収益、及び寄附・遺贈による収入から構成される。

2 コミューンのカテゴリーについては、固有財源には、コミューン間広域行政組織 (公施設法人) が収受する第 1 項掲記の財源が加えられる。

##### L.O.1114-3 条

1 地方公共団体の各カテゴリーごとの固有財源の割合は、各カテゴリーに属する固有財源額を、その全財源総額で除することによって算出される。その際、(ア)借入金 (地方債)、(イ)実験的に移譲された又は委任された権限に伴う事務の処理に要する財源、及び(ウ)同一カテゴリー内の地方公共団体間での財政移転は除かれるものとする。

2 コミューンのカテゴリーについては、前項掲記の (コミューンの) 全財源総額は、コミューン間広域行政組織 (公施設法人) が収受する全財源を加えたものとする。その際、(コミューン間広域行政組織の) 借入金及び実験的に移譲された又は委任された権限に伴う事務の処理に要する財源は除かれるものとする。また、コミューンとコミューン間広域行政組

織(公施設法人)との間での財政移転も除外される。

3 各地方公共団体カテゴリーについて、固有財源の割合は 2003 年の実績値を下回るものであってはならない。

#### L.O.1114-4 条

1 政府は毎年度(年度=暦年)について、遅くとも翌々年度の 6 月 1 日までに、地方公共団体の各カテゴリーごとに全財源総額に占める固有財源の割合、及びその計算方法及びその推移を示した報告書を国会に提出する。

2 ある地方公共団体カテゴリーについて、固有財源の割合が L.O.1114-3 条に規定される諸原則に合致しないときには、遅くともこの事実が確認された年の翌々年度の予算法律により必要な措置が決定される。

### 第 5 節 地方分権型協力 (coopération décentralisée)

#### L.1115-1 条

1 地方公共団体とその連合体は、その権限の枠内で、またフランス国の国際的な協約を遵守しつつ、外国の地方公共団体及びその連合体と協定を締結することができる。

2 この種の協定は L.2131-1 条及び L.2131-2 条に定められた条件の下に、国務代理人に通告された時点で発効する。L.2131-6 条の規定はこの種の協定に適用される。

#### L.1115-1-1 条

上下水道に係る公役務を担うコミューン、コミューン間広域行政組織(公施設法人)及び混成事務組合は、これらの公役務給付のための予算に割り当てられた財源の 1 % の枠内で、(ア) L.1115-1 条掲記の協定の範囲内での外国の地方公共団体及びその連合体との協力活動、(イ) それら地方公共団体及びその連合体のための緊急援助活動、並びに(ウ) 上下水道分野の国際連帯活動を行うことができる。

#### L.1115-2 条

1 欧州連合の加盟国に属する地方公共団体に関係する州際及び国際的協力のプロジェクト(実施計画)及びプラン(基本計画)が求めるすべての活動を、一定期間、共同で実施し、管理するために、公益団体 (groupements d'intérêt public) を設立することができる。

2 欧州連合加盟国に属する地方公共団体は前項に規定された公益団体に参加することができる。

#### L.1115-3 条

欧州連合加盟国に属する地方公共団体は、都市部における社会開発の協調政策の策定及び実施に寄与する活動を一定期間行うため設立される公益団体に参加することができる。

#### L.1115-4 条

1 地方公共団体及びその連合体は、国際協力の一環として、その諸権限の範囲内で、ま

たフランス国の国際的な協約を遵守しつつ、外国籍(外国法下)の公的組織に加盟し、又は欧州内で国境を接する国若しくは欧州連合加盟国の少なくともひとつの地方公共団体若しくはその連合体が加盟若しくは参加する外国籍法人に資本参加することができる。この加盟又は参加は、州における国務代理人(=州地方長官)のアレテにより許可される。

2 この加盟又は参加は、当該公的組織に加盟し又は当該法人に資本参加する外国の地方公共団体又はその連合体全体との協定の対象となる。この協定は、加盟又は参加の期間、条件、資金醸出方法及び監督方法を定める。フランスの地方公共団体及びその連合体による外国籍法人への資本参加又は費用負担は、その資本又は費用の 50 %を超えてはならない。

3 前項に規定される協定は、L.2131-1 条及び L.2131-2 条に規定される条件の下において、県における国務代理人(=県地方長官)に通告された後、直ちに発効する。L.2131-6 条及び L.2131-7 条の規定は、この協定に適用される。

4 地方公共団体及びその連合体が資本参加する外国籍の法人の会計監査役に認証された会計及び活動状況の報告書は、毎年、これらの公法人(=地方公共団体及びその連合体)の予算に添付される。地方公共団体及びその連合体が加盟する外国籍の公的組織の会計及び活動状況の報告書についても同様に扱われる(添付される)。この付属(添付)文書は各公法人ごとに資本参加額を明記する。

#### L.1115-4-1 条

1 国際(越境)協力の一環として、地方公共団体及びその連合体は、外国の地方公共団体及びその連合体と、法人格と財政自治を付与された欧州区(district européen)と称する国際越境協力団体(groupement local de coopération transfrontalière)を設立することができる。

2 欧州区の目的は、各々の参加公法人の利益となる使命を遂行し、公役務と関連施設を設立し運営管理することにある。

3 公法上の法人格は設立決定の発効日から認められる。この設立は、欧州区がその本部を置く州における国務代理人のアレテにより許可される。

4 第 5 部第 7 編第 2 章の規定は欧州区に適用される。但し、これを妨げる国際的規定があるときには、この限りでない。

5 外国の地方公共団体及びその連合体は、第 5 部第 7 編第 2 章の規定の枠内において設立された既存の混成事務組合に加盟することができる。その加盟は、前項に定められる条件の下で、当該混成事務組合を法上当然に欧州区に転換させる。

#### L.1115-5 条

いかなる協定も、その性格を問わず、地方公共団体又はその連合体と外国の国家との間ではとり交わすことはできない。

#### L.1115-6 条

地方分権型協力全国委員会が設立され、地方公共団体によって運営される地方分権型協力の現状を把握し、情報を最新のものとする。地方分権型協力全国委員会は、地方分権型協力を強化することを目的とするあらゆる提案を行うことができる。

L.1115-7 条

コンセイユ・デタによるデクレが、必要な限りにおいて、本節の適用条件を定める。

## **第 2 編 地方公共団体及びその広域行政組織に関して権限を有する全国組織**

### 第 1 章 地方財政委員会 (le Comité des finances locales)

#### 第 1 節 (タイトルなし)

L.1211-1 条

国会議員、州選出の代表、県選出の代表、コミューン選出の代表及びその連合体選出の代表、並びに国の行政機関の代表から構成される地方財政委員会が設立される。

L.1211-2 条

1 地方財政委員会は次の者から構成される。

- ① 国民議会 (=国会下院) から選出された国民議会議員 2 人
- ② 国会上院から選出された上院議員 2 人
- ③ 州議会議長の選挙人団から選出された州議会議長 2 人
- ④ 県議会議長の選挙人団から選出された県議会議長 4 人。但し、そのうち少なくとも 1 人は本法典第 3 部第 3 編第 3 章第 4 節第 1 款第 4 目に定められる税源微弱県加算経常費交付金の受給資格を有する県の県議会議長とする。
- ⑤ コミューン間広域行政組織 (公施設法人) の議長の選挙人団から選出されたコミューン間広域行政組織 (公施設法人) の議長 7 人。内訳は、大都市共同体 [communautés urbaines] から 1 人、租税法典第 1609 条 nonies C の税制を採択したコミューン共同体 [communautés de communes] から 1 人、当該税制を採択していないコミューン共同体から 2 人、都市圏共同体 [communautés d'agglomération] から 1 人、事務組合 [syndicats] から 1 人、及び新都市組合 [agglomération nouvelle] から 1 人である。
- ⑥ コミューン首長の選挙人団から選出された首長 15 人。うち海外県から少なくとも 1 人、山岳地帯コミューンから 1 人、沿岸地域コミューンから 1 人、海外領土から 1 人、観光地コミューンから 1 人、人口 2000 人未満のコミューンから 3 人が含まれる。

⑦ デクレにより指名された国の代表 11 人。

2 地方財政委員会は、公選職にある者が、委員の中から互選されて委員長を務める。地方財政委員会の委員の任期は 3 年である。

3 地方財政委員会の委員は、国を代表する公務員を除き、事故等による不都合がある場合には、委員会の一乃至複数の会議日程時に、次の者を代理に立てることができる。

① 国民議会議員及び国会上院議員については各院 2 人まで、本委員に併せて選挙人団により選出された補充人。

② コミューン的首長については正規の助役 (\* 助役 [複数] も首長と同じく各コミューン議会で議員のうちから互選される公選職) のいずれかひとり。

③ 県議会議長、州議会議長及びコミューン間広域行政組織(公施設法人)議長については、副議長(\*コミューンの助役と同様)のいずれかひとり。

#### L.1211-3 条

- 1 地方財政委員会は経常費総合交付金(DGF)の配分を監督する。
- 2 地方財政委員会は、場合に応じ、L.2334-7 条に規定される条件下で一括交付金の金額を定め、L.1211-5 条、L.1613-5 条及び L.2334-13 条掲記の交付金に充てられる財源を決める。
- 3 政府は、地方公共団体の財政に関するあらゆる法案、政府提出改正法案又は行政立法規定について、地方財政委員会に諮問することができる。デクレについては、諮問は義務的である。
- 4 毎年、7月31日までに、地方公共団体による前年度分の既知の会計決算状況が、地方財政委員会、並びに国民議会及び上院の財政委員会に提出される。

#### L.1211-4 条

- 1 地方財政委員会は、地方公共団体に関係する予算法案の規定の作成に必要な分析を、政府及び国会に提出することを任務とする。
- 2 地方財政委員会は、毎年、地方公共団体の決算書を元にして、地方財政の状況に関する報告書を作成する。
- 3 地方財政委員会は、地方公共団体の支出の複数年度にわたる推移の諸要因に関する調査を実施する任務を負う。この調査の結果は政府に報告される。
- 4 本条掲記の任務は、地方財政委員会の特別編成チームによって遂行されうる。それは地方財政調査研究チームと称せられ、地方財政委員会のすべての組織構成要素の代表者を含む。地方財政調査研究チームの構成員は、地方財政委員会の委員長により任命される。

#### L.1211-4-1 条

- 1 地方財政委員会は、小委員会構成で、国と地方公共団体との間の権限移譲についての費用見積り方法と財源補償額について、諮問される。この小委員会は費用見積り諮問委員会と呼ばれ、地方公共団体の公選職にある者から選出された代表者が主宰する。
- 2 それぞれの権限移譲について、費用見積り諮問委員会は、国の代表と当該権限移譲に関係する地方公共団体の各カテゴリーの代表が集まり、同数構成で開催される。
- 3 すべてのカテゴリーの地方公共団体に関係する法文等の内容を審議する場合には、費用見積り諮問委員会は総会の形で開催される。
- 4 この委員会の構成及び運営方式は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.1211-5 条

地方財政委員会の経常経費及び必要な作業の費用を賄うことを目的とする交付金は、その年の予算法律により設定された経常費総合交付金に充てられる財源の中から控除される。

## 第 2 章～第 4 章 省略

### 第 3 編 省略

### 第 4 編 地方公役務 (services publics locaux)

#### 第 1 章 一般原則

##### 第 1 節 公役務の委託 (les délégations de services publics)

###### L.1411-1 条

1 公役務の委託は、公法上の法人が責任を負う公役務の管理運営を公的な又は民間の受託者に委託する協定であり、その報酬は実質的に当該役務の遂行の成果に結びついている。受託者は役務に必要な工作物の建設や財産の取得の任務を負わされることもありうる。

2 この法典に規定される公法上の法人の公役務の委託は、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める条件の下で、委託当局によって、複数の競争的なオファー（提案内容を含む協定締結申込み）の提示を可能とする公開された手続に服する。専門職業人的堅実性 (garanties professionnelles = 給付役務の内容についての専門職業的な保証) は、特に共同事業者の人物及びそこに結集した専門職業人的資質の確実性の観点から評価される。設立中の又は新規に設立された会社は、既存の会社と同一の条件の下でオファーすることが認められる。

3 L.1411-5 条掲記の委員会は、専門職業上及び財務上の堅実性、労働法典 L.323-1 条に規定される障害を持った労働者の雇用義務の遵守、及び公役務の継続性と公役務における利用者の平等の原則を保障する能力を審査した後、オファーを提示することが認められる候補者の一覧表を作成する。

4 地方公共団体は各々の候補者に対し、役務給付の量的及び質的な内容、並びに必要な場合には、利用者に提示される役務料金の設定条件を明示する文書を交付する。

5 このようにして提示されたオファーは、委託者たる公法人の責任当局によって自由に交渉される。交渉の結果、委託公法人の責任当局が受託者を選任する。

###### L.1411-2 条

1 公役務の委託協定期間は限定されなければならない。地方公共団体は、受託者に求める役務の内容に応じて、その期間を定める。施設設備の建設整備が受託者の負担によるものであるときには、委託協定は、その期間を決定するにあたって、実際に行われる投資の性格と金額を考慮し、かつ建設整備される施設設備の通常減価償却期間を超えることはできない。上水道、下水道、家庭廃棄物及びその他の廃棄物の分野では、公役務の委託は 20 年を超える期間を設定することはできない。但し、委託当局の発意により、その期間超過の正当性について、予め所轄の総括公会計官 (= 国家公務員) の審査を受けたときは、この限りではない。その審査結果は、委託に関するすべての審議・議決より以前に、権限あ

る議会の構成員に通知される。

2 公役務の委託は、次の場合にしか、延長することはできない。

a) 一般的利益に基づく理由による場合。この場合の延長期間は 1 年を超えることはできない。

b) 受託者が、公役務のよき遂行のため、又は給付区域の地理的範囲拡張のため、かつ委託者の要請に基づき、当初協定に規定されておらず、委託の全体的な経済的効率性を変更するような性質のもので、かつ明らかに過大と思われる料金値上げによってしか協定の残存期間内に償却することができないような設備投資を余儀なくされる場合。

3 a) 又は b) に言及される延長は、議会の採択後にのみ可能である。

4 公役務の委託協定は、受託者が委託の目的とは無関係の役務の給付や金品の支払いを負担するような条項を含むことはできない。

5 受託者が委託団体に支払う権利金及び納付金の額及び計算方法については、協定にその根拠が示されていなければならない。受託者から委託団体に支払う権利金は、委託が上水道、下水道、家庭廃棄物及びその他の廃棄物を対象とするときには禁止される。

6 協定は、利用者が負担する料金を明記し、その変動を決める要因又は指標の料金への反映の詳細を明らかにするものとする。

7 本条の適用方法については、必要な限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

#### L.1411-3 条

1 受託者は毎年 6 月 1 日までに、特に公役務の委託の遂行に関する業務すべてを示した会計報告を含み、かつ給付した役務の質を分析した報告書を委託当局に提出する。この報告書には、委託当局が公役務の遂行状況を評価しうるようにするための付属文書が添えられる。

2 議会は、この報告書を受理後、直ちに直近の会議の議事日程に載せて、その内容を審査する。

#### L.1411-4 条

地方公共団体、その連合体及びその公施設法人の議会は、L.1413-1 条に規定される地方公役務諮問委員会の意見を聴取した後、地方公役務の委託全体の基本方針について見解を表明する。議会は、受託者が確保しなければならない給付の内容を示す文書について記述した報告を勘案して決定する

#### L.1411-5 条

1 委託の基本方針に関する決定の後、L.1411-1 条第 3 項及び第 4 項に定める条件の下で、公示とオファーの受理が行われる。

2 オファーを入れた封筒は、次の者により構成される委員会によって開封される。

a) 州、コルス地方公共団体(英訳=「コルスカ」)、県、人口 3500 人以上のコミューン、及び公施設法人の場合には、公役務の委託協定に署名する権限を持つ当局者又はその代表を委員長とし、さらに最大剰余方式を用いて比例代表により議会内で選ばれた 5 人の議員。

b) 人口 3500 人未満のコミューンについては、コミューン的首長又はその代表を委員長とし、さらに最大剰余方式を用いて比例代表により議会から選ばれた 3 人の議員。

3 同じ方式により、正規委員と同数の補充人の選出が行われる。

4 当該地方公共団体を所轄する公会計官及び競争担当大臣の代理 1 名もまた、参考意見を述べる者として委員会に出席する。

5 委員会の意見を勘案しつつ、協定に署名する権限を有する当局者は、オファーを提示した一乃至複数の事業者との間で、有益と考えられるあらゆる議論を自由に行う。当局者は、選定しようとする事業者を選択した結果を議会に付託する。オファーを提示することを認められた事業者の一覧表、提案の内容の分析、受託候補事業者の選定の理由、及び予定される協定の全体的な経済効率などを示す委員会報告を議会に提出する

#### L.1411-6 条

5 %を上回る協約金総額の積増しをもたらす公役務の委託協定の改定案については、L.1411-5 条に規定される委員会の意見が求められる。この改定案について議決する議会には予め委員会の意見が伝えられる。

#### L.1411-7 条

1 議会は、L.1411-5 条に規定される委員会への付託から少なくとも 2 ヶ月経てのち、受託者の選定及び委託協定について議決する。

2 議決の根拠となるべき文書は、少なくとも議決の 2 週間前までに議会に送付されなければならない。

#### L.1411-8 条

特定の事業者との直接交渉手続の活用は、競争手続きの開始後に如何なる提案も行われず、又は公共団体に受け入れられなかった場合にのみ可能である。

#### L.1411-9 条

1 L.2131-2 条の適用により、県における国務代理人 (= 県地方長官) 又は郡における副国務代理人 (= 副地方長官 = 郡長官) に送付されるべきコミューン、コミューンの公施設法人又はコミューン間広域行政組織 (公施設法人) の公役務の委託協定は、当該当局者が、その署名後、2 週間以内に、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた一覧表記載の書類を添えて、送付しなければならない。

2 地方当局者は、受託名義人に通知される協定に特に記載することにより、前項の送付日を明らかにして、それが正しく送付されたことを証明する。

3 地方当局者は、2 週間以内に、県における国務代理人又は郡における副国務代理人に対し、協定の通知日を報告する。

#### L.1411-10 条

L.1411-1 条から L.1411-9 条及び L.1411-11 条の諸規定は、地方公共団体の連合体及びこれら地方公共団体の公施設法人に準用される。

#### L.1411-11 条

1 L.1411-1 条及び L.1411-4 条から L.1411-10 条の諸規定は、1993 年 3 月 31 日以降に署名が行われた協定に適用される。

2 上記の規定は、汚職防止並びに経済活動及び公的手続の透明性に関する 1993 年 1 月 29 日法律第 93-122 号の公示日である 1993 年 1 月 30 日以前に、権限ある当局が、受託者の意向を明確に打診し、その受託者が、それに対応して、予備調査及び予備作業に着手していたときには、適用されない。

#### L.1411-12 条

L.1411-1 条から L.1411-11 条の諸規定は、次の場合には公役務の委託に適用されない。

a) 法律により、ある事業者のために独占権が設定されているとき。

b) その公役務が公施設法人に委託されているとき。但し、その委託事業が当該公施設法人の定款に明記されているときに限られるものとする。

c) 協定期間全体における受託者に支払われる金額が 10 万 6000 ユーロ (=旧 70 万フラン) を超えないとき、又は協定期間が 3 年を超えず、かつ年間 6 万 8000 ユーロ (=旧 45 万フラン) を超えない金額のものであるとき。しかしながら、この場合には、委託案は、事前に公示され、L.1411-2 条の規定に服する。この公示の方法はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.1411-13 条

人口が 3500 人以上のコミューンにおいては、公役務の委託管理協定の発効に関係して、コム્યーンに送付される公役務の委託管理に関する文書は、行政と公衆との関係の改善に関する各種諸措置及び行政的、社会的、税制上の各種規定に関する 1978 年 7 月 17 日法律第 78-753 号第 6 条掲記の諸措置を除き、コム્યーンの庁舎及び必要な場合にはコム્યーンの出張所において、掲示物の形で、受領から 2 週間以内に公衆の閲覧に供される。公衆は、コム્યーンの庁舎及び通常の掲示場所において、少なくとも 1 ヶ月間掲示される張り紙によって、首長より、その受領が知らされる。

#### L.1411-14 条

1 L.1411-13 条の諸規定は、人口 3500 人以上のコミューンの行政的公施設法人、並びにコム્યーン間広域行政組織(公施設法人)及び L.5711 条に規定される混成事務組合で人口 3500 人以上のコミューンを少なくともひとつ含むものに準用される。

2 公衆の閲覧に供される場所は、公施設法人の本部及びコム્યーン間広域行政組織(公施設法人)又は混成事務組合加盟コム્યーンの庁舎である。

#### L.1411-15 条

L.1411-13 条の諸規定は県に準用される。公衆の閲覧に供される場所は県庁舎である。これらの文書は各カントンにおいても公共の場所で公衆の閲覧に供されうる。

#### L.1411-16 条

L.1411-13 条の諸規定は州に準用される。公衆の閲覧に供される場所は州庁舎である。これらの文書は各県においても公共の場所で公衆の閲覧に供されうる。

#### L.1411-17 条

L.1411-15 条及び L.1411-16 条掲記の諸規定は、県際(広域行政)協力公施設法人、州際広域行政協力公施設法人、及び L.5721-2 条掲記の、少なくともひとつの県又はひとつの州を含む混成事務組合にも準用される。閲覧に供される場所は、公施設法人の本部、加盟県の県庁及び加盟州の州庁である。

#### L.1411-18 条

公役務の委託に関する協定は、県における国務代理人から州会計検査院に送付される。県における国務代理人は、これを関係地方当局に通告する。州会計検査院はこの協定を審査し、付託から 1 ヶ月以内に判断する。州会計検査院の見解は、当該地方公共団体又は公施設法人及び国務代理人に送付される。財政裁判所法典 L.242-2 条の諸規定が適用される。関係議会には、直近の会議の際に、州会計検査院の見解が通告される。

### 第 2 節 公役務の直接管理 (gestion directe des services publics)

#### L.1412-1 条

地方公共団体、その公施設法人、コミューン間広域行政組織(公施設法人)、又は混成事務組合は、その権限に属する商工業的公役務の直接管理のために、必要に応じて、L.1413-1 条掲記の地方公役務諮問委員会の意見を聴取した後、第 2 部第 2 編第 2 章第 1 節の諸規定に服する直営事業組織 (régie) を設定する。

#### L.1412-2 条

地方公共団体、その公施設法人、コミューン間広域行政組織(公施設法人)、又は混成事務組合は、必要に応じて、L.1413-1 条掲記の地方公役務諮問委員会の意見を聴取した後、第 2 部第 2 編第 2 章第 1 節の規定に服する直営事業組織の設定により、その権限に属する行政的公役務の運営を個別化 (= 分別) することができる。但し、その役務の性格又は法律の定めにより、地方公共団体が自ら管理運営しなければその遂行が保障されえない役務は除外される。

#### L.1412-3 条

地方公共団体、その公施設法人、コミューン間広域行政組織(公施設法人)、又は混成事務組合は、本編第 3 章第 1 節の規定に服する文化協力公施設法人の設立により、その権限に属する文化的公役務の管理運営を個別化することができる。

### 第 3 節 住民及び利用者の公役務分野への参加

#### L.1413-1 条

1 州、県、人口 1 万人を超えるコミューン、人口 5 万人を超えるコミューン間広域行政組織(公施設法人)、及び人口 1 万人を超えるコミューンを少なくともひとつ含む混成事務組合は、公役務の委託協定により第三者に委託し、又は財政自治権(=独立採算制)を持つ直営事業組織により経営する公役務の全般について、諮問を行う地方公役務諮問委員会を設立する。

2 地方公役務諮問委員会は、コミューンの首長、県議会議長、州議会議長、議決機関の議長又はそれらの代表が委員長を務め(=主宰し)、議会又は議決機関の構成員のうちから比例代表原則を尊重して任命された者、及び議会又は議決機関によって任命された地元の非営利団体の代表らにより構成される。委員会は、議事日程に応じ、委員長の提案を受けて、聴聞が有益であると考えられるあらゆる者に、審議に参加して参考意見を述べるよう要請することができる。

3 委員会の委員は、過半数により、地方公役務の改善に関するすべての提案を議事日程に載せるよう求めることができる。

4 委員会は毎年、委員長の報告に基づき、次のことを審査する。

① 公役務の受託者により作成された L.1411-3 条掲記の報告書。

② L.2224-5 条に規定される上水道公役務の料金と質、下水道役務、及び家庭廃棄物の回収、搬出又は処理役務に関する報告書。

③ 財政自治権(=独立採算制)を有する直営事業組織の業務報告書。

④ L.1414-14 条掲記の提携協定当事者による報告書。

5 委員会は、議会又は議決機関により、以下について意見を求められる。

① 公役務の委託案すべてについて。これは L.1411-4 条に規定される条件の下で議会又は議決機関が議決する前に行われる。

② 財政自治権(=独立採算制)を有する直営事業組織の設定案すべてについて。これは直営事業組織の設定を決定する前に行われる。

③ 提携協定案すべてについて。これは議会又は議決機関が L.1414-2 条に規定される条件の下で議決する前に行われる。

#### 第 4 節 提携協定 (contrat de partenariat)

##### L.1414-1 条

1 提携協定とは、公法人が、公役務に必要な非物質的投資や工作物又は施設設備のための資金調達、工作物又は施設設備の建設整備や改造、それらの維持、補修、運営若しくは管理、及び必要な場合、公法人が自ら担う公役務の使命の遂行と協調的なその他の役務給付に関する総合的任務を、投資の減価償却期間又は確約された資金調達方法に応じた一定期間、第三者に委ねる行政契約(contrat administratif)をいう。

2 公法人との共同契約者(cocontractant)は、完成が期される工作物の施工主となる。

3 共同契約者は工作物の設計のすべて又は一部を委託されることができる。

4 共同契約者への報酬は、協定の全期間中、公法人による支払いの対象となる。報酬額は共同契約者に割り当てられた成果目標に関係させうる。

#### L.1414-2 条

1 提携協定は、公法人が、協定締結手続を開始する以前に行う評価によって、次のような性格を持つとされる事業計画の実現のためにのみ、締結されうる。

a) 事業計画の複雑さのために、公法人が独自でかつ事前に、その必要に応えることができる専門技術的手段を見極め又は計画の財務的若しくは法的な見通しを立てることが客観的に見て不可能であることを示しているもの、あるいは緊急性が要求されていることを示しているもの。

b) 特に、包括的な費用やパフォーマンスの良好性とリスク分散の面で、諸種の選択肢を比較分析した後、公法人をして、分析検討された当該事業計画を採択し、提携協定締結手続に入ることを決定するに至らしめる経済的、財務的、法的、さらに行政的な理由を詳細に示しているもの。緊急時にあっては、この提示は簡潔なものでよい。

2 上記の評価は、地方公共団体の議会又は公施設法人の議決機関に提示され、議会又は議決機関は、提携協定の締結に係る基本方針について審議・議決する。

#### L.1414-3 条

1 提携協定の締結は、情報へのアクセスの自由、候補者の平等な取扱い、及び手続の客観性の原則の下に置かれる。

2 締結に先だって公示が行われ、これによりデクレに規定される条件下において、複数の競争的な協定申し込みの提示が可能になる。

#### L.1414-4 条

1 次の者は提携協定の入札に応募することができない。

a) 過去 5 年間に刑法典第 222-38 条、第 222-40 条、第 313-1 条から第 313-3 条、第 314-1 条から第 314-3 条、第 324-1 条から第 324-6 条、第 421-2-1 条、第 421-5 条第 2 項、第 433-1 条、第 434-9 条第 2 項、第 435-2 条、第 441-1 条から第 441-7 条、第 441-8 条第 1 項及び第 2 項、第 441-9 条、第 445-1 条及び第 450-1 条、労働法典 L.152-6 条第 2 項、並びに租税法典第 1741 条に規定される犯罪のいずれかについて有罪判決が確定した者。

b) 過去 5 年間に労働法典 L.324-9 条、L.324-10 条、L.341-6 条、L.125-1 条及び L.125-3 条掲記の犯罪について、犯歴簿の第 2 票に記載される有罪判決を受けた者。

c) 司法上の清算又は更生の手続が適用されている者、あるいは外国法による同等の手続の対象となった者。

d) 事業計画の協議が開始される年の前年の 12 月 31 日 (=会計年度末日) 現在、租税若しくは社会保障に関して義務づけられている申告を行っていない者、あるいはその時点で支払わなくてはならない租税又は社会保険料等を支払っていない者。対象となる租税及び社会保険料等のリストは、デクレで規定される条件下で作成される。

2 本条の規定は入札に応募する法人及び応募する企業グループの構成員たる法人に適用される。

#### L.1414-5 条

1 計画の複雑さのために、公法人が、その必要に応えることができる専門技術的手段を

見極め又は計画の財務的若しくは法的な見通しを立てることが客観的に見て不可能なときには、公法人は、L.1414-7 条に規定された条件の下に、入札の告示の中に、話合いの段階で協議する部分があることを表明できる。

2 そうしたケースにあたらぬ場合で、L.1414-2 条掲記の緊急性が求められているときには、公法人は、資格が認められた候補者は L.1414-8 条に定められる条件下で最終提案を直接提示することができることを表明する。

#### L.1414-6 条

1 入札の通知の発送日と事業者の立候補受付の最終日との間には、少なくとも 40 日の期間が設けられなければならない。その期間は公開競争入札の告示に記載される。

2 この期間経過後、L.1411-5 条の規定に従って構成された委員会は、公開競争入札の告示に記される候補者の選択基準に従い、L.1414-7 条に規定される話合い、又は〔公開競争入札の告示に掲記された候補者選抜基準の適用に関する〕L.1414-8 条の手續に参加する資格が認められた候補者リストを作成する。候補者の数は、それぞれ 3 人未満、5 人未満であってはならない。但し、L.1414-4 条掲記の排除事由のいずれにも当てはまらず、専門職業的、技術的及び財務的能力を有する適切な候補者が十分な数そろわないときは、この限りではない。公法人は、利害関係者の申立てに基づき、候補者の排除理由を通告する。

#### L.1414-7 条

1 公法人は、自らが作成した事業実施計画に基づき、各候補者と話合いを行う。その目的は、公法人の必要に最もよく応えることができる専門技術的手段と法的・財務的見通しを明らかにすることである。

2 公法人は協定のすべての側面について候補者と議論することができる。

3 各候補者は完全に平等な条件において協議される。公法人は、一部の候補者に対し他の候補者より有利な立場に立てるような情報を与えてはならない。公法人は、ある候補者が話合いの中で伝えた解決策提案又は秘密情報を、本人の同意なしに、他の候補者に明かしてはならない。

4 公法人は、その必要に応えることができると考えられるひとつ又は複数の解決策を- 必要な場合にはそれらを比較検討した上で- 確定することができるまで、候補者との話合いを続ける。

5 公法人は、議論が数段階に分かれて行われ、その後に公開競争入札の告示又は協議規則に記される基準を最もよく満たす諸提案のみを残すことを決めることができる。この方法を採用する可能性は、公開競争入札の告示又は協議規則に記されていないなければならない。

6 公法人は、議論が終了したと考える時は、すべての入札段階に参加した候補者にその旨を知らせる。公法人は、話合いにおいて提示され特定されたひとつ又は複数の解決策を元に、最終提案を提出するよう候補者に要請する。その提出期限は 1 ヶ月を下回ってはならない。公法人は協定の執行条件を定める。その中には、協定期間中の共同契約者の権利と義務の変更を予想する条項の執行条件、また必要な場合には、公開競争入札の告示又は協議規則において規定された契約の承諾基準を記した条項の履行条件も含まれる。公法人は、この段階まで真の競争を維持するように努力する。

7 これらのオファーは協定の履行に必要なすべての要素を含む。

8 公法人は候補者が提出したオファーについての説明、詳細若しくは補足、同じくオファーに含まれる財務面などの約束についての確認を求めることができる。しかしながら、これらの要請は、オファーの基本的要素又は契約の根本的性格を変更するものであってはならない。

9 すべての候補者又はオファーが最も高く評価された候補者たちに対して報奨金が交付されることが規定されうる。

#### L.1414-8 条

I 応募は、受理の日時を確実に特定し、また機密性を保証することができる方法で通告される。

II 封筒の開封は公開されず、候補者の出席は許されない。遅くとも公開競争入札の告示に記される日時までに受理された封筒のみが開封される。公法人は応募の封筒を開き、その内容を記録する。公法人は、候補者に関する情報を勘案し、オファーを提示することが許される候補者の一覧を作成する。

III 公法人は選ばれた候補者すべてに対し、同時にかつ書簡により意見聴取状を送付する。これは、候補者にオファーを提示することを要請するためのものである。

この意見聴取状には次のものが含まれる。

a) オファーの受理の最終日、提案の送付先の住所、及びフランス語で作成することの義務への言及。

b) 公開競争入札の告示についての言及。

c) 必要があれば、契約条件明細書及び補足文書の送付を求めうる事務部局の所在地、及びその要請に応えることができる期限。

オファーの受理期限は意見聴取状の送付から数えて 40 日を下回ってはならない。公法人の事情によらないところの緊急事態のときには、その期限は 2 週間に短縮することができる。

オファーが契約遂行の場所への訪問又は契約条件明細書の補完文書の現場での閲覧の後にしか提出し得ないときには、期限はそれ相応に延長される。

契約条件明細書上に補完的情報が含まれることとなった場合には、当該情報は公法人によりオファーの最終受理日の少なくとも 6 日前に伝えられる。

緊急事態のために期限が短縮された場合には、この情報はオファーの最終受理日の少なくとも 4 日前に伝えられる。

オファーは、受理の日時を確実に特定し、機密性を保証することができる方法で伝達される。

IV オファーを含む封筒の開封は公開されず、候補者の出席は許されない。遅くとも意見聴取状に記される日時までに受領された封筒のみが開封される。

V 候補者との交渉はあり得ない。公法人は候補者にそのオファーの内容の説明又は補完を求めることができるだけである。

#### L.1414-9 条

1 協定締結権は、公開競争入札の告示又は協議規則及び L.1414-7 条に規定される基準の適用により、L.1414-2 条掲記の評価調査の結論を考慮した上で、最良の経済合理的オファーを提示した候補者に授与される。

2 協定締結権の授与基準においては、諸評点が加重平均される。公法人がそうした加重平均計算が客観的に不可能であると認めるときは、授与基準では重要性が序列化される。

3 授与基準の中には、オファーの包括的費用、契約の対象に応じて決められる成果目標、及び候補者が契約執行にあたり中小企業及び手工業者に委託することを約束する部分の大きさが必ず含まれなければならない。

4 「中小企業」とは、従業員数が 250 人を超えず、過去 3 年間の平均売上高が 4000 万ユーロを超えない企業を指す。その会社の資本金のうち、中小企業の性格をもたない企業の出資による部分が 33 % を超えるときは、当該会社は中小企業とはみなされない。

5 以上の他に、契約の対象との関係から判断して、特に、オファーの専門技術的価値や革新的な性格、工作物又は施設整備の完成期日、それらの審美的又は機能的価値などの基準も採用されうる。

#### L.1414-10 条

1 議会又は議決機関は、執行機関による提携協定の署名を許可し、又は手続の不成立を宣言する。

2 この目的のために、決議案には、協定に係る公法人側の想定費用総額の年平均額、及びその費用を公法人の単年度財源調達能力と対比させた割合を示す指標を含む情報を添付するものとする。この割合はデクレに規定される条件の下で計算される。

3 公法人は、選定されなかった候補者に対し、そのオファーの不採択を通知する。この通知と協定締結の署名日との間には、少なくとも 10 日間の期間が設けられなければならない。

4 公法人は、協定の締結手続を進めることを放棄するときには、候補者にその旨を知らせる。

5 公法人は、落選した候補者から書簡による申立てを受けた場合には、2 週間以内に、そのオファーの不採択の理由、採択されたオファーの内容の特徴と相対的利点、及び締結権を授与された者の名前を書簡により知らせる。

6 協定は執行開始前に締結者に通告される。

7 この通告より 30 日の間に、公法人は公示のために欧州連合官報に協定締結権授与の通知を送達する。この通知は経済担当大臣のアレテにより作成された雛形に沿って作成される。

#### L.1414-11 条

1 企業又は企業の連合体から事業計画が提出され、公法人が提携協定を締結することによってその実現を期そうとするときは、公法人は L.1414-2 条から L.1414-10 条に規定される条件の下で協定締結手続を行う。

2 L.1414-4 条掲記の排除事由のいずれにも当てはまらず、また、その事業者らの技術的、

専門職業的及び財務的能力が十分な場合には、事業計画立案者は直ちに、L.1414-7 条に規定された話し合い又は L.1414-8 条に定められた手続に参加することが認められる。

#### L.1414-12 条

提携協定は次の事項に関する条項を必ず含むものとする。

- a) その期間。
- b) 公法人とその共同契約者との間でリスクの分担が定められる条件。
- c) 特に役務給付の質、工作物及び施設設備の質、それらが公法人の利用に供される諸条件、及び場合により利用状況に関し共同契約者に割り当てられる成果目標。
- d) ①共同契約者の報酬。②（報酬）算定のために、設備投資費用、運転費用、資金調達費用、及び、場合により、共同契約者が協定当事者たる公法人以外の求めに応えるために工作物又は施設設備を活用することにより得ることが許される収入が考慮され、区分される諸条件。③協定期間中の（報酬の）変動の理由と方法、及び支払い方法、特に、毎年、公法人がその共同契約者に支払わせる金額と共同契約者が罰金又は違約金の名目で負担する金額が補償の対象とされる諸条件。
  - e) 工作物及び施設設備は協定の当事者たる公法人が担う公役務に専らあてること、及び公役務の要求に専ら応えるべきことの遵守を確保することを目的とする共同契約者の履行義務。
  - f) 特に成果目標の尊重などの協定履行に関する公法人による監督の方法、同じく共同契約者が協定履行のために他の事業者の協力を求める諸条件、それも特に、共同契約者が契約の一部を中小企業及び手工業者に下請けに出す旨の約定を遵守するための諸条件。

共同契約者が工作物及び施設設備の整備のため協力を得る下請け事業者については、提携協定の締結者が、工事の進捗に応じて支払い、また遅くとも建造物の受け取りから 45 日以内に支払いを完了することを保障するため、保証金を設定する義務を示す諸条項。
  - g) 共同契約者の義務不履行、特に成果目標の不遵守などの場合に適用される違約金及び罰金。
  - h) 協定変更、又は合意が得られないときには公法人の一方的決定により、特に公法人の要求の変化、技術革新又は共同契約者の資金調達条件の変化などを考慮に入れるために、協定の一部の変更又は解約を行うことができる諸条件。

協定総額の 5 % を上回る増大をもたらすすべての変更案については、L.1414-6 条に定められた委員会の意見が求められる。協定変更を許可する議会又は議決機関には、予めこの委員会意見が伝達されなければならない。
  - i) 協定の一部又は全部の譲渡について公法人が行使する監督。
  - j) 共同契約者の義務不履行の場合、特に協定の解除が決定される場合、公法人が公役務の継続性を保障する方法。
  - k) 予見・不予想を問わない協定の中止の影響。特に工作物及び施設設備の所有権。
  - l) 係争の防止及び解決の方法、並びに、必要な場合、フランス法の適用により調停に付される場合の諸条件。

#### L.1414-13 条

1 提携協定が共同契約者に工作物の設計の全部又は一部を委託する場合、次の諸規定が適用される。

a) 当事者たる公法人が採択する契約履行条件の中に、工作物の設計を担当し、またその完工を検査する施工主集団を指定する義務が盛り込まれる。

b) オファーには、建物については建築設計案が必ず含まれること。

c) 協定締結権授与基準に、工作物の総合的な質が必ず含まれること。

2 公法人が共同契約者に対し工作物の設計の一部しか委託しないとき、公法人は、公共工作物の施工主及びその民間施工者との関係に関する 1985 年 7 月 12 日法律第 85-704 号の第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、自ら手がける設計の一部について、自ら施工主集団に協力を求めることができる。

#### L.1414-14 条

共同契約者によって作成される年次報告書は、地方公共団体又は公施設法人の執行機関により、その内容について意見がある場合にはそれを添えて、契約履行の追跡調査を可能にするため、地方公共団体の議会又は公施設法人の議決機関に提出される。

#### L.1414-15 条

提携協定は、L.2131-2 条、L.3131-2 条及び L.4141-2 条の適用により、県、州又はコルス地方団体の所轄国務代理人に、署名から 2 週間以内に送付される。地方公共団体又は公施設法人は監督権行使に必要な書類すべてをこれに添付する。

#### L.1414-16 条

協定が公物の占有を予定する場合には、協定期間中は、その占有が許可されたものとみなされる。協定締結者は、施工する工作物及び施設設備について物権を有する。但し、協定にそれを妨げる規定があるときには、この限りでない。これらの物権は、公物の完全性と公役務への専用を保証することを目的とする協定の条項に規定された条件と制限の下に、締結者に対し所有権者としての権利を与え義務を課す。

## 第 2 章～第 3 章 省略

## 第 5 編 省略

## 第 6 編 財政・会計規定

### 第 1 章（タイトルなし）

#### 第 1 節 一般原則

#### L.1611-1 条

国又は国の公施設法人が負担する支出については、いかなるものでも、法律によらなければ、地方公共団体又はその連合体は、直接的又は間接的に負担を課され得ない。

#### L.1611-2 条

各地方公共団体は、その権限の下にある役務に係る人件費、経常経費、及び施設設備整備費を負担する。

#### L.1611-3 条

公募による地方債の借り入れは、臨時融資の開始に関する 1946 年 12 月 23 日法律第 46-2914 号第 82 条により規定され、1953 年 2 月 7 日法律第 53-80 号第 42 条によって追加された諸条件の下で許可を得なければならない。

#### L.1611-4 条

1 補助金を得たすべての非営利社団、慈善団体又は事業者は、補助金を交付した地方公共団体を代表する者による監督を受ける。

2 当該年度にひとつ又は複数の補助金を受け取った団体、非営利社団、慈善団体又は私的事業者は、その補助金を交付した権限当局に対し、前年の予算と決算を証明する写し、及びその活動結果を示すすべての文書を提出しなければならない。

#### L.1611-5 条

地方公共団体、地方公施設法人、及び医療公施設法人の税金以外の債権は、デクレで定められる基準値に達した場合にのみ、債権取り立て手続きによる徴収が実行される。但し、即時現金徴収による使用料等の債権は、この限りでない。

#### L.1611-6 条

1 地方公共団体、コミュニケーション間広域行政組織(公施設法人)、コミュニケーション及びコミュニケーション間〔広域〕の社会福祉センター、並びに学校金庫が運営する、法律上の社会扶助事業を除く、①とりわけ、食料、衛生、衣料及び交通などに関する社会事業、②教育、文化、スポーツに関する事業、又は③余暇に関する事業において、これらの諸組織(地方公共団体、コミュニケーション間広域行政組織、コミュニケーション及びコミュニケーション間の社会福祉センター、並びに学校金庫)は、社会的問題を抱える人に対し、地方公共団体又は公施設法人が定めた範疇の財貨及び役務を購入することを目的として、「個別支援小切手」と称する証書を発行することができる。

2 個別支援小切手の交付を受けた者は、その額面価額を上限として、小切手に記載される財貨、製品又は役務を、支援業者のネットワークにおいて購入することができる。但し、全額又は一部の額の現金による返済は受けられない。

3 額面価額は配付者が受益者の経済的及び社会的な状況を考慮に入れることができるように調整される。

4 「個別支援小切手」と称される特別支払証書は、発行者から配付者に、その決済に要

する金額及び場合により手数料を支払って譲渡される。この特別支払証書の発行者は、通貨及び金融法典 L.518-1 条掲記の金融機関等において「個別支援小切手口座」と称する口座を開くとともに、予め所轄の特別委員会に申し出なければならない。

5 これらの証書は、民事暦年間を有効期限とし、利用期間は証書に明記される。

6 その有効期限終了後の翌々月の末日までに、支援業者から発行者に決済のために提示されなかった個別支援小切手は、完全に無効とされる。

7 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、特に以下の点について本条の適用方法が定められる。

- ・安心確保のための諸特性と個別支援小切手帳に記載される義務的注意事項。
- ・個別支援小切手の利用及び決済の諸条件
- ・公的組織の会計処理におけるこれら特別支払い証書の取扱い要考慮事項
- ・異なる提携支援者間の組織とシステム制御の方法

## 第 2 節 予算の採択及び執行

### L.1612-1 条

1 地方公共団体の予算が、適用される年度〔＝暦年に同じ〕の 1 月 1 日までに採択されない場合には、当該地方公共団体の執行機関は、この予算の採択まで、歳入を収納し、前年度の予算に計上された経常部門の歳出の限度内で、支出負担行為を行い、支出額を確定し、支出命令を発することができる。

2 執行機関は予算の採択前に支払期限が到来する年賦の元金償還に関する支出を命じる権限を有する。

3 さらに、予算の採択又は 3 月 31 日、あるいは州については L.4311-1-1 条第 1 項掲記の日までの間は、それらの日までに又は州については L.4311-1-1 条に規定された手続終了までに予算の採択がないままであっても、地方公共団体の執行機関は、議決機関の許可を得て、前年度予算において設定された予算額の 4 分の 1 までの限度内で、投資的支出について支出負担行為を行い、支出額を確定し、支出命令を発することができる。但し、債務償還に当てられる予算額はそこには含まれない。また、事業計画許可に含まれている複数年度支出については、計画許可の決議により当該年度分について予定されている支出予算計上額の範囲内で、投資的支出を確定し、支出命令を発することができる。

4 前項掲記の許可は、予算額の金額と用途を明示する。

5 前 2 項掲記の予算額は、その採択の際に予算に記載される。公会計官は、前掲の条件の下で発せられた支出命令に基づく支払いを行い、収入命令に基づく収入を収受する権限を有する。

6 本条は、L.4311-3 条第 I 款の規定が当てはまる場合を除いて、州に適用される。

### L.1612-2 条

1 予算が適用される年度の 3 月 31 日まで、又は議決機関の改選（＝全国統一して 3 月に実施）の年には 4 月 15 日までに採択されない場合には、県における国務代理官が直ちに州会計検査院に付託し、州会計検査院は 1 ヶ月以内に公開意見により予算決定のための

提案を行う。国務代理人は予算を決定し、執行力を付与する。県における国務代理人が州会計検査院の提案を採用しない場合には、その決定に明確な理由を付す。

2 州会計検査院への付託から国務代理人による予算の決定まで、議決機関は当該年度の予算については議決することができない。

3 この措置は、予算の未採択が3月15日までに予算の作成に不可欠な情報が議決機関に伝えられていなかったことに起因するときには適用されない。この情報の一覧は、デクレにより定められる。この場合には、議決機関は、この情報の伝達から2週間中に予算を決定しなければならない。

4 本条は、L.4311-1-1条の諸規定の留保の下に、州に適用される。

#### L.1612-3 条

1 新地方公共団体の成立の場合には、議決機関はその成立から3ヶ月以内に予算を採択する。これが行われないうちは、予算はL.1612-2条第1項及び第2項に規定される条件の下で、州会計検査院の公開意見を受けて、県における国務代理人がこれを決定し、執行力を付与する。

2 この措置は、予算の未採択が地方公共団体の成立から2ヶ月半の間に予算の作成に不可欠な情報が議決機関に伝えられていなかったことに起因するときには適用されない。この場合には、議決機関は、この情報の伝達から2週間中に予算を決定しなければならない。

#### L.1612-4 条

地方公共団体の予算は、①収入と支出が誠実に見積りされたうえで、経常部門及び投資部門がそれぞれ収支均衡するように議決され、かつ②投資部門(a)のために経常部門(b)の収入から留保される繰出金[A]に、投資部門固有の収入[B]（但し地方債借入れによる収入[C]は除く）と、場合により、減価償却及び引当金による内部留保資金[D]を加えたもので、当該年度に支払われるべき地方債の年賦償還金のうち元金償還(E)を賄うために十分な資金を用意できる場合に、真の均衡状態にあるとされる。

※〔注〕 収支均衡②のケース  $A + (B - C) + D > E$

#### L.1612-5 条

1 地方公共団体の予算が真の均衡状態で議決されなかったときには、州会計検査院は、L.2131-1条、L.3131-1条及びL.4141-1条に規定される報告から30日以内に、国務代理人による付託を受けて、これを確認し、付託から30日以内に、地方公共団体に対し予算均衡の回復に必要な措置を提案し、議決機関に新たな議決を求める。

2 当該予算を修正する新たな議決は、州会計検査院の提案の通告から1ヶ月以内に行われなければならない。

3 議決機関が所定の期限内に議決しないとき、又は新しい議決が十分な修正措置を含んでいないと州会計検査院によって判断されたとき—州会計検査院のこの判断は、新議決の報告から2週間以内に示されなければならない—、予算は県における国務代理人により決定され執行力が与えられる。国務代理人が州会計検査院の提案を採用しないときには、その決定に明確な理由を添えなければならない。

#### L.1612-6 条

L.1612-5 条の適用においては、前年度の決算に現れた経常部門・投資部門それぞれの決算収支を引き継いで後に、当年度の経常部門が黒字であり、又は繰越剰余金を引き継ぎ、かつ投資部門が真の均衡状態にある予算は、不均衡状態にあるとは見なされない。

#### L.1612-7 条

1997 年度以降、L.1612-5 条の適用において、特に、必要な減価償却及び引当金の計上後に、経常部門がコミューン議会の議決により繰り越しされた剰余金を含み又は引継ぎ、かつ投資部門が真の均衡状態にあるコミューン予算は不均衡状態にあるとは見なされない。

#### L.1612-8 条

地方公共団体の当初予算は、L.1612-2 条及び L.1612-9 条に基づく予算採択のための期限後、遅くとも 2 週間以内に、県における国務代理人に報告されなければならない。そうでない場合には、L.1612-2 条の規定が適用される。

#### L.1612-9 条

1 州会計検査院への付託から L.1612-5 条に規定される手続の終了まで、議決機関は、L.1612-5 条第 2 項に規定される議決及び L.1612-12 条の適用があるときを除き、予算について見解を明らかにすることができない。

2 地方公共団体の予算が県における国務代理人により決定され、執行力を得た時には、同一会計年度の追加予算は県における国務代理人により州会計検査院に報告される。さらに、L.1612-12 条に規定された決算書に関する議決機関の採択は、翌会計年度の当初予算の採択の前に行われる。上記の条件により採択された決算書が予算の執行における欠損（赤字）を示しているときには、この欠損は翌会計年度の当初予算に繰り越される。この当初予算は県における国務代理人により州会計検査院に伝達される。前項掲記の諸条件の下で採択された決算書が、予算執行の過程で欠損を呈した場合は、この欠損は、次年度の当初予算に繰越しされる。この当初予算は、県における国務代理人により州会計検査院に報告される。

3 前項の手続が行われる場合、当初予算の採択のために L.1612-2 条第 1 項に定められた日付はそれぞれ 6 月 1 日及び 6 月 15 日に延期される。この場合、L.1612-12 条に規定される公会計官の会計管理報告書の報告期限は 5 月 1 日となる。

#### L.1612-10 条

L.1612-5 条及び L.1612-14 条に係る地方公共団体の予算の州会計検査院に対する報告は、この予算の執行をその手続終了まで停止させる効力を有する。但し、L.1612-1 条の規定は、この報告時より適用される。さらに当該予算の投資部門の支出は、そこに記載された予算額の半額を上限として、支出負担行為が行われ、支出額が確定され、支出命令が発せられる。

#### L.1612-11 条

- 1 L.1612-1 条、L.1612-9 条及び L.1612-10 条の諸規定が適用される場合を除き、議決機関は、予算が適用される年度の終了時まで、その予算に修正を加えることができる。
- 2 さらに予算年度の終了から 21 日の間に、議決機関は、① 12 月 31 日までに契約された支出を支払うために経常部門の予算計上額の修整を予算に施し、また②経常部門・投資部門それぞれの予算又は各部門の予算間における配分整理調整を果たすために必要な予算計上をすることができる。
- 3 前項に規定される予算修整に関する議決は、その採択のために定められた期限から遅くとも 5 日までに国務代理官に報告されなければならない。こうして決定された予算修整に基づく支出命令は、遅くとも適用される年度の翌 1 月 31 日までに終了しなければならない。

#### L.1612-12 条

- 1 地方公共団体の決算の確定は、当該地方公共団体を所轄する公会計官により作成された会計管理報告書が遅くとも翌年度の 6 月 1 日までに送達されるのを受け、団体如何により、コミューンの首長、県議会議長若しくは州議会議長が提示する決算書案についての議決機関の票決によって行われる。決算を確定する議決機関の票決は、遅くとも翌会計年度の 6 月 30 日までに行われなければならない。
- 2 決算書は過半数の票がその採択に反対しなければ確定される。
- 3 決算書案が議会により拒否された場合には、(団体如何により) コミューン的首長、県議会議長若しくは州議会議長が提示した原案に拒否の議決を添付した当該決算書案は、それ(決算書案)が公会計官によって作成された会計管理報告書と合致しているものであるかぎり、国務代理官がこれを直ちに州会計検査院に付託し、これを受けて州会計検査院が 1 ヶ月以内に意見を提示した後、L.1424-35 条、L.2531-13 条、及び L.4434-9 条に規定された諸措置の実行、並びに L.1615-6 条に規定された付加価値税補償基金の配分確定のためには、決算書に成り代わるものとする。

#### L.1612-13 条

- 1 決算書は L.1612-9 条及び L.1612-12 条により採択のために定められた期限から遅くとも 2 週間以内に県における国務代理官に送達される。
- 2 それが行われないうちは、国務代理官は、L.1612-5 条に定められる手続に従って地方公共団体が採択した直近の予算を州会計検査院に付託する。

#### L.1612-14 条

- 1 地方公共団体の決算の確定により、収入及び支出の記載の誠実性の検証の後に、人口 2 万人未満のコミューンの場合、予算執行上、経常部門の収入の 10 %若しくはそれ以上の欠損(赤字)を呈したとき、それ以外の場合、同じく、5 %以上の欠損を呈したとき、国務代理官の付託を受けて、州会計検査院は、当該地方公共団体に対し、付託より 1 ヶ月以内に、予算収支の均衡を回復するために必要な措置を勧告する。
- 2 地方公共団体の予算が前項に規定される改善措置の対象となったときには、県におけ

る国務代理人は翌会計年度の当初予算を州会計検査院に送付する。

3 この当初予算の審査の際、地方公共団体が欠損を解消するために必要な措置を講じていないことを確認したときには、州会計検査院は、前項に規定された送付から1ヶ月以内に、必要な措置をとるよう県における国務代理人に提案する。国務代理人は予算を決定し、コミューンについてはL.2335-2条の諸規定を適宜適用した上で、この予算に執行力を与える。国務代理人が州会計検査院の提案を採択しないときには、その決定に明確な理由を添える。

4 前3項までの規定による措置を実行する場合には、L.1612-5条に規定される手続は適用されない。

#### L.1612-15 条

1 地方公共団体は、支払期限の来た債務の支払に必要な支出及び法律がそれとして明示的に定めている支出についてのみ義務を負う。

2 州会計検査院は、県における国務代理人であれ、当該地方公共団体を所轄する公会計官であれ、地方公共団体の利害関係者であれ、それらからの付託を受け、義務的支出が予算に計上されていないこと又は計上された金額が不十分であることを確認する。この確認は、付託から1ヶ月以内に行われ、当該地方公共団体に催告する。

3 その送付から1ヶ月経過した後でも催告に従わないときには、州会計検査院は、国務代理人にこの支出を予算に計上することを要請し、義務的支出を賄うために財源の創出又は任意的支出の削減を提案する。県における国務代理人は、その結果、修正された予算を決定し、執行力を与える。国務代理人は、州会計検査院の提案を採択しないときには、その決定に明確な理由を付さなければならない。

#### L.1612-15-1 条

1982年12月30日法律第82-1153号第21-4条による協定が存在しない場合には、州における国務代理人(州地方長官)は、L.1612-15条の条件の下において、L.1614-8-1条第4項による補償部分の範囲内で、フランス国有鉄道のために州の予算を職権計上する手続をとることができる。

#### L.1612-16 条

1 県における国務代理人による支払い命令の催告から1ヶ月以内に、(団体如何により)首長、県議会議長又は州議会議長による義務的支出の支払い命令が発せられないときは、国務代理人は、職権でこれを行う。

2 前項に規定されている期限は、当該支出が当初予算の経常部門の5%以上であるときには2ヶ月に延期される。

#### L.1612-17 条

L.1612-15条及びL.1612-16条の規定は、地方公共団体、その連合体及びその公施設法人については、既判力ある裁判判決に基づく義務的支出の計上及び支払い命令には適用されない。これらの行為は行政上の罰金強制及び公法上の法人による判決の執行に関する1980

年 7 月 16 日法律第 80-539 号第 1 条並びに行政裁判法典 L.911-1 条、L.911-2 条及び L.911-5 条から L.911-8 条によって規律される。

L.1612-18 条～ L.1612-19-1 条 (省略)

L.1612-20 条

I 本節の規定はコミューン及びコミューン間の公施設法人に準用される。

II L.1612-7 条を除いて、次のものにも準用される。

- ・ 県公施設法人及び県間公施設法人
- ・ コミューン及び県に共通の公施設法人
- ・ 地方公共団体又はその連合体及び公施設法人に共通の公施設法人
- ・ 州公施設法人及び州間公施設法人

### 第 3 節 経常費総合交付金 (DGF)

L.1613-1 条

1 1996 年の当初予算法律以降、経常費総合交付金 (DGF) は、①交付年度の消費者物価 (タバコを除く) の推定平均年次変動 (上昇又は下降) 率に、②現行年度全体の国内総生産 (PIB) 額 - それプラスである場合のみ - の変動 (増加) 率の 2 分の 1 を加算した和に等しい指標に応じて変動する。

2 2003 年以降、経常費総合交付金の金額の計算においては、前記の条件により計算された 2002 年の経常費総合交付金の金額に 150 万ユーロが加算される。

3 当初予算法律案に計上される交付金は、次の条件により決定される。

①現行年度の経常費総合交付金に適用されている指標は、国内総生産額の既知で直近の実質変動率がマイナスでないときには、それを考慮に入れて調整された上で、前年の経常費総合交付金の確定額に乘じられる。

〈以下省略〉

L.1613-2 条

1 1996 年以降、次のようなときには、遅くとも 7 月 31 日までに前年度分の交付金額の調整が行われるものとする。a) 当該前年度の消費者物価 (タバコを除く) の年次平均変動率に基づき、かつ場合により、b) その時点で確認された前々年度の国内総生産額の実質変動率に基づいて計算された指数を、既知の直近の確定的交付金額に乘じて算出した金額が、予算法律に計上された交付金の見積額と異なる場合。

2 前者が後者より大きい場合には、経常費総合交付金の交付を受ける団体の間で配分される。小さい場合には、差額は直近年度の経常費総合交付金から差し引かれる。

L.1613-2-1 条 (省略)

L.1613-3 条

経常費総合交付金の見積り額は、予算法律案に計上するために、L.1211-1 条により設立された地方財政委員会の意見を経て決定される。地方財政委員会は、予算担当大臣により、見積りに用いられた諸要素に関する資料を提供される。

L.1613-4 条

国庫のためにする控除は、経常費総合交付金からは一切行われぬ。

L.1613-5 条 (省略)

第 4 節 権限移譲についての財源補償

第 1 款 一般規定

L.1614-1 条

国と地方公共団体の間で行われる権限の移譲に伴う費用の純増は、同時に、このような権限の通常の行使に必要な財源の国からコミュン、県、及び州への移転を伴う。これらの財源は、移譲された権限の名目下で国により移管当時行われていた支出に等しいものであり、移管の初年度から経常費総合交付金同様に変動するものとする。これらの財源は移管された権限にかかる費用負担を全面的に補償する。

L.1614-1-1 条

地方公共団体の費用負担の増加を伴う権限の新設又は拡大は、法律により定められる必要な財源を伴う。

L.1614-2 条

1 移譲される権限の行使に対応する費用は、その権限の移譲に先立って行われる見積りの対象とする。

2 国が移譲した権限の行使に関する諸原則を行政立法によって変更する結果、地方公共団体に新たに生じる費用負担は、L.1614-1 条に規定された条件の下で補償される。但し、この補償は、L.1614-4 条掲記の地方分権化一般交付金の増額によって以前に補償されていない費用の部分に適用される。

L.1614-3 条

1 費用の増減の結果として生じる支出額は、L.1211-4-1 条に定められた条件の下で、地方財政委員会の費用見積り諮問委員会の意見を聴取した後、内務担当大臣及び予算担当大臣の共同アレテにより確認される。

2 前項掲記の諮問委員会は、その年の予算法律案の審査の際、地方公共団体に移管された費用負担の推移の明細書を、国会の意を受けて作成する。

3 明細書では、過去 10 年間に移管又は委託された権限に関する費用の推移が、地方公

共団体の階層類型ごとにまとめられる。これは移譲された権限の名目下で地方公共団体が年ごとに支出している額を元に、移譲された権限の L.1614-1 条の意味における通常の権限行使に対応する支出と地方公共団体の自由な発案による支出とを区別して行われる。

4 明細書はまた、職員の移籍及び権限の委任の財政的帰結、並びに権限の新設、移譲及び拡大の代償として移譲されたあらゆる種類の税収の推移をも記載する。

5 明細書は添付書類として、既知の直近年度における国の権限に属する事業への地方公共団体の参加及び国の地方公共団体に関係する事業計画への支援の詳細を含む。

#### L.1614-3-1 条

L.1614-3 条第 1 項掲記の諮問委員会は、権限の新設及び拡大並びに移譲された権限の行使条件の行政立法による変動に基づく費用負担の推移を確認し、同じく L.1614-3 条掲記の明細書にこれを記載する。費用負担が州又は県によって行使される権限に関係するものであるときは、その推移は各地方公共団体により確認される。

#### L.1614-4 条～ L.1614-6 条 (省略)

#### L.1614-7 条

1 国の権限の地方公共団体への移譲は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法による、移譲権限の行使に関係する統計の作成の継続を地方公共団体に義務づける。

2 これらの統計は国に送付される。

3 一般公益統計調査の実施のために、地方公共団体とその連合体は、統計的な見地から見て典型的な標本構成となるような個人情報をも国に送付する。

4 国は、本条の適用により集められたデータの活用成果、又は全国的に蒐集された地方公共団体及びその連合体の権限行使に関連する分野でのデータの活用成果を、地方公共団体とその連合体の利用に供する。国はこれを定期的に公表するものとする。

5 この地方公共団体の義務から生じる財政的負担は、L.1614-1 条から L.1614-3 条に規定される条件の下で国による補償の対象となる。

#### 第 2 款 一部の移譲に関する特別規定

#### L.1614-8 条～ L.1614-15 条 (省略)

#### 第 5 節～第 8 節 (省略)

### 第 2 章 地方議会議員に付与される保証

#### 第 1 節 (タイトルなし)

#### L.1621-1 条

本法典の諸条項の適用により地方議会議員が受け取る公務遂行手当は、租税法典第 204-0 bis 条に定義される職務経費に相当する部分を超える部分のみが差し押さえられ得る。

#### L.1621-2 条

1 L.2123-11-2 条、L.3123-9-2 条及び L.4135-9-2 条に規定される公職終了時の手当は、所定の財政基金より支払われる。財政基金の管理は預金供託公庫がこれを行う。この基金には、人口 1000 人を超えるコミューン、県、州、及び固有の租税を持つコミューン間広域行政組織(公施設法人)から義務的年次負担金が拠出される。

2 義務的拠出金の賦課徴収標準は、地方公共団体又は公施設法人がその議員に給付する可能性のある最高手当金額の総計からなる。

3 義務的拠出金率は、基金の資金需要を勘案して、デクレによって定められる。但し、1.5 %を超えることはない。

4 基金運営の明細書は、地方財政委員会への報告対象となり、官報に公示される。

### 第 7 編 (省略)

## ○ 第 2 部 コミューン

### 第 1 編 コミューンの組織

#### 第 1 章 コミューンの名 称 及 び 区 域 (省略)

#### 第 2 章 コミューンの機構

##### 第 1 節 コミューン議会 (le conseil municipal)

###### 第 1 款 構成

###### L.2121-1 条

各 コミューン の 本 体 は、 コミューン 議 会、 首 長 (le maire =メー ル) 及 び ひ と り 又 は 複 数 の 副 首 長 (adjoint[s]=「助 役」と も 訳) に よ り 構 成 さ れ る。

###### L.2121-2 条

コミューン議会の議員数は下表により定められる。

###### ○ コミュニティの人口 : 議員定数

100 人未 満	: 9 人
100 人から 499 人	: 11 人
500 人から 1499 人	: 15 人
1500 人から 2499 人	: 19 人
2500 人から 3499 人	: 23 人
3500 人から 4999 人	: 27 人
5000 人から 9999 人	: 29 人
1 万人から 1 万 9999 人	: 33 人
2 万人から 2 万 9999 人	: 35 人
3 万人から 3 万 9999 人	: 39 人
4 万人から 4 万 9999 人	: 43 人
5 万人から 5 万 9999 人	: 45 人
6 万人から 7 万 9999 人	: 49 人
8 万人から 9 万 9999 人	: 53 人
10 万人から 14 万 9999 人	: 55 人
15 万人から 19 万 9999 人	: 59 人
20 万人から 24 万 9999 人	: 61 人
25 万人から 29 万 9999 人	: 65 人
30 万人以上	: 69 人

#### L.2121-3 条

コミューン議会は、選挙法典 L.1 条から L.118-3 条、L.225 条から L.270 条及び L.273 条に規定される条件により選出される。

#### 第 2 款 辞職

#### L.2121-4 条

- 1 コミューン議会議員の辞職届は首長に提出される。
- 2 首長が辞職届を受理したときは直ちに辞職が確定する。辞職届を受理したときは、首長は、これを直ちに県における国務代理人（＝地方長官）に通告する。

#### L.2121-5 条

- 1 法律によりコミューン議会議員に委ねられた職務の遂行を正当な理由なくして拒否する議員は、地方行政裁判所により免職を宣言される。
- 2 職務遂行の拒否は、①法的に権限を有する者へ宛てられた明示的宣告若しくは②本人による公開の宣告、又は③議会招集権限をもつ者の警告後も引続く職務懈怠により、それがあつたものと認定される。
- 3 この免職を宣言された議員は 1 年間は再選され得ない。

#### 第 3 款 解散

#### L.2121-6 条

- 1 コミューン議会は、閣議において示され官報に公示される理由付きのデクレによる以外は、解散され得ない。
- 2 緊急の場合には、県における国務代理人の理由付きのアレテにより暫定的に停止される。この停止期間は 1 ヶ月を超えることはできない。

#### 第 4 款 運営

#### L.2121-7 条

- 1 コミューン議会は少なくとも四半期に一度開催される。
- 2 コミューン議会議員の全員改選があつたときは、改選後最初の会議は、議員の全員が選出され終わった投開票の日の直近で、早ければ金曜日に、遅くとも日曜日までの間に開かれる。

\*（注）選挙は 1 週間の間隔をおいての 2 回投票制で、投開票はいずれも日曜日。1 回目で決まる場合も 2 回目での場合もあるため、このような表現になる。

#### L.2121-8 条

- 1 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、コミューン議会は、その就任から 6 ヶ月以内に議会運営規則を定めることができる。

2 議会運営規則は地方行政裁判所への提訴の対象となりうる。

#### L.2121-9 条

1 首長(=議会の議長でもある)は、自ら有用と判断するつど、コミューン議会を開会することができる。

2 県における国務代理人、又は人口 3500 人以上のコミューンにあつては現職議員の少なくとも 3 分の 1 以上の者、人口 3500 人未満のコミューンにあつてはコミューン議会議員の過半数の者が、理由を付した書面により、首長に申し出たときは、首長は、申し出があった日から最長でも 30 日以内に、コミューン議会を招集しなければならない。

3 緊急の場合、国務代理人は、この期間を短縮することができる。

#### L.2121-10 条

招集は首長により行われる。招集は議事日程に登録される案件を示す。招集は議決記録簿に掲載され、掲示又は公示される。招集状は、書面により、その形式を問わず、コミューン議会議員の住居、又は議員が他の住所を選択した場合にはその住所に送付される。

#### L.2121-11 条

1 人口 3500 人未満のコミューンにおいては、招集は会議の少なくとも丸 3 日前に送付される。

2 緊急の場合に、首長は、この期間を短縮することができるが、丸 1 日(24 時間)を下回ることはできない。この場合、首長は、会議の冒頭において、議会にその理由の報告を行い、議会は緊急性の有無について議決し、審議事項の全部又は一部を後日の会議の議事に先送りすることができる。

#### L.2121-12 条

1 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、議決に付される案件の概略説明書が招集状とともにコミューン議会議員に送付されなければならない。

2 議案が公役務の協定に関するものであるときには、協定書案と関係書類一式は、コミューン議員の申し出があれば、議事運営規則に定める条件の下で、全コミューン議員が庁舎において閲覧できるようになっていなければならない。

3 招集期限は会議前少なくとも丸 5 日である。緊急の場合には、この期限は首長により丸 1 日を下回らない限りで短縮されうる。

4 この場合、首長は、会議の冒頭において、議会にその理由の報告を行い、議会は緊急性の有無について議決し、審議事項の全部又は一部を後日の会議の議事に先送りすることができる。

#### L.2121-13 条

コミューン議会議員は、その職務の範囲内で、審議の対象とされる事案について情報を得る権利を有する。

#### L.2121-13-1 条

- 1 コミューンは、最も適切と判断する物理的手段により、コミュニティ議会議員に対する情報提供を行う。
- 2 コミューンは、その権限に帰属する事案について情報交換が可能になるように、議会の定める条件の下において、必要な情報処理手段及び遠隔通信手段を、個々の議員の用に供させることができる。
- 3 これらの措置は、コミュニティ間広域行政組織(公施設法人)に準用される。

#### L.2121-14 条

- 1 コミューン議会は、首長、又は首長が欠ける場合にはそれに代わる者が、その議長を務める。
- 2 首長の提出する決算書案が審議される会議においては、コミュニティ議会は議長を選出する。
- 3 この場合、首長は議長としての職務に就いていない間でも審議に参加することができるが、採決の際には席を外さなくてはならない。

#### L.2121-15 条

- 1 コミューン議会は、各会期の初めに、書記の職務を果たす者として、議員の中から一乃至若干名を任命する。
- 2 コミューン議会は、この一乃至若干名の書記に加え、議員以外から任命される書記補を加えることができる。書記補は会議に出席するが、議決に参加することはできない。

#### L.2121-16 条

- 1 首長のみが議会の警察権を有する。
- 2 首長は秩序を乱すすべての者を傍聴席から排除させ又は逮捕させることができる。
- 3 重罪又は軽罪の場合、首長は司法調書を作成し、共和国検事に直ちに付託する。

#### L.2121-17 条

- 1 コミューン議会の議決は、現職の議員の過半数が出席しているときのみ有効である。
- 2 L.2121-10 条から L.2121-12 条の規定に従い適式に行われた最初の招集の後、この定足数に達しない場合には、コミュニティ議会は、少なくとも 3 日間の間隔を置いて再度招集される。この場合には、定足数要件を満たさないときにも議決は有効となる。

#### L.2121-18 条

- 1 コミューン議会の会議は公開される。
- 2 前項にかかわらず、3 人の議員又は首長の要請により、コミュニティ議会は、審議を経ずに、出席し若しくは代理人に授権した議員の絶対多数により、会議の非公開を決定することができる。
- 3 これらの会議は視聴覚通信手段により中継可能とされる。但し、このことは首長の L.2121-16 条に基づく権限を損なってはならない。

#### L.2121-19 条

コミューン議会議員は、コミューンの諸案件に関係する口頭質問を会議中に行う権利を有する。人口 3500 人以上のコミューンにおいては、これら質問の頻度並びに提示及び審査に関する規則を議会運営規則で定める。それがない場合には、これらの事項に関する規則は、コミューン議会の議決により定められる。

#### L.2121-20 条

- 1 会議への出席に支障があるコミューン議会議員は、その選択に係る他の議員に、委任者の名で投票する権利を書面により委ねることができる。ひとりの議員はひとりの議員からしか受任できない。委任は常に撤回できる。正式に確認された病気の場合を除き、連続して3回以上の会議にわたる委任は無効である。
- 2 議決は有効投票数の絶対的多数により決せられる。
- 3 可否同数の場合は、秘密投票の場合を除き、議長が裁決投票権を持つ。

#### L.2121-21 条

- 1 出席議員の4分の1の要請があれば、投票は公開投票で行われる。議決の記録簿には投票者の名前と投票の内容が記載される。
- 2 下記の場合には秘密投票となる。
  - ①出席議員の3分の1が要求する場合。
  - ②指名又は推薦が行われる場合。
- 3 後者の場合には、2回目の秘密投票でもなお絶対多数を得る候補者がいない場合には、第3回投票が行われ、相対的多数による選挙となる。同数投票の場合には、年長の者が選ばれる。
- 4 コミューン議会は、全会一致により、指名又は推薦の際に秘密投票を行わないことを決定できる。但し、法律又は行政立法措置により明白に秘密投票を規定している場合は、この限りでない。

#### L.2121-22 条

- 1 コミューン議会は、各会期中に、行政執行当局によるものであれ、議員の発意によるものであれ、議会にかけられる案件について調査する任務を担う委員会を設立することができる。
- 2 委員会は、法律上当然に充て職で委員長となる首長により、その任命から1週間以内に、又は委員会を構成する議員の過半数の要請によって、より短時日のうちに、招集される。委員会は最初の会議において、副委員長を任命する。副委員長は首長が欠けた時又は故障があるとき、委員会を招集しその議長を務めることができる。
- 3 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、入札委員会及び競売委員会を含む各種の委員会の構成は、コミューン議会における議員の多様な見解を可能にするために、比例代表原則が遵守されなければならない。

#### L.2121-22-1 条

- 1 人口 5 万人以上のコミューンにおいては、議員の 6 分の 1 から要請があったときには、コミューンの利益に関わる問題について重要な情報を収集し、又はコミューンの特定の公役務の評価を行うことを任務とする、情報・評価特務委員会の設置を決定することができる。同一の議員は年間に 2 回以上、この種の要請を行うことはできない。
- 2 コミューン議会の全員改選の年に先立つ暦年の 1 月 1 日以降は、いかなる特務委員会も設置され得ない。
- 3 特務委員会の設置要請の提案及び審査に関する規則、その運営方式、比例代表原則の遵守の下での構成方式、特務委員会の存続期限、並びにコミューン議会議員に報告書を提出する要件が、議会運営規則により定められる。特務委員会の存続期限は、その設置の議決の日から 6 ヶ月を超えることはできない。

#### L.2121-23 条

- 1 議決は日付順に記録される。
- 2 議決は会議に出席したすべての議員によって署名され、又は署名することができないときには、その理由が明記されるものとする。

#### L.2121-24 条

- 1 第 1 部第 5 編第 1 章及び L.2251-1 条から L.2251-4 条の規定により、経済対策の分野で行われたコミューン議会の議決及び公役務の委託協定を承認する議決は、コミューン内で流布する地域刊行物に掲載される。
- 2 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、法規制定の性格を持つ議決は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件の下で、行政行為・例規集に収録される。

#### L.2121-25 条

会議の結果報告は 1 週間以内に掲示される。

#### L.2121-26 条

- 1 あらゆる自然人又は法人は、コミューン議会の議事録、コミューンの予算及び決算並びにコミューンのアレテの閲覧を要求する権利を有する。
- 2 各人はその責任においてこれらを公開できる。
- 3 第 1 項掲記の文書公開は、首長及び国の地方支分部局からも得ることができ、1978 年 7 月 17 日の第 78-753 号法律第 4 条に規定される条件の下に行われる。
- 4 本条の規定は、コミューンの行政的公施設法人に準用される。

#### L.2121-27 条

人口 3500 人を超えるコミューンでは、コミューンの与党〔＝多数派〕に属さない議員は、その申請に基づき、共用事務室を無償で利用することができる。この場合の貸出方式は、施行デクレにより定める。

#### L.2121-27-1 条

人口 3500 人以上のコミューンで、その形式がいかなるものであれ、コムミューン議会の実績及び運営に関する広報冊子を発行するときには、コムミューンの与党に属さない議員による表現のための紙面が設けられる。この利用方法は議会運営規則により定められる。

#### L.2121-28 条

1 I 人口 10 万人を超えるコムミューンの議会において、議員会派の活動の枠組みは議決の対象となりうる。但し、その際、議員の手当制度に関する決定は変更され得ない。

II 同じく人口 10 万人を超えるコムミューン議会において、議員会派は、その構成員とその代表のリストを添えて、構成員が署名した（議員会派の）結成宣言を首長（＝議長）に手渡すことによって構成される。

2 コミューン議会は、その定める条件において、議員会派に対し、その固有の又は共同の利用のために事務所及び事務機器を提供し、文書、郵便、通信の費用を負担することができる。

3 首長は、議会により定められる条件及び各グループの代表の提案により、議員会派にひとり又は複数のスタッフを配置することができる。コムミューン議会は、コムミューンの予算に特別に開設された章において、この支出に必要な予算額を設定することができる。但し、この支出は、毎年コムミューン議会議員に支払われる手当の合計額の 100 分の 30 を超えてはならない。

4 首長は上記の支出の支払い命令官である。

5 各議員会派の責任者たる議員は、これらの協力者により、議会内において、各会派のために提供される役務の条件と供与方法を定める。

#### 第 5 款 権限

#### L.2121-29 条

1 コミューン議会は、議決によりコムミューンの諸事務を処理する。

2 コミューン議会は、法令の定めるところにより求められるつど、また県における国務代理官により求められるつど、その意見を表明する。

3 コミューン議会が、正規に要請され招集されたにもかかわらず、意見の表明を拒否し又は怠る場合には、黙過されうる。

4 コミューン議会は、地域の利害に関わるすべての問題について要望を表明する。

#### L.2121-30 条

コムミューン議会は、県における国務代理官の意見を受けて、公教育における初等科及び幼児科の学校及び学級を設立し、その配置を決定する。

#### L.2121-31 条

1 コミューン議会は決算書を確定する。決算書は、毎年首長からコムミューン議会に提示される。

2 コミューン議会は、最終処理清算を除いて、所轄公会計官の会計管理報告書について聴取し、議論し、これを確定する。

L.2121-32

コミュニティ議会は、毎年、租税法典第 1650 条に従い、直接税コミュニティ委員会の構成員に任命される納税者の候補者リストを作成する。

L.2121-33 条

コミュニティ議会は、本法典の諸規定及び外郭組織を規律する法文に規定される事由と条件に基づき、外郭組織に議席を保有させるために議員又は代表を任命する。前掲の諸規定により定められている職務期間にかかわらず、コミュニティ議会は、随時、議員又は代表を任命し、現任者の残任期間について、同様の方式で行う新規の任命による交代を行うことが出来る。

L.2121-34 条

1 起債に関するコミュニティ社会福祉センターの議決は、下記の場合、コミュニティ議会の合意を受けて発効する。

①起債額が単独で又は未償還の他の起債と合わせても、当該施設法人の経常収入の金額を超えず、かつ償還が 12 年以内で行われる場合、かつ

②何らかの施工予定事業があるとき、その計画が予め所管当局の承認を受けていることを条件として。

2 起債額が単独で又は未償還の他の起債と合わせて、当該施設法人の経常収入の金額を超えるとき又は償還期間が 12 年を超えるときには、県における国務代理官のアレテによる許可が必要である。

3 コミューン議会の意見が思わしくないときは、国務代理官の理由を付したアレテによってのみ起債が許可されうる。

4 償還期間が 30 年を超えるときには、コンセイユ・デタの議を経たデクレによってのみ、起債が許可され得る。

## 第 6 款 特別代議団

L.2121-35 条

コミュニティ議会の解散又は現職議員すべての辞職、又はすべての議員の選挙の取り消しの確定、又はコミュニティ議会が成立しないときには、特別代議団がその職務を果たす。

L.2121-36 条

1 特別代議団は、解散、選挙の取り消しの確定、辞職の受理又はコミュニティ議会の成立が不可能であることの確認から 1 週間以内に、国務代理官の決定により任命される。

2 特別代議団はその議長及び場合により副議長を選任する。

3 議長、又は議長が欠ける場合には副議長が、首長の職務を果たす。議長の権限は、新

たな議会が成立した後、直ちに止む。

#### L.2121-37 条

- 1 特別代議団の代議員の数は、人口が 3 万 5000 人以下のコミューンにおいては 3 人である。
- 2 この数は、それ以上の人口を擁するコミューンでは 7 人にまで増やすことができる。

#### L.2121-38 条

- 1 特別代議団の権限は、保全的かつ緊急の純粹に行政的な諸行為に限られる。
- 2 いかなる場合でも、現会計年度において利用可能な財源を超えてコミューン財務にかかる支出負担行為を行うことは許されない。
- 3 特別代議団は、コミューンの予算を準備することも、首長又は公会計官の決算の受理も、職員人事や公教育制度を変更することもできない。

#### L.2121-39 条

- 1 コミューン議会が解散された場合、又は L.2121-35 条の適用により特別代議団が任命されたときには毎回、3 ヶ月以内にコミューンの改選総選挙が行われる場合を除き、解散若しくは辞職のときから 2 ヶ月以内にコミューン議会の再選挙が行われる。
- 2 特別代議団の職務は、コミューン議会が再編成立されたとき、当然に失効する。

### 第 7 款 国務代理官 (= 地方長官) との関係

#### 第 2121-40 条

- 1 首長は、その要請によって、コミューンの権限の行使に必要な情報を県における国務代理官 (= 地方長官) から得る。
- 2 国務代理官は、その要請によって、その権限の行使に必要な情報を首長から得る。

### 第 2 節 首長及び副首長 (= 助役)

#### 第 1 款 一般規定

#### L.2122-1 条

各コミューンに、議員の中から互選で選出される 1 名の首長 (maire) とひとり又は複数の助役 (adjoint [s] = 副首長) をおく。

#### L.2121-2 条

コミューン議会は助役の数を定める。但し、その数は、コミューン議会の法定議員数の 30 % を超えることはできない。

#### L.2122-2-1 条

人口 8 万人以上のコミューンでは、L.2122-2 条に規定される制限については、ひとつ又は複数の地区を専ら担当する助役の職を設置するために、定数超過が認められる。但し、当該助役の数は、コミューン議会の法定議員定数の 10 % を超えてはならない。

#### L.2122-3 条

1 何らかの障害又は地理的遠隔性が、コミューンの中心市街地と他の地区との間の通信を困難、危険又は一時的に不可能にする場合には、当該コミューン議会の理由を付した議決によって、特別助役の職を設けることができる。

2 コミューンが合併した場合も、ひとり又は複数の特別助役の職を設けることができる。

#### L.2122-4 条

1 コミューン議会は秘密投票を行い、絶対多数により、議員の中から首長及び助役を選出する。何人も、満 18 歳（＝有権者資格年齢）に達していなければ、首長には選出され得ない。

2 首長の職務は、欧州議会議員又は次の職とは兼職できない。すなわち州議会議長及び県議会議長。

3 首長の職務は、欧州委員会委員、欧州中央銀行の理事又はフランス銀行金融政策審議会の委員の職務とも兼職できない。

4 第 2 項及び第 3 項に規定される兼職禁止の地位に新たに選任され、又は現にその職務を遂行している首長は、まさにそのことにより首長としての職務を停止する。異議のある場合には、兼職禁止は選任を確認する裁判的決定が確定した日から効力を発する。

#### L.O.2122-4-1 条

フランス国籍を持たないコミューン議会議員は、首長又は助役には選出され得ず、一時的にもそれらの職務を遂行することができない。

#### L.2122-5 条

1 コミューンの会計、すべての公訴公課の賦課・徴収又は監査結果を知りうる立場にある財務行政機関の職員は、行政上の住所のある県内で、その配属機関の管轄下にあるすべてのコミューンにおいて、首長にも助役にもなることはできず、また、一時的であっても、首長又は助役の職務を遂行することはできない。

2～3（省略：より上級の財務関係職員についてのより幅広い制限を規定）

#### L.2122-6 条

首長から給与を得ている職員は、その給与労働の内容が首長の職務の遂行に直接関連している場合には、助役になることはできない。

### 第 2 款 選任

#### L.2122-7 条

- 1 首長及び助役は秘密投票により絶対多数を得て選出される。
- 2 2 回の投票において候補者が誰も絶対多数を得なかった場合には、3 回目の投票が行われ相対多数で選出される。
- 3 得票数が同数の場合には、年長者が選ばれるものとする。

#### L.2122-8 条

- 1 首長の選出が行われる会議においては、コミューン議会の最年長者が議長を務める。
- 2 コミューン議会議員は、首長又は助役の選挙のために、L.2121-10 条から L.2121-12 条による形式と期間の規定に従って招集される。招集状は実施される選挙について特に明記する。
- 3 招集に先立ち、コミューン議会の補充に必要な選挙があればそれが行われる。
- 4 補充のための選挙後に新たな空席が生じた場合には、議会が議員の 3 分の 1 以上失ったのでなければ、首長及び助役の選出は実施され得る。
- 5 議会が議員の 3 分の 1 以上を失った場合、新たな補充のための選挙が行われる。これは最後の空席の発生から 1 ヶ月以内に実施される。但し、コミューン議会が法定定数の 3 分の 1 を失った場合を除き、助役がひとりしか選出されないときには、コミューン議会は首長の提案に基づき、予め補充選挙を行うことなく助役の選挙を行うことを決定することができる。

#### L.2122-9 条

人口 3500 人以上のコミューンにおいて新たな首長が選出される時、議席の欠員が、次の事項の結果である場合には、コミューン議会は議席を満たしているものとみなされる。

- ① 首長が辞職しかつ後任の首長の選出以前に生じた議員の辞職。
- ② コミューン議会議員の当選を確定的に取消し、一方で他の者の議員当選宣告がない行政裁判所の判決。

#### L.2122-10 条

- 1 首長及び助役は、コミューン議会と同じ期間について選出される。
- 2 前項にかかわらず、人口 3500 人以上のコミューンにおいては、首長及び助役の任期は、行政裁判所が確定判決により、コミューン議会議員の選挙結果を取消し、その結果、議席の過半数が、投開票終了後の選挙結果宣告の際にそれを割り振られた候補者名簿と別の名簿に割り振られることになったときには、首長と助役の職務は、法上当然に終了する。
- 3 新たな首長の選出があった時には、その理由がいかなるものであれ、新たな助役の選出が行われる。
- 4 一部改選のための選挙後、コミューン議会は新たな助役の選出を行うことを決定することができる。
- 5 空席が生じ、新たな助役の任命が行われる際、コミューン議会は、序列表に基づき、従前、助役の地位にあった議員が欠けたときに占めていたのと同じ序列の助役職に就くことを決定することができる。

#### L.2122-11 条

L.2122-3 条に規定される特別助役は、議会により議員の中から選出される。コミューンの当該地区に居住する議員がいない場合又は議員に故障がある場合には、その地区の住民より選出される。

#### L.2122-12 条

首長及び助役の選出は、掲示により、24 時間以内に公表される。

#### L.2122-13 条

首長及び助役の選出は、コミューン議会の選出に対する不服申立てについて規定された条件、形式ならびに期限により、無効の申立ての対象となる。

#### L.2122-14 条

1 首長又は助役の選出が取り消され、又は他の理由により首長又は助役がその職務遂行を停止した場合は、代替りの者を選出するために、議会が、その定数を満たしているときには、2 週間以内に招集される。

2 議会を補充する必要がある場合には、欠員が生じてから 2 週間以内に議員の補充選挙を行い、さらに引き続く 2 週間以内に新たな首長を選出する。補充選挙の後、新たな欠員が生じたときには、L.2122-8 条及び L.2122-9 条が適用される。

#### L.2122-15 条

1 首長又は助役の辞職届は、県における国務代理人に送付される。辞職届は、国務代理人の受理時より、若しくは受理されないときは、書留により内容証明された辞職届の再送付から 1 ヶ月後に確定する。

2 首長及び助役は、L.2121-36 条、L.2122-5 条、L.2122-6 条、L.2122-16 条及び L.2122-17 条の諸規定の留保の下に、後継者の就任まで職務を続けて遂行する。

3 前項にかかわらず、全員改選の場合には、新議会の成立から首長の選出までの間、首長及び助役の職務は、コミューン議会議員がその序列表に従いこれを遂行する。

4 本条に規定される手続は、首長又は助役が同時にコミューン議会議員職を辞した際にも適用される。

5 第 1 項の規定にかかわらず、選挙法典 L.46-1 条、L.O.151 条及び L.O.151-1 条の規定に基づき提出された首長及び助役の辞職届は、国務代理人による受理の時に確定する。

#### L.2122-16 条

1 首長及び助役は、自らが批難される原因となっている事実について聴取され、又は書面による説明を提出するよう求められた後、理由が付記された大臣アレテによる 1 ヶ月を超えない範囲での停職処分を受けうる。免職は、閣議で決定された理由付記デクレによってのみ行われうる。

2 停職のアレテ又は免職のデクレに対する争訟では、弁護士強制主義が免除される。

3 免職は、免職のデクレから 1 年間の首長及び助役の職への被選挙資格の欠格を法上当

然に生ずる。但し免職以前に、コミューン議会議員の全員改選が行われた場合には、この限りでない。

#### L.2122-17 条

首長が欠けたとき、停職、免職、その他の故障があるときには、任命の序列（＝議会での選出順）に従って、ひとりの助役が一時的に首長の職務の全権を代理する。助役も欠けたときは、議会から指名されたコミューン議会議員、若しくはその指名がなされていないときは序列表に従い、ひとりの議員が一時的に首長の職務の全権を代理する。

### 第 3 款 権限

#### 第 1 目 権限行使の一般的条件

#### L.2122-18 条

1 首長（メール）は単独で行政執行の責任を負うが、自らの監督と責任の下に、アレテにより、その職務の一部をひとり又は複数の助役に委任することが出来る。また、助役が欠けたとき若しくは故障があるとき、又は助役全員が各々既に何らかの委任を受けているときには、コミューン議会議員に委任することができる。

2 選挙法典 LO.141 条、本法典 L.3122-3 条又は L.4133-3 条の規定により首長を辞職したコミューン議会議員は、コミューン議会議員の任期終了まで、又は兼職不能に至った権限行使若しくは職務の停止までは、受任できない。

3 首長が助役に対し行った委任を撤回したときには、コミューン議会は、助役が受任した職務の維持について意見を表明しなければならない。

#### L.2122-18-1 条

地区担当助役は、主としてその所管地区に関連するあらゆる問題について知らなければならない。地区担当助役は住民への情報提供に留意し、地区の活動への住民の参加を促す。

#### L.2122-19 条

首長は自らの監督と責任の下に、アレテにより、次の者に署名権を委任できる。

- ① コミューンの事務総長及び事務次長
- ② 専門行政部門の部局長

#### L.2122-20 条

L.2122-18 条及び L.2122-19 条に基づき首長が与えた委任は、撤回されない限り存続する。

#### 第 2 目 コミューンの名において行使される権限

#### L.2122-21 条

首長は、コミューン議会の監督と県における国務代理官の行政監督の下で、一般的に、

コミューン議会の決定を執行する責務を負う。特に次のものである。

① コミューンの財産を保全、管理し、さらに、コミューンの諸権利のあらゆる保全行為を行う。

② 歳入を管理し、コミューンの諸公施設法人とコミューンの会計を監督する。

③ 予算を調製・提出し、支出を命令し、また財産目録に記されていない動産に関する設備費で、財政及び地方公共団体の担当大臣による大臣アレテで定められた限度額を下回る金額のものについて、議会の個別項目ごとの明確な議決により、投資部門に予算計上する。

④ コミューンの建設工事を指揮する。

⑤ コミューン道に関する措置を実施する。

⑥ 法令で定められた形式により契約に署名し、財産の賃貸借契約を結び、コミューンの建設工事の入札を実施する。

⑦ 同様の形式により、売買、交換、分割、寄贈又は遺贈の受領、取得、取引などの行為が、本法典の規定によって許されているときに、これを行う。

⑧ 原告又は被告としてコミューンを代表する。

⑨ (ア)所有者又は狩猟権者の欠けている場合に、そのための正当な要請に基づき、有害動物駆除のために必要なすべての措置を講じ、(イ)環境法典 L.427-5 条の定める条件に従い、有害動物の駆除に適切な猟銃と犬及びそれらを保有する住民を徴募して、その駆除により捕獲した有害動物を処分し、(ウ)これらの諸措置の執行を指揮監督し、調書を作成する。

⑩ 人口調査を行う。

#### L.2122-21-1 条

1 コミューン議会は、特定の取引契約について首長に契約締結を認めるときは、当該契約締結手続交渉前に、その議決を行うことができる。議決は、その場合、充足されるべき需要の範囲の確定及び契約の見積額を義務的に含むものとする。

2 コミューン議会は、契約締結権を授与される者を同定し、契約金額を再度確認する新たな議決を経た後でなければ契約に署名することはできないことを、随時、決定することができる。

3 本条の規定は、L.2122-22 条に掲記される権限委任を首長が受けていないときにのみ、当該条文の取引契約に適用される。

#### L.2122-22 条

首長はまた、コミューン議会の委任により、次の任務の全部又は一部を、その任期中、負うことができる。

① コミューンの公役務に利用されるコミューン財産の配属を決定し変更すること。

② コミューン議会が定める限度内において、道路使用料、駐車料、公道その他の公の場所の一時使用料、及び一般に、コミューンのために規定される租税の性格を持たない納付金を定めること。

③ コミューン議会の定める限度内で、(ア)予算によって設定された投資支出に充てる資金を調達するための起債、及びこの起債の管理に有用な財務的活動- これには利子及び為替のリスクのカバーも含まれる- を行うこと、並びに、(イ) L.1618-2 条のⅢ及び L.2221-5-1

条の a - 但し、同条の c の規定にあてはまるものについては、この限りではない - 掲記の諸決定、及びそのために必要な行為をなすこと。

④ 予算額が予算に計上されているときに、その金額に応じて事前の特定手続きなしに締結することができる公共土木契約、納品契約、役務供給契約の折衝、締結、履行及び決済に関する決定を行うこと。

⑤ 12 年を超えない物件賃貸借契約の締結及び見直しを決定すること。

⑥ 保険契約を結ぶこと。

⑦ コミューンの役務の運営に必要な会計管理組織を設けること。

⑧ 墓地使用权の付与及び回収を宣言すること。

⑨ 条件や費用負担を伴わない寄贈及び遺贈を受諾すること。

⑩ 4600 ユーロまでの動産の随意契約による譲渡を決定すること。

⑪ 法廷弁護士、公証人、事務弁護士、司法執行吏及び鑑定人の報酬を定め、その費用及び謝金を支払うこと。

⑫ 税務（財産担当）当局の評価の範囲内で、コミューンが被収用者に告知すべき提示額を確定し、その要求に応えること。

⑬ 教育施設における学級の設定を定めること。

⑭ 都市計画文書に従い公道線・建築線画定の再設定を行うこと。

⑮ コミューンが、自ら正規の資格によるか他者からの委任によるかにかかわらず、コミューンの名において、都市計画法典により定められる先買権を行使すること。また、都市計画法典 L.213-3 条第 1 項に基づく諸規定により、コミューン議会の定める条件の下で、財産譲渡の際、これらの諸権利（先買権）の行使を委任すること。

⑯ コミューン議会の定める状況において、コミューンの名において提訴し、又コミューンのために応訴すること。

⑰ コミューン議会の定める範囲において、コミューンの車両が巻き込まれた事故の損害賠償を支払うこと。

⑱ 都市計画法典 L.324-1 条に従い、地方不動産公施設法人（＝不動産開発公社）が手がける事業に先立ってコミューンの意見を表明すること。

⑲ 建設業者が市街地開発事業地区（ZAC）の整備費用を負担する条件を明記した、都市計画法典 L.311-4 条第 4 項に規定された協定書に署名すること。所有者が道路及び配管網整備負担金を支払うことができる条件を明記した、同法典 L.332-11-2 条第 3 項に規定された協定書に署名すること。

⑳ コミューン議会が許可する最高額を元に資金枠を設定すること

㉑ コミューン議会が定める条件の下、コミューンの名において、都市計画法典 L.214-1 条に規定する先買権を行使すること。

#### L.2122-23 条

1 L.2122-22 条により首長が下す決定は、同一の事項を対象としたコミューン議会の議決に適用されるものと同じ原則に服する。

2 委任の実施のために下された決定は、L.2122-18 条に定める条件下において首長の委任により行動する助役又はコミューン議会議員により署名されることが出来る。但し、委任

に係る議決において、これと異なる規定がある場合には、この限りでない。委任の対象とされた事項に関する決定は、首長に故障がある場合には、コミューン議会がこれを行う。但し、議決において、これと異なる規定を含む場合には、この限りでない。

3 首長はコミューン議会の義務的会議が開かれる時には、そのつど報告しなければならない。

4 コミューン議会は、いつでも委任を終了させることができる。

#### L.2122-24 条

首長は L.2212-1 条以下に定める条件において、県における国務代理官の行政監督の下で、警察権を行使する任を負う。

#### L.2122-25 条

首長は、外郭組織に参加するコミューン議会議員を、本法典及びこれら外郭組織に適用される法文に規定される事由と条件に従い、指名する。上記の規定による、これらの議員の任期中であっても、随時に、残存期間について、同一の形式に従った新たな指名により議員を交代させることができる。

#### L.2122-26 条

首長の利害がコミューンのそれと対立する状況においては、コミューン議会は、裁判又は契約においてコミューンを代表する他の議員を指名する。

### 第 3 目 国の名において行使される権限

#### L.2122-27 条

首長は、県における国務代理官の指揮監督の下に、次の事項を行う任を負う。

- ① 法令及び規則の公示及び執行。
- ② 一般治安警察措置の執行。
- ③ 法律により付与された特別な職務。

#### L.2122-28 条

首長は次の目的のためにアレテを発する。

- ① 法律により首長の監視及び権威に委ねられた事項に関する地域的措置を命ずること。
- ② 警察法令を必要に応じて改めて公示し、市民にその遵守を促すこと。

#### L.2122-29 条

- 1 首長のアレテ並びに公示及び告示は、日付順に登録される。
- 2 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、法規制定的性格のコミューンのアレテ(規則)は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた条件の下で、行政行為・例規集に収録される。

L.2122-30 条

1 首長又は首長に代わる者は、面識のある住民又は面識のある 2 人の証人を伴うことによって、その面前で行われた署名を公証しなければならない。

2 コミューンにおける司法官により、その行政的職務の遂行の中で行われた手書きの署名は、コミューンの公印を伴っていれば、県における国務代理人による公証なくして、あらゆる状況において有効である。

L.2122-31 条

刑事訴訟法典第 16 条の 1 に従い、首長及び助役は司法警察吏の資格を有する。

L.2122-32 条

首長及び助役は戸籍吏である。

L.2122-33 条

L.2122-3 条掲記の特別助役は、任命された地区(=コミューンの一部地区)における戸籍吏の職務を遂行し、また警察法令執行の任を負う。特別助役はこの他の権限を持たない。

L.2122-34 条

首長が、国の官吏として、法律により課せられている行為の遂行を拒否し又は怠るときは、県における国務代理人は、首長に対しこれを命じた後、その行為を自ら遂行し又は特別代理人に遂行させることができる。

第 4 款 首長、首長代理及び助役の名誉職

L.2122-35 条

1 少なくとも 18 年間にわたりコミューンの職務を遂行してのち退任した首長、首長代理及び助役に対し、県における国務代理人より名誉職の称号が授与される。立法措置によりコミューン議員の任期が 5 年を上回りながら 6 年を下回った場合、これは 6 年として計算される。

2 名誉職は、対象となる者が被選挙資格喪失を伴う有罪判決を受けた場合にのみ、県における国務代理人により拒否又は撤回されうる。

3 首長、首長代理及び助役の名誉職は、コミューンの財政負担となるいかなる財務的な利益を伴うものではない。

第 3 節 コミュューンの公務遂行の条件

第 1 款 コミュューンの公職にある者に付与される保証

第 1 目 公務遂行にあたり付与される保証

#### L.2123-1 条

1 雇用主は、その事業の被用者でコミューン議会議員である者に対し、次の場所に赴き会合に出席するために必要な時間を与えなければならない。

①コミューン議会の本会議

②コミューン議会の議決により設置され、当該議員が委員となっている委員会の会合

③コミューンを代表して当該議員が任命された組織の議決機関及び執行理事会の会合

2 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法にしたがい、当該議員は、雇用主に、議会の又は会合の日時を知ったときに直ちに連絡しなければならない。

3 雇用主は、当該議員が前記の議会又は会合において過ごす時間を労働時間として賃金を支払う必要はない。

#### L.2123-2 条

I 首長、助役及びコミューン議会議員は、L.2123-1 条掲記の条件で享受する欠勤許可とは別に、コミューン又はコミューンを代表して参加する組織の行政及び出席する機関の会合の準備を行うために必要な時間を得るために、公務遂行休暇を要求する権利を有する。

II この公務遂行休暇は、一律で四半期ごとに、週法定労働時間に準拠して定められる。その時間は以下のとおり。

①人口 1 万人以上のコミューンの首長及び人口 3 万人以上のコミューンの助役については週法定労働時間の 4 倍

②人口 1 万人未満のコミューンの首長及び人口 1 万人から 2 万 9999 人までのコミューンの助役については週法定労働時間の 3 倍

③人口 10 万人以上のコミューンの議会議員及び人口 1 万人未満のコミューンの助役については週法定労働時間の 1.5 倍

④人口 3 万人から 9 万 9999 人までのコミューンの議会議員については週法定労働時間の 1 倍、人口 1 万人から 2 万 9999 人までのコミューンの議会議員についてはその 60 %、人口 3500 人から 9999 人までのコミューンの議会議員については 30 %

四半期中に使われなかった時間の繰越はできない。

助役又はコミューン議会議員が L.2122-17 条に定められる条件において首長の職務を代行する場合には、当該の助役又は議員は代行期間中、本条の①及び②で定めた公務遂行休暇を享受する。

首長からの職務の委任を受けたコミューン議会議員は、本条の①、②及び③において助役について規定された公務遂行休暇を得る。

III パートタイム労働の場合には、公務遂行休暇は該当する雇用につき定められた時間短縮に比例して短縮される。

使用者は当該議員から要請があったときには、本条に定められる公務遂行休暇を与えなければならない。この欠勤時間は使用者による給与支払の対象にはならない。

#### L.2123-3 条

1 被用者又は自由業者として職業活動に従事し、公務遂行手当を受けないコミューン議会議員による所得の喪失は、それが次の事項を原因とするときには、コミューン又はコミ

ューンを代表して参加している組織から補償されうる。

- ・ L.2123-1 条掲記の会議及び会合への参加

- ・ 被用者の場合には公務遂行休暇を得る権利の行使、自由業者の場合にはコミューン又は当該組織の行政及び出席する機関の会合の準備を行うために必要な時間。但し、コミューン議会議員について規定されている公務遂行休暇を上限とする。

2 この補償は議員ひとりあたり年間 72 時間を上限とする。各時間の報酬は一律スライド制最低賃金の時間給の 1.5 倍を超えることはできない。

#### L.2123-4 条

L.2123-22 条に規定されるコミューン議会は L.2123-2 条に規定される公務遂行休暇時間の増加を議決することができる。

#### L.2123-5 条

L.2123-1 条、L.2123-2 条及び L.2123-4 条に従い使われた欠勤時間は、民事暦年における法定労働時間の半分を超えてはならない。

#### L.2123-6 条

L.2123-2 条から L.2123-5 条までの規定の適用方式は、必要に応じてコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。デクレは特に L.2123-4 条に規定されコミューン議会が採決する公務遂行休暇の増加の上限、並びにこれらの条項がコミューン議会議員でないコミューン間広域行政組織(公施設法人)の議会議員及び議長に適用される条件を定める。

### 第 2 目 職業活動の遂行において付与される保証

#### L.2123-7 条

1 L.2123-1 条、L.2123-2 条及び L.2123-4 条掲記の欠勤時間は、有給休暇の期間算定及び年功から生じるすべての権利との関係で、実働時間とみなされる。

2 労働契約が定める労働時間及び労働時刻は、当該議員の合意なくしては、L.2123-1 条、L.2123-3 条及び L.2123-4 条の規定により生じる欠勤を理由として変更することはできない。

#### L.2123-8 条

1 いかなる解雇、降格、懲戒処分も、L.2123-1 条、L.2123-2 条及び L.2123-4 条の規定の適用により生じる欠勤を理由に、言い渡されることはなく、仮に言い渡されたとしても無効であり、かつ当該議員に対する損害賠償責任が発生する。雇用への原職復帰又は職務等級の回復は、法律上当然に行われる。

2 使用者が雇用、職業教育訓練、昇進、報酬及び労働既得権の付与に関する決定を行う際に、前項に規定される欠勤を考慮に入れることは禁止される。

#### L.2123-9 条

首長及び人口 2 万人以上のコミューンの助役で、その公務遂行のために、職業活動を停

止した者が、給与生活者である場合には、国民議会議員及び上院議員に選出された給与生活者の権利に関する労働法典 L.122-24-2 条及び L.122-24-3 条の規定が準用される。

#### L.2123-10 条

公務員一般身分規程第 I 章から第 IV 章が適用される公務員は、その要求に基づき、L.2123-9 条掲記の任務(=首長及び助役)のひとつを遂行するために在籍出向(=一般公務員の身分を保持したままで公選職に就任)の地位にあるものとされる。

### 第 3 目 公職終了時に付与される保証

#### L.2123-11 条

L.2123-9 条の規定の対象となる議員は、公職を終了した時には、その勤務部署の環境の変化又は専門技術的環境の変化を特に考慮して、その申し出により、企業内において新たに設けられる職場復帰研修を受けることができる。

#### L.2123-11-1 条

1 首長及び人口 2 万人以上のコミューンの助役でその公務遂行のために給与生活者としての職業活動を停止した者は、その公職終了時に、労働法典第 IX 編に規定される条件の下で職業教育訓練及び能力診断を受ける権利を有する。

2 当該者が、同法典 L.931-1 条に規定される教育訓練休暇及び同法典 L.931-21 条に規定される能力診断休暇を要求する場合には、コミューン議会議員としての任務のために費やした時間は、これらの休暇の取得のために必要とされる活動期間と同様に扱われる。

#### L.2123-11-2 条

1 コミューン議会の全員改選時に、人口 1000 人以上のコミューンの首長又は首長からの職務の委任を受けた人口 2 万人以上のコミューンの助役で、その任務の遂行のために職業活動を停止していた者は、次の状況のいずれかが適用される場合、その要求により、公職終了に伴う差額手当を受けることができる。

- ・労働法典 L.311-2 条の規定に従い全国雇用機構に登録していること。

- ・職業活動を再開し、その活動の収入が直近の公職のために受けていた公務遂行手当を下回ること。

2 差額手当の月額、公職の職務遂行のために当該者が受けていた公務遂行手当の月額総額 (L.2123-23 条、L.2123-24 条及び L.2511-34 条に定められる最高値を上限とする) と、公職終了後に受ける各種給付の総額との差額の 80 % を上回ることはない。

3 手当の支給期間は 6 ヶ月を最高とする。この手当は L.3123-9-2 条及び L.4135-9-2 条に定められる手当と併給できない。

4 この手当の財源は L.1621-2 条に定められる条件により措置される。

5 本条の適用方式はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

### 第 2 款 研修の権利

#### L.2123-12 条

- 1 コミューン議会議員は、その職務に適した研修の権利を有する。
- 2 コミューン議会は、改選から 3 ヶ月以内に、議員の研修権の行使について議決する。コミューン議会は、その方針とこの項目で設定される予算額を決定する。
- 3 コミューンの資金負担によって行われる議員の研修活動の一覧表が決算書に添付される。これによりコミューン議会議員の研修に関する年次討論が開かれる。

#### L.2123-13 条

- 1 L.2123-1 条、L.2123-2 条及び L.2123-4 条に規定される条件で享受する欠勤許可と公務遂行休暇とは別に、被用者たるコミューン議会議員は研修休暇を享受する権利を有する。この休暇は職務の数にかかわらず、任期中議員一人あたり 18 日と定められる。この休暇は再選の場合に更新される。
- 2 本条の適用方式はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.2123-14 条

- 1 旅費、宿泊費及び研修費は費用弁償の対象となる。
- 2 本款に規定される研修権の行使のために議員が被った収入の損失は、任期中 18 日分、1 時間あたりの一律スライド制最低賃金の時間給の 1.5 倍を上限としてコミューンにより補償される。
- 3 研修費はコミューンの議員に支給されうる公務遂行手当の合計額の 20 %を上回ってはならない。
- 4 コンセイユ・デタの議を経たデクレが、これらの規定の適用方式を定める

#### L.2123-14-1 条～ L.2123-16 条 (省略)

### 第 3 款 コミューンの公職への手当

#### 第 1 目 一般規定

#### L.2123-17 条

本節の条項が異なる規定を設けている場合を除き、首長、助役及びコミューン議会議員の職務は無償である。

#### 第 2 目 費用弁償

#### L.2123-18 条

- 1 首長、助役、コミューン議会議員、特別代議団の議長及び委員の職務は、特別の任務の遂行に必要とされた費用の弁償を受ける権利を生ずる。
- 2 このような経費は、このために国家公務員に与えられる日当の限度額を上限として、定額により弁償される。

3 これらの任務の遂行において生じた旅費は、費用明細の提示により弁償される。

4 特別の任務の遂行に関連した他の支出は、費用明細の提示により、コミューン議会の議決を経て、コミューンにより弁償される。託児費又は高齢者、障害者若しくは在宅介護を必要とする者への援助費については、1時間あたりの弁償額は、一律スライド制最低賃金の時間給を超えることはない。

#### L.2123-18-1 条

1 コミューン議会議員は、公式にコミューンを代表して出席する諸機関又は組織の会合がコミューンの区域外で行われるときには、これに赴くために支払った旅費及び宿泊費の弁償を受けることができる。

2 議員は障害を持つ場合には、前項に規定される状況において、並びにコミューンの区域内で行われるコミューン議会の会議、委員会の会合及び公式に参加している団体の会合に参加するために支払った同行者や専門介護に係る特定の費用の弁償も受けることができる。

3 これらの規定は L.2121-35 条掲記の特別代議団の委員に適用される。

4 本条の適用条件はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.2123-18-2 条

公務遂行手当を受けないコミューン議会議員は、L.2123-1 条掲記の会合に出席するために支払った託児費又は高齢者、障害者若しくは在宅介護を必要とする者への援助費について、費用明細の提示により、コミューン議会の議決を経て、弁償を受けることができる。この弁償は、1時間あたり一律スライド制最低賃金の時間給を超えることはない。

#### L.2123-18-3 条

首長又は副首長が緊急時に個人財源から支払った介護費及び支援費の特例的な支出は、証明書類の提示により、コミューン議会の議決を経て弁償される。

#### L.2123-18-4 条

1 首長及び人口 2 万人以上のコミューンの副首長が、その公務を遂行するため職業活動を中断したときは、労働法典 L.129-1 条の適用による託児のためであれ、高齢者、障害者、在宅介護者の援助、若しくは在宅生活支援近隣地域移動車のためであれ、それらの者の世話をした者、若しくは認可団体や認可企業への報酬支払いを確保するために、同法典 L.129-5 条に規定される一般役務利用小切手を用いたときは、コミューン議会は、デクレに定める条件に基づき、議決により、当該議員のために金銭的援助をすることができる。

2 本条による給付は、L.2123-18 条第 4 項及び L.2123-18-2 条のそれと併給されえない。

#### L.2123-19 条

コミューン議会は、通常財源により、首長の交際費のための手当を支払うことを議決することができる。

### 第 3 目 公務遂行手当

#### L.2123-20 条

I コミューン的首長及び副首長、人口 10 万人以上のコミューンの議会議員、並びに副首長の代わりに務める特別代議団の議長及び委員の公務遂行に対する手当の最高額は、公務員の俸給指数表の最終基本指数に対応する俸給額に準拠して確定される。

II 他の公選職を兼任するコミューン議会議員、又はその資格で地方公施設法人の理事会、全国地方公務員協会の理事会、地方混合経済会社の取締役会若しくは監査役会に出席する、あるいはその種の会社を差配するコミューン議会議員が、それらの職務全体について受け取る報酬及び手当の合計は、国会議員の手当に関する基本法を定めた 1958 年 12 月 13 日オルドナンス第 58-1210 号第 1 条に規定された議員手当の金額の 1.5 倍を上回ってはならない。この上限額は強制加入の社会保険料を差引いた後の金額である。

III II の規定の適用により、コミューン議会議員の報酬と公務遂行手当の合計額が上限カットの対象になるときには、カット分の繰戻しは、コミューン議会又は関係諸組織の記名議決によってのみ行われる。

#### L.2123-20-1 条

I コミューン議会が改選されたとき、本目の適用による手当を定める議決は、議会の成立から 3 ヶ月以内に行われる。

人口 1000 人未満のコミューンでは、L.2123-220 条の II 及び III が適用される場合を除き、かつ L.2123-22 条の適用を妨げることなく、首長に支給される手当は、L.2123-23 条に規定される最高額に定められる。但し、コミューン議会が異なる議決を行ったときには、この限りではない。

II 特別代議団の委員らが異なる決定を行った場合を除き、代議団議長及び副首長の代わりに務める委員は、コミューン議会の議決により定められた、首長及び副首長分の手当を受け取る。

ひとり又は複数のコミューン議会議員の公務遂行手当に関するコミューン議会の議決には、すべてコミューン議会議員に支給される手当全体を要約した表が添付される。

#### L.2123-21 条 (省略)

#### L.2123-22 条 (省略)

#### L.2123-23 条

1 コミューン的首長及び特別代議団の議長の職務の実働分について、コミューン議会によって議決される手当の最高額は、次の一覧表を L.2123-20 条掲記の基準指標に適用することにより決定される。

人口	最大値（指数 1015 の百分率）
500 人未満	17
500 人から 999 人	31
1000 人から 3499 人	43
3500 人から 9999 人	55
1 万人から 1 万 9999 人	65
2 万人から 4 万 9999 人	90
5 万人から 9 万 9999 人	110
10 万人以上	145

2 表中の人口は最新の国勢調査によるコミューン人口とする。

L.2123-24 条（省略）

L.2123-24-1 条（省略）

#### 第 4 款 社会保障

##### 第 1 目 社会保険

L.2123-25 条

L.2123-1 条、L.2123-2 条及び L.2123-4 条に定められる欠勤時間は、社会保障受給権の確定においては実質的労働時間と同等に扱われる。

L.2123-25-1 条

1 公務遂行手当を受け、かつ職業活動を完全には中断しなかった議員が、疾病、出産、子の誕生(=父による育児)又は事故により、その公的な職務を実質的に遂行できない場合、その議員に支払われる公務遂行手当は、それまで付与されていた手当と社会保障制度により支払われる日当保障との差額を上限とする。

2 本条の適用条件はデクレにより定められる。

L.2123-25-2 条

1 首長及び人口 2 万人以上のコミューンの副首長が、その公的な職務の遂行のために全ての職業活動を停止し、かつもはや社会保険制度に強制加入しなくなったときには、疾病、出産、廃疾及び死亡保険の現物給付及び現金支給について社会保険一般制度に加入する。

2 コミューン及び議員の拠出金は、議員が本法典の規定にしたがい実際に受け取る手当の額を基に計算される。

3 デクレが本条の適用条件を定める。

## 第 2 目 年金

### L.2123-26 条

L.2123-25-2 条で規定される議員で任期中に職業活動を停止し、強制加入的な老齢年金制度による年金受給権を全く取得していない者は、社会保険一般制度の老齢年金保険に加入する。

### L.2123-27 条

1 議員の公務遂行手当に関連する本法典又はその他すべての諸規定に従い公務遂行手当を受ける議員は、L.2123-25-2 条の適用により職業活動を停止した者を除き、加入議員が運営に参加する定期金受取型退職年金を設定することができる。

2 この年金の設定は、議員及びコミューンがそれぞれ半額ずつ負担するものとする。

3 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより拠出金の上限が設定される。

### L.2123-28 条

1 議員の公務遂行手当に関連する本法典又はその他すべての諸規定の適用により公務遂行手当を受ける議員は、公共団体の非正規職員を対象とした年金補充制度に加入する。

2 本条に基づいて支払われる年金は、他のすべての年金又は退職年金と上限なく併給されうる。

3 首長及び副首長により行われた役務が考慮される条件は、デクレにより定められる。

### L.2123-29 条

1 L.2123-26 条から L.2123-28 条の規定の適用に基づくコミューン及び議員の拠出金は、議員の公務遂行手当に関連する本法典又はその他すべての諸規定に従い、議員らが実際に受け取った手当の額に基づいて計算される。

2 議員の拠出は個人的かつ強制的性格をもつ。

### L.2123-30 条

1 コミューン議会議員の 1992 年 3 月 30 日以前にすでに確定した退職年金及び既得権は、その地域に設立され又はその地域に移転された制度及び組織により支給され続けられる。それには、必要に応じ、特に関係地方公共団体によって支払われる平衡助成金により補填される。

2 前項に掲げられた現職の議員、又は 1992 年 3 月 30 日以前に退職年金に対する権利を得た議員は、これらの制度及び組織に対し拠出金を支払い続けることができる。

3 当該議員がその公務を遂行するコミューンは、L.2123-27 条に規定される限度内で寄与する。

## 第 5 款 事故の際のコミューンの責任

#### L.2123-31 条

コミューンは、首長、副首長、特別代議団の議長が、その公務の遂行中に事故に遭ったときには、その損害を補償する（＝公務災害補償に相当）責任を負う。

#### L.2123-32 条

L.2123-31 条及び L.2123-33 条掲記の地方議会議員が、その公務の遂行中に起きた事故の犠牲者となったときには、当該公共団体は、医師、薬剤師、医療補助者、納品業者及び医療施設に対し、この事故に係る給付額を疾病保険に適用される料率に従い算定し直接支払う。

#### L.2123-33 条

コミューンは、コミューン議会議員及び特別代議団の委員がコミューン議会の会議、委員会の会合の際にせよ、理事となっているコミューン社会福祉センターの理事会の会合又は特別任務の遂行中にせよ、事故の犠牲者となったときには、当該議員又は委員が被った損害を補償する責任を負う。

### 第 6 款 議員の責任及び保護

#### L.2123-34 条

1 刑法典第 121-3 条第 4 項の規定が適用される場合を除き、首長又はこれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員は、その権限、権力、保有する手段及び法律により委託された使命特有の困難に鑑みて通常の注意を払わなかったことが証明されたときを除き、その職務の遂行において犯した非意図的な行為〔＝故意にあらざる行為〕については、同条第 3 項を理由として有罪判決を受けることはない。

2 コミューンは、首長又はこれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員、又は職務を停止したこれら議員の一人に対し、この者がその職務の遂行上分離することができない過失（＝役務過失。職務上分離可能な過失の場合は、個人過失として保護は与えられない）について訴追の対象となった場合には、保護をあたえなければならない。

3 首長又はそれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員が国の官吏として行動する場合には、この者は、公務員の権利と義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号第 11 条に規定される保護を国から受ける。

#### L.2123-35 条

1 首長又はこれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員は、その職務において、刑法典、特別法及び本法典に定められる諸原則に基づき、コミューンが組織する保護を受ける。

2 コミューンは、首長又はこれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員を、その職務の遂行中又はその職務行為の故に受ける暴力、脅迫又は侮辱から保護し、万一の場合には、それにより生じた損害を補償する義務を負う。

3 前 2 項に規定される保護は、首長又はこれを代理する若しくはその委任を受けたコミューン議会議員の職務を理由として、その配偶者、子及び直系尊属が脅迫、暴力、暴行、

罵詈、名誉毀損又は侮辱の犠牲となった場合に、これらの者にも及ぶ。

4 この保護は、首長又はこれを代理し若しくはその委任を受けたコミューン議会議員が、その職務遂行中又はその職務行為の故に死亡したときには、これらの者の配偶者、子及び直系尊属に対し、①死亡原因となった行為、又は②生前その議員が遂行していた職務行為に由来して、その死亡後（配偶者等に対し）行われた行為を考慮して、その申し立てにより、与えられうる。

5 コミューンは、関係議員に支払う補償金を犯罪を犯した者から回収するために、犠牲者の権利を代位する。コミューンはまた、同じ目的のために、必要があれば付帯私訴の提起により、刑事裁判所において行使できる直接訴権を有する。

第4節（L.2124-1～L.2124-7条）（省略）

### 第3章 コミューン当局による行為及び訴訟

#### 第1節 コミューン当局の行為についての法制（適法性の確保）

##### L.2131-1 条

1 コミューン当局により行われた諸行為は、その公表、告示又は利害関係者への通告並びに県における国務代理人（＝県地方長官）又は郡における国務代理人補佐（＝副地方長官＝郡長）への送達措置がとられた日から法上当然に効力を生ずる。個別的諸決定については、その送達は、コミューン当局者の署名から2週間以内に行われる。

2 この送達は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定められた方式に基づき、電子媒体により行うことができる。

3 コミューンの首長（＝メール）は、その責任のもとに、これらの諸行為の効力を認証するものとする。

4 県における国務代理人若しくは郡における国務代理人補佐が、これらの諸行為の送達を受けたことの証明は、その方法の如何を問われない。受領証は直ちに交付され、証明の手段とされうるが、諸行為の発効要件ではない。

##### L.2131-2 条

以下の諸行為は L.2131-1 条の規定に服する。

① コミューン議会の議決又は L.2122-22 条に基づくコミューン議会の委任により行われた決定。

② 首長によるその警察権限の行使として行われた法規制定的及び個別的決定。但し、道路交通又は駐車に関するものは除外される。

③ コミューン当局が法律に基づき授権されたその他あらゆる分野での法規制定的行為。

④ 公共調達に関する契約の締結（但し、その金額が小さいことにより、事前の要式性を履践することなく締結される契約は除外される。）及び資金借入れ契約、並びに地方公役務（services publics locaux）の事業特許（concession）協定若しくは経営委託（affermage）協定

及び提携（partenariat）協定。

⑤ コミューン職員の任命、昇格、職権による退職措置、解任に関する個別的諸決定、並びに非正規職員の採用（雇用契約も含む）及び解雇（但し、地方公務員の身分規程に関する 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号の第 3 条第 2 項に基づくもの。但し、季節雇用又は臨時採用枠で行われた職員の解雇は除く。）に関する個別的諸決定。

⑥ 建築許可、その他の土地利用許可、及び都市計画法典 L.421-2-1 条に規定された条件に基づき権限を取得した首長又はコミューン間広域行政組織（公施設法人）の長が交付する都市計画証明書。

⑦ 首長によって行われる公会計官に対する強制的支払命令。

⑧ 地方混合経済会社がコミューン又はコミューン間広域行政組織（公施設法人）のために行う公権力の特権の行使に属する決定。

#### L.2131-3 条

1 L.2131-2 条に掲記されたもの以外のコミューンの名において行われた諸行為は、その公表、告示又は利害関係者に通告された日から、法上当然に効力を生ずる。

2 国務代理人は、随時、コミューン当局からの通報を求めることができる。国務代理人は、通報があった日から 2 ヶ月以内に地方行政裁判所に提訴することができる。但し、その通報要求が、当該コミューン当局の諸行為が発効した日から 2 ヶ月を徒過していたときは、この限りではない。

#### L.2131-4 条

国の名においてコミューン当局により行われた諸行為及び私法上の諸行為は、本節の諸規定に服さず、それぞれの固有の定めにより規律される。

#### L.2131-5 条

L.2131-1 条から L.2131-4 条の諸規定は、県における国務代理人が、特に警察事務に関し、L.2215-1 条及び L.2215-5 条に基づく代行権を行使することの妨げとならないし、L.2122-27 条及び L.2122-34 条により、首長がコミューンにおける国の官吏として行動するとき、首長の行為に対し、県における国務代理人が指揮監督権を行使することの妨げともならない。

#### L.2131-6 条

1 県における国務代理人は、L.2131-2 条に掲記された諸行為が、法令に違反していると認めるときは、送達を受けた時から 2 ヶ月以内に、地方行政裁判所に提訴しなければならない。

2 コミューン首長からの照会を受けた場合、県における国務代理人が、L.2131-1 条から L.2131-5 条により、その下に送達されたコミューン当局の諸行為について、地方行政裁判所に（その取消を求めて）提訴する意思がないときには、その旨をコミューン首長に通告するものとする。県における国務代理人がそれらの諸行為の取消を求めて地方行政裁判所に提訴するときには、遅滞なく、その旨をコミューン当局に通告し、さらにそれらの諸行為につき指摘されうる違法性の詳細をすべてコミューン当局に通報しなければならない。

3 県における国務代理官は、執行停止の申立て訴訟をあわせ提起することができる。執行停止の申立てに係る理由のうちに、審理の過程で、攻撃された行為 (acte attaqué) の適法性に関し重大な危惧を抱かせる性質のものがあると認められるときは、その申立ては認容される。この申立てについては1ヵ月以内に決定されるものとする。

4 地方行政裁判所の所長又は所長から委任された裁判官が決定するまでの間、県における国務代理官が、その行為の送達・受領の日から10日以内に行った都市計画、公共調達、及び公役務の委託に係る事案の執行停止の申立ては、効力停止効が伴う。当該行為の送達・受領日から1ヵ月の期間内に裁判所が決定を下さないときは、コミューン当局の行為は再発効する。

5 攻撃された行為が公けの自由又は個人的自由を危うくする性質のものであるときは、地方行政裁判所の所長又はその事件を委任された裁判官は、48時間以内に執行停止を宣告するものとする。執行停止決定は、その言い渡し後2週間以内にコンセイユ・デタに上告することができる。この場合において、コンセイユ・デタの訴訟部の長又はその事件を委任された評定官は、48時間以内に決定を下すものとする。

6 県における国務代理官の訴えに対して下された地方行政裁判所の判決並びに前各項に規定された執行停止決定に対する上告は、県における国務代理官により提起される。

#### L.2131-7 条

政府は3年ごと、6月1日までに、国会に、県における国務代理官たちが行ったコミューンの諸行為に関する事後統制 (contrôle a posteriori) に関する報告書を提出する。

#### L.2131-8 条

1 自然人又は法人が、L.2131-2 条及び L.2131-3 条掲記の行為によって損害を被ったときには、自然人又は法人は、当該行為の効力が生じた日から2ヵ月以内に、L.2131-6 条に規定する提訴の手続をとるよう、県における国務代理官に申立てを行うことができる。これは当該自然人又は法人が直接訴訟を行うことを妨げるものではない。

2 L.2131-2 条掲記の諸行為については、この申立ては、L.2131-6 条に規定された県における国務代理官が出訴すべき期間を延長する効果を持つものではない。

3 その申立てが、L.2131-3 条掲記の行為に関するものであるときは、県における国務代理官は、当該行為により損害を被った自然人又は法人の申立て後、2ヵ月以内に、地方行政裁判所に当該係争行為の取消を求め提訴することができる。

#### L.2131-9 条

市民が、コミューン当局の行為によって個人的に損害を被ったと考えるときには、市民は、その取消を求めて地方行政裁判所に出訴することができる。

#### L.2131-10 条

コミューンが、何らかの形式で報酬を与えているすべての自然人又は法人に対し、直接であれ、契約条項によるものであれ、損害賠償請求訴訟を提起することを放棄するよう求める決定及び議決は違法である。

#### L.2131-11 条

議決の対象となる案件に、直接その名においてであれ、受任者としてであれ、利害関係を持つ一人又は複数の議員が参加した議決は、違法である。

#### L.2131-12 条

L.2131-1 条から L.2131-11 条の規定は、コミューンの公施設法人に準用される。

#### L.2131-13 条

L.1411-9 条の諸規定は、コミューン及びコミューンの公施設法人が締結した公共調達契約に準用される。

### 第 2 節 コミューンの内訟

#### 第 1 款 一般規定

#### L.2132-1 条

L.2122-22 条 16 号の規定が適用される場合を除き、コミューン議会はコミューンの名において行う訴訟提起につき議決する。

#### L.2132-2 条

コミューン議会の議決に基づき、首長は、訴訟においてコミューンを代表する。

#### L.2132-3 条

首長は、コミューン議会の事前の許可なしに、いつでも保全行為又は権利喪失中断行為を行うことができる。

#### L.2132-4 条

コミューンに対し勝訴した当事者はすべて、訴訟に伴う費用及び損害賠償支払いのための負担金又は分担金を課せられることはない。

#### 第 2 款 コミューンに属する訴訟の納税者による遂行

#### L.2132-5 条

コミューンの納税者台帳に登録されているすべての納税者は、原告として又は被告として、当該コミューンに属すると考えられる訴訟に関し、コミューン自ら訴権を行使する意思があるかどうかについて、あらかじめコミューンの議決を求め、議会がその意思がないこと又は訴権行使を懈怠するときには、地方行政裁判所の許可を得て、納税者個人の費用と負担において、訴権を代位行使することができる。

L.2132-6 条

- 1 提訴する納税者は、地方行政裁判所に詳細な申立書を送付する。
- 2 首長は、この申立書を、L.2121-7 条及び L.2121-9 条により、直近に開催されるコミューン議会に提出する。

L.2132-7 条

地方行政裁判所の裁決が下されたとき、納税者が控訴又は上告するには、地方裁判所から新たな許可を得なければならない。

## 第 4 章 (省略)

# **第 2 編 コミューンの行政及び役務**

## 第 1 章 (省略)

## 第 2 章 コミューンの役務

### 第 1 節 (省略)

### 第 2 節 事業特許及び経営委託

L.2222-1 条

公役務の事業特許に関する協定において、コミューン及びコミューン公施設法人は、事業特許の目的と無関係な土木建築工事を、特許事業者にその費用負担によって実施させることを規定する条項を挿入することはできない。

L.2222-2 条

L.2222-1 条掲記の団体により締結された公共工事契約は、公的収入を収受する役務の経営委託を対象とする条項を含んではならない。

### 第 3 節～第 4 節 (省略)

## 第 3 章 (省略)

## 第 4 章 コミューンの資産

### 第 1 節 一般規定

#### L.2241-1 条

1 コミューン議会は、コミューンの財産の管理及び不動産取引について議決する。但し、コミューンの一部地域 (=財産区) に属する財産については、L.2411-1 条から L.2411-19 条の規定が適用される。

2 人口 2000 人を超えるコミューンの区域において、コミューン、又はこのコミューンとの約定に基づき公法人若しくは私法人が行った不動産の取得及び譲渡の報告書は、毎年コミューン議会の議決の対象となる。この報告書はコミューンの決算書に添付される。

3 人口 2000 人を超えるコミューンによる不動産又は不動産関係物権の譲渡はすべて、売却条件とその主要な条件内容につき、コミューン議会の理由を付した議決を必要とする。コミューン議会は、公物管理部局の鑑定意見を参考にして議決する。この鑑定意見は、公物管理部局への付託から 1 ヶ月以内に示されるものとする。

#### L.2241-2 条

1 人口 3500 人を超えるコミューンの区域内で行われる不動産又は不動産関係物権の譲渡はすべて、それがコミューン自身により、又はコミューンとの約定に基づき公法人若しくは私法人により行われたときには、当該コミューンの決算書に添付される要点一覧表に記載される。

2 この記載では、財産の性質、位置、財産権利証書、譲渡人及び譲受人、並びに譲渡の条件が明示される。

#### L.2241-3 条 (省略)

#### L.2241-4 条 (省略)

#### L.2241-5 条

1 コミュューンの公施設法人を運営管理する理事会が、その所有する建物、不動産物件又は動産物件の全部若しくは一部を何らかの公的又は私的役務のために用途変更し、又はこれら建物及び物件を、他の公施設若しくは民間施設、私人の利用に供する議決は、コミューン議会の同意を経た後でなければ、発効しない。

2 コミューン設立の病院及び高齢者福祉施設の理事会が、不動産の用途について意見表明する議決は、公衆衛生法典 L.6143-1 条及び L.6143-4 条並びに社会福祉・医療福祉制度に関する 1975 年 6 月 30 日の法律第 75-535 号 26-2 条によって規律される。

#### L.2241-6 条

1 首長が、コミューンのために競争入札を行うときには、コミューン議会によって予め指名されている議員 2 名、この指名がなされていないときには既定の名簿順に従い招集される議員 2 名の立会いの下に行われなければならない。

2 コミュューンの収入官は、競争入札のすべてに立ち会うものとする。

3 入札に伴う準備作業から生ずるすべての問題は、首長及び 2 人の補助者により、その場で多数決によって即決されるものとする。但し、訴訟提起を妨げるものではない。

L.2241-7 条

- 1 競争入札が、コミューンの社会福祉センターのために行われるときには、センター理事長は、その指名に係る理事会の構成員 2 名、その指名がなされていないときには就任時期の順によって招集される構成員 2 名の立会いの下に行う。
- 2 当該公施設法人の収入官は、競争入札のすべてに立ち会うものとする。

第 2 節～ 3 節 (省略)

第 5 章 (省略)

**第 3 編 コミューンの財政**

第 1 章 予算及び決算

第 1 節 一般規定

L.2311-1 条

- 1 コミューンの前算は、歳入 (recettes) 及び歳出 (dépenses) について、経常部門 (section de fonctionnement) 及び投資部門 (section d'investissement) より構成される。
- 2 コミューンの前算は、デクレにより定められる条件の下で、「節」 (=chapitre. 我が国の地方団体会計での「款」に相当) 及び「条」 (=article. 我が国での「項」に相当) に細分される。

L.2311-2 条

- 1 コミューンの前算は、採択の対象となった会計年度中に実施されるべき投資支出を賄うに必要な財源を含む。
- 2 コミューン議会は、緊急性と必要性に応じ、実施されるべき建設事業の優先順位を定める。
- 3 議決は、これら建設事業の実施により生じる総支出額の見積もり、事業期間が 1 年を超えることが必至の場合の当該支出の会計年度ごとの割振り、及びそのために充当されるべき予定財源の明示を含む。

L.2311-3 条

- 1 投資支出に充当される前算配賦は、事業計画についての実施の承認、及び支払の承認を含むことができる。
- 2 事業計画実施の承認は、投資のための財源を確保するために行うことが必要な支出負担行為の上限をなす。事業計画実施の承認は、期間の制限なく、その取消しが行われないうり有効である。また補正も行われうる。
- 3 支払承認の額は、当該事業計画実施の承認の枠内で締結された諸種の支出負担行為を

賄うために、当該年度中に支払い命令される支出の上限をなす。

4 投資部門の予算均衡は、専ら支払承認額を考慮に入れて判定される。

5 本条の諸規定は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる要件を充足する行政的公施設法人に準用される。

#### L.2311-4 条

全国人口調査又は補完的人口調査があったときは、コミューン及びその行政的公施設法人は、調査結果が公示された日から1予算年度を、異なる人口階層区分への所属に応じた予算及び会計に関する諸規定に適合するための調整期間とすることが出来る。

#### L.2311-5 条

1 終了した会計年度に発生した経常部門の剰余金は、前年からの繰越剰余金と併せ、決算書の採決に続く直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計年度の終了前に、その全額が予算に充当されるものとする。

2 議決機関による予算配賦の議決は、発生した剰余金を再使用する予算決定に基づき行われる。

3 経常部門の欠損、投資部門の財源不足又は財源超過は、決算書の採決に続く直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計年度の終了前に、その全額が再調整されるものとする。

4 L.1612-11 条第3項に定められる支払命令の最終日と、租税法典第1639A条掲記の地方税の税率の採択のための最終日の間に、コミューン議会は、終了した会計年度分について、かつ決算書の採決前に、①経常部門の収支、②投資部門の財源不足、又は場合により③投資部門の財源超過、並びに④予算充当見積り額を、前もって予算で見越した方法により繰り越すことができる。

5 決算書が、前もって見越したところにより繰り越しされた金額との差異を示した場合には、議決機関は、決算書の採決後、直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計年度の終了前に、その適正化と収支の調整処理を行う。

6 本条の適用条件はコンセイユ・デタの議を経たデクレが定める。

## 第2節 予算の採択

#### L.2312-1 条

1 コミューンの予算は首長により提案され、コミューン議会により採択される。

2 人口3500人以上のコミューンでは、予算編成一般方針をめぐる討議(débat)を、コミューン議会において、予算審議に先立つ2ヶ月以上前に、L.2121-8条掲記の内部運営規則により規定された条件のもとに行う。

3 本条の規定は、人口3500人以上のコミューンの行政的公施設法人に準用される。

#### L.2312-2 条

1 予算は、「節」ごと(par chapitre)、またコミューン議会が決定した場合には「条」ご

と (par article) に採択される。

2 前項にかかわらず、コミューン議会が予算計上額は「条」ごとに分別されると定めるときを除き、首長は同一の「節」の中で「条」間の流用をすることができる。

#### L.2312-3 条

1 人口 1 万人を超えるコミューンの予算は、性質別に、又は機能 (=行政分野) 別に採択される。性質別に採択される場合には、予算書には機能別に表示した説明書を含む。機能別に採択される場合には、性質別での説明書を含む。

2 人口 1 万人未満のコミューンの予算は、性質別に採択される。人口 3500 人を超えるコミューンについては、予算書には機能別での説明書を含む。

3 本条の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

#### L.2312-4 条

L.2312-3 条の規定は 1997 年度より施行される。

### 第 3 節 予算及び決算の公表

#### L.2313-1 条

1 コミューンの予算は、コミューン庁舎、及び、場合により、コミューン庁舎の出張所に寄託される。議会による採択後、又は場合により、県における国務代理人による調整を経た後の送達後 2 週間以内に、公衆の閲覧に供される。

2 公衆は、首長の選択に係るあらゆる公示方法により、これらの予算関連文書の閲覧可能性について周知される。

3 人口 3500 人以上のコミューンにおいては、予算文書には、L.2343-2 条の諸規定に抵触することなしに、次の文書が添付される。

① コミューンの財政状況に関する総括的データ

② 現物給付又は補助金の形式で、コミューンが非営利団体に配分する助成のリスト。

③ コミューンの本予算及び付属予算について、可能な限り直近の年度における決算収支を連結表示したもの。

④ コミューンが加盟するコミューン間の共同事務処理機構の、可能な限り直近の年度における決算の総括表。

⑤ コミューンが、その資本の一部を保有し、又はその組織のために債務保証し、若しくは 7 万 5000 ユーロ乃至は当該組織の予算の 50 % を上回る補助金を交付する組織の可能な限り直近の年度の原本通りの証明済み貸借対照表。

⑥ コミューンが債務保証している関係法人等の借入金残高及び償還状況を記した表。

⑦ 公役務の経営管理を受託している事業者が提出した決算及び付属文書。

⑧ 都市計画法典 L.300-5 条 c 掲記の不動産の取得及び譲渡の表。

⑨ L.1414-1 条に規定される提携協定から生じた地方団体又は公施設法人の財政関連の協約内容の全体を記した添付文書。

4 人口 3500 人以上のこれらコミューンにおいては、①に規定される文書はコミューン

内で配布される地域的刊行物に添付される。

5 略（廃棄物関係規定）

6 本条の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

L.2313-2 条

1 L.2313-1 条の規定は、人口 3500 人以上のコミューンの行政的公施設法人に準用される。

2 その場合、公衆の閲覧に供される場所は、行政的公施設法人の本部とする。

## 第 2 章 支出（コムューン）

### 第 1 節 義務的支出

L.2321-1 条

法律によりコムューンが負担するものとされた支出は、コムューンにとって義務的である。

L.2321-2 条

義務的支出には、特に次のものが含まれる。

1) 庁舎の保守管理。コムューンが庁舎を所有しない場合には、これに代わる家屋又は部屋賃の賃借。

2) コムューンの役務のための事務費及び印刷費、コムューンの公文書及び県の行政行為・例規集の保管費、並びにカントンの中心地たるコムューンにおいては官報の保管費。

3) L.2123-20 条に規定された公務遂行手当、L.2123-25-2 条の適用に係る社会保険一般制度への拠出金、L.2123-26 条から L.2123-28 条が適用される退職年金制度への拠出金、L.1621-2 条により設定された基金への拠出金、並びに L.2123-14 条掲記の議員の研修費。

4) 職員の給与。

5) 全国地方公務員センターの予算への拠出金。

6) コムューン警察及び農村地帯警察職員の俸給及びその他の費用。

7) 消防・救助業務に関する人的・物的費用。但し、コムューンは、あらゆるスポーツ活動又はレジャー活動の実践に起因する救助作業の際に生じた費用の応分の負担を、利害関係者又はその権利承継者に対し、要求することができる。このことは法令により禁止されているスポーツ・レジャー活動に適用される諸規定に違背しない。

（訳注）救助作業の際に生じた費用負担は、請求してもしなくても違法性はないが（効果裁量）、法令に禁止されたスポーツについての救助活動費用は必ず請求しなければならないという意味に解される。

コムューンは、その負担割合を定め、それらはコムューンの支出の全部又は一部を賄うものとする。コムューンは、その区域内の庁舎、場合によっては治安に関する禁止措置が掲示されるあらゆる場所に、前掲の適用条件（負担割合）を掲示することで、公衆に周知させる義務を負う。

8) 適式（手続適法的）に確定され承認された、コムューンが負担すべき年金。

- 9) 国民教育の分野においてコミューンが負担すべき費用。
- 10) 削除
- 11) 削除
- 12) 公衆保健衛生法典 L.1422-1 条により規定された条件の下でのコミューンの消毒及び衛生・保健業務の費用。
- 13) 家族手帳の費用。
- 14) 本部第 2 編第 2 章第 3 節に規定される墓地の閉鎖、その保守管理及び移転。
- 15) 蚊対策に関する 1964 年 12 月 16 日法律第 64-1246 号第 1 条及び 1975 年度予算法律（1974 年 12 月 30 日法律第 74-1129 号）第 65 条に基づく、蚊対策事業に必要な調査、処理、工事及び検査の費用。
- 16) L.2224-8 条第 1 項掲記の共同浄化槽システムに関する費用。
- 17) L.2213-30 条に規定される衛生警察の費用。
- 18) 都市計画法典 L.121-2 条に規定される場合を除き、建築線図及び水準測量図の作成及び保管の費用。
- 19) コミューン議会の要請により実行される土地台帳の更新に必要な費用のうちコミューンの負担すべき割合。
- 20) コミューン道の保守管理の費用。
- 21) 農村法典 L.151-40 条掲記の工作物の良好な状態での保守管理及び保存のための費用。
- 22) 都市計画法典 L.318-2 条の適用によりコミューンに移管される 20) 掲記のもの以外の財産の保守管理から生じる費用。
- 23) コミューンの財産及び収入に関する法律により設定された課徴金及び負担金。
- 24) L.2122-34 条の適用により生じる不時の費用。
- 25) L.5334-7 条に規定される共同基金への支払い、及び L.5334-10 条に規定される剰余分の還付金。
- 26) 文化遺産法典 L.622-9 条の適用による費用。
- 27) 人口 3500 人以上のコミューン又はその広域組織、及びそれらの公施設法人の固定資産の減価償却に要する費用。
- 28) 人口 3500 人以上のコミューン又はその広域組織、及びそれらの公施設法人の引当金のために要する費用。
- 29) 償還据え置きの対象とされたすべての借入金のために設定される特別引当金に要する費用。
- 30) 負債の利子及び元本の償還費用。
- 31) 集団的行旅人の受け入れ及び住居に関する 2000 年 7 月 5 日法律第 2000-614 号第 2 条及び第 3 条の規定の適用により生じる費用。
- 32) 支払期限の来た負債の弁済。

#### L.2321-3 条

- 1 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、L.2321-2 条 27)、28) 及び 29) の適用条件、特に減価償却義務を課される固定資産を定義する。
- 2 L.2321-2 条 27)、28) 及び 29) の規定は、1996 年 1 月 1 日以降に取得した固定資産及び

同日以降に付与された債務保証について、1997年度より施行される。

#### L.2321-4 条

- 1 1999年12月31日まで、中学校及びこれに付属する体育施設の建設について地方公共団体及び広域組織が引き受けた費用分は、コミューンとその広域組織の間で配分される。
- 2 これらの団体間で合意が得られないとき、又はコミューン間事務組合が設立されないときには、これらの費用の配分方法に関する規則はデクレが定める。
- 3 この費用配分にあたっては、コミューン及び関係広域組織の財源及び当該中学校に通う生徒数などが考慮される。

### 第2節 予期せぬ支出

#### L.2322-1 条

- 1 コミューン議会は、投資部門及び経常部門の予算に、不時の支出に備える予算額を計上することができる。両部門のそれぞれにおいて、その予算計上額は現実に支出する見込みの予算額の7.5%を上回ってはならない。
- 2 前項の規定により投資部門に計上される費用は、借入金を財源とすることはできない。

#### L.2322-2 条

- 1 予期せぬ支出に備える予算は首長がこれを利用する。
- 2 首長は支出の支払命令をした後に初めて開かれる会議において、この予算の用途について証明書類を援用してコミューン議会に報告する。証明書類は議決に添付される。
- 3 この予算は、いかなる資金もそのために予算計上されていない予期せぬ支出に直面したときでなければ利用され得ない。

## 第3章 収入（コミューン）

### 第1～3節（省略）

### 第4節 地方財政委員会により配分される交付金及びその他の収入

#### 第1款 経常費総合交付金(DGF)

##### 第1目 一般規定

#### L.2334-1 条

- 1 経常費総合交付金(DGF)は、コミューン及び一部のコミューン間広域行政組織のために設定される。経常費総合交付金は一括交付金及び地域づくり交付金から構成される。
- 2 調整額及び同年度に会計上の余剰があればその分が、調整の対象とされる当初の交付

金額に比例して、経常費総合交付金の受領団体間で配分される。

3 第1項掲記の経常費総合交付金額は、L.1613-3条に規定される交付金（地方全体の DGF）の額と、L.3334-1条（県分の交付金）及び L.4332-4条（州分の交付金）に規定される交付金合計額の差に等しい。

4 2005年から2009年の各年について、コミューンとコミューン間広域行政組織の経常費総合交付金の増加分は、L.2334-15条に規定された都市連帯・社会統合交付金に、120百万ユーロまで優先的に充当される。2005年から2009年の各年について、コミューンと一部のコミューン間広域行政組織の経常費総合交付金の上積み額が500百万ユーロを下回ったときには、前掲の充当は、確定した上積み額の24%に限定される。

#### L.2334-2条

1 本款の適用のために考慮の対象となる人口数は、全国人口調査又は補完的人口調査の結果に、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた諸条件の下で、毎年的人口増加分を上乗せした人口数である。

2 この人口数は、総人口数に、特別規定の適用される場合を除き、①別荘1戸につき住民1人、並びに②社会保障法典 L.851-1条の協定に定める条件及びコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる現行の技術的規定に適合する集団的行旅人の受け入れ場所にあるキャンピング・トレーラー用駐車場1台分につき住民1人を上乗せする。人口の上乗せ数は、L.2334-15条に規定される都市連帯・社会統合交付金につき、又は L.2334-21条に規定される農村連帯交付金の第1区分につき、前年において適格受給コミューンとされたものについては、キャンピング・トレーラー用駐車場1台分につき住民2人と計算する。

3 1999年の全国人口調査により、前項に規定されたコミューンの人口減少が明らかになったときには、本款の諸規定の適用については、（激変緩和のため）2年の間、減少分の一部のみが考慮に入れられる。2000年度には、減少分は、その3分の1のみと、2001年度は3分の2のみとみなす。

4 1999年の全国人口調査により、前項に規定されたコミューンの人口増加が明らかになったときには、本款の諸規定の適用については、2年の間、増加分の一部のみが考慮に入れられる。2000年度には、増加分は、その3分の1のみと、2001年度は3分の2のみとみなす。

#### L.2334-3条

L.2334-5条、L.2334-14-1条及び L.2334-20条から L.2334-23条の適用のために、コミューンは、その人口数の規模により、人口統計グループに区分される。人口統計グループは次の通りである。

- ・人口 0人から 499人のコミューン
- ・人口 500人から 999人のコミューン
- ・人口 1000人から 1999人のコミューン
- ・人口 2000人から 3499人のコミューン
- ・人口 3500人から 4999人のコミューン

- ・人口 5000 人から 7499 人のコミューン
- ・人口 7500 人から 9999 人のコミューン
- ・人口 1 万人から 1 万 4999 人のコミューン
- ・人口 1 万 5000 人から 1 万 9999 人のコミューン
- ・人口 2 万人から 3 万 4999 人のコミューン
- ・人口 3 万 5000 人から 4 万 9999 人のコミューン
- ・人口 5 万人から 7 万 4999 人のコミューン
- ・人口 7 万 5000 人から 9 万 9999 人のコミューン
- ・人口 10 万人から 19 万 9999 人のコミューン
- ・人口 20 万人以上のコミューン

#### L.2334-4 条

1 コミュューンの潜在担税力 (*potentiel fiscal*) は、地方直接 4 税のコミューンの課税標準総額 (*bases communales*) に、これら 4 税それぞれの全国平均税率を乗ずることによって得られる。これには、L.2334-7 条の③に規定された一括交付金分として、前年支給された金額が加算される。但し、2004 年の予算法律 (2003 年 12 月 30 日法律第 2003-1311 号) 以前の法文のままで租税一般法典 1648 条 II の② bis に規定された補填に相応する金額又は本条 13 項の適用に基づき振り分けられた金額は除く。

2 コミュューンの潜在財政力 (*potentiel financier*) は、潜在担税力 (*potentiel fiscal*) に、前年コミューンに支給された一括交付金額 (L.2334-7 条③に規定された分を除く) を加算した額に等しい。

これは、場合により、前年に生じた L.2334-7 条最終項掲記の地方直接税収からの控除分が差し引かれる。(コミューンとしての) パリについては、最終決算書において確定された県レベルの社会扶助及び保健衛生費への義務的拠出額分が差し引かれる。

3 第 1 項の適用については、以下のとおりとする。

① 採用される課税標準は、結果が判明している最も直近の年度における総標準額でコミューンの課税基礎とされたものであり、場合により、租税一般法典第 1648A 条に規定される、県の職業税平衡化基金分として行われる上限超過額削除額に相当する金額が差し引かれる。

② 全国平均税率は、結果が判明している最も直近の年度のそれである。

4 住民一人あたりの潜在財政力は、L.2334-2 条に示された定義によるコミューンの住民数の和によって潜在財政力を除した額に等しい。

5 2005 年以降、租税一般法典第 1609 条 *nonies C* に規定される税制度又は同法典第 1609 条 *quinquies C* の II に規定される税制度が適用されるコミューン間広域行政組織 (公施設法人) に加盟する各コミューンの潜在担税力 (*potentiel fiscal*) を決定するために、職業税に関し次の方式により課税標準のコミューン間での振り分けが行われる。但し、本条第 9 項の規定が適用される場合には、この限りでない。

① 租税一般法典第 1609 条 *nonies C* に規定される税制度が適用されるコミューン間広域行政組織に加盟する前年において、各加盟コミューンにおいて確定された職業税の課税標準は、第 10 項の規定が適用される場合を除き、その潜在財政力 (*potentiel financier*) につい

て考慮される。

租税一般法典第 1609 条 *quinquies C* の II に規定される税制度が適用されるコミューン間広域行政組織に加盟する前年において、各加盟コミューンにおいて確定された経済活動地区内の職業税の課税標準もまた考慮される。

新都市組合 (*syndicat d'agglomération nouvelle*) 又は新都市共同体 (*communauté d'agglomération nouvelle*) からの転換により生まれたコミューン間広域行政組織の加盟コミューンで、以前、この新都市組合又は新都市共同体に加盟していたもののうち、租税一般法典第 1609 条 *nonies C* に規定される税制度が適用されるコミューンについては、転換の前年に L.5334-16 条に規定される方法に基づいて計算された職業税のそれらの課税標準に、それらの人口数に比例し、また旧新都市組合 (*syndicats d'agglomération*) の加盟コミューン全体の職業税の課税標準の前年度に比しての増・減総計に比例した、割当分が加算される。

②一方において、租税一般法典第 1609 条 *nonies C* に規定される税制度を選択した広域行政組織の職業税の課税標準、又は租税一般法典第 1609 条 *quinquies C* の II に規定される税制度を選択した広域行政組織の経済活動地区内の職業税の課税標準と、他方において、①の適用により算出された職業税の課税標準の合計の差は、その人口の割合により広域行政組織の全加盟コミューン間に配分される。

この規定は、租税一般法典第 1609 条 *nonies C* 又は租税一般法典第 1609 条 *quinquies C* の II の規定が適用される初年度には適用されない。

6 ~ 10 略 (経過規定等)

#### L.2334-5 条

1 各コミューンの課税努力 (*effort fiscal*) は次の 2 要素の間の比率に等しい。

・一方において、コミューン及びコミューン間広域行政組織が当該コミューン内において前年に徴収した、L.2334-6 条に定められた種類の公租公課による収入。

・他方において、L.2334-4 条に定義された、コミューンの潜在担税力 (*potentiel fiscal*)。ただし職業税に相当する潜在担税力分を除く。

2 各コミューンの加重平均率 (*taux moyen pondéré*) は、L.2334-6 条の a)、b) 及び c) に規定され、本条第 1 項の規定に従い計算された、地方直接 3 税の収入の合計と、固定資産税及び住居税のコミューンの純課税標準額 (*bases nettes d'imposition communale*) の合計との比に等しい。

3 加重平均率の上昇が、同一人口グループに属するコミューン全体の加重平均率の上昇を上回るコミューンについては、第 1 項掲記の公租公課収入の算定に際して同一グループ全体での上昇が考慮される。

4 加重平均率が前年のそれを下回るコミューンについては、公租公課収入の算定に際しては、専らこの前年の加重平均率が考慮される。

#### L.2334-6 条

1 課税努力 (*effort fiscal*) の計算のため考慮される公租公課収入は、次のものから得られる純収入を含む。

a) 既建築地固定資産税。その税収額には、建物の新築、増築及び改築に係る租税一般

法典第 1383 条から 1387 条に基づく減免で国による補填措置の対象となる額相当分、並びに同法典第 1382 条に基づき、大学寮、兵舎及び病院施設がコミューンの区域の 10 % 以上を占めるとき、それらの建物に適用される恒久的減免額相当分、が加算される。

同じく、租税一般法典第 1390 条及び第 1391 条に規定される減免額相当分も、国の補填措置の対象となる限りにおいて、加算される。

同じく、租税一般法典第 1388 条 bis に規定される控除相当額分も加算される。

b) 未建築地固定資産税。その税収額には、租税一般法典第 1394 条に基づき、大学構内敷地、軍用地及び病院敷地がコミューンの区域の 10 % 以上を占めるとき、それらの土地に適用される減免額相当分が加算される。

c) 住居税。その税収額には、租税一般法典第 1408 条に基づく大学寮及び兵舎に適用される恒常的減免措置分が加算される。

同じく、租税一般法典第 1414 条の I に規定される減免額相当分が、国の補填措置の対象となる限りにおいて、加算される。

d) L.2333-76 条に規定される家庭廃棄物収集税又は家庭廃棄物収集に係る手数料。

2 租税一般法典第 1382 条に規定される恒常的減免措置を補填することを目的としているときで、大学寮、兵舎又は大学構内敷地、軍用地が複数のコミューンの区域にまたがって存在するときには、場合に応じ、前掲 a)、b) 及び c) について規定される加算分は、各コミューン区域内におけるこれらの施設の占有面積に応じコミューン間で配分される。

## 第 2 目 一括交付金

### L.2334-7 条

1 2005 年以降、一括交付金は、次のものを含む。

#### ①人口規模に連動する経費負担を考慮する基礎的交付金

2005 年度については、この基礎的交付金は、各コミューンごとに、コンセイユ・データの議を経たデクレに定められた条件の下で、コミューンの人口規模に応じて住民一人あたり 60 ユーロから 120 ユーロまでの金額とその住民人口数の積に等しい。

2006 年度以降は、基礎的交付金として収受される住民一人あたりの交付金額は、地方財政委員会の定める率によって増加させる。この場合、その率は、経常費総合交付金の総額の増加率の 75 % 以上に匹敵するものとする。

②面積に比例する交付金は、2005 年度には、1 ヘクタールあたり 3 ユーロ、山岳地帯のコミューンについては 1 ヘクタールあたり 5 ユーロとする。2006 年以降は、この金額は、基礎的交付金について地方財政委員会により決定されるスライド率によって変化する。(以下略=仏領ギアナ関係の規定)

③ 1999 年の予算法律(1998 年 12 月 30 日法律第 98-1266 号)第 44 条 D の I、及び 2004 年の予算法律(2003 年 12 月 30 日法律第 2003-1311 号)以前の法文での租税一般法典第 1648 条 B の II の② bis により、以前に収受した金額に対応する金額。2005 年には、この金額は、コミューンについてスライド化され、各々 1 % 増額される。2006 年以降は、これらの金額は、地方財政委員会によって決定される割合により変動する。その増加率は経常費総合交付金の総額の増加率の 50 % 以上に匹敵するものとする。(以下略=経過規定等)

④保証額。次の a)に規定された金額が、b)の金額を超えるときには、保証額が 2005 年に交付される。この保証額は、2005 年には、以下の差額に等しい。

a) ③に掲げられた補填金額を除いて 2004 年に交付された額を 1 %の増加率でスライドさせた一括交付金額

b) ①に基づく基礎交付金及び②に基づき算定される面積に比例する交付金の合計額

2006 年以降は、この保証額は、経常費総合交付金の総額の増加率の 25 %に匹敵する割合によって変化するものとする。

2～7 略(=経過規定等)

L.2334-7-1 条 (削除)

L.2334-7-2 条～ L.2334-7-3 条 (省略＝経過規定等)

L.2334-8 条

一括交付金は月ごとに交付される。

L.2334-9 条～ L.2334-10 条 (省略＝経過規定等)

L.2334-11 条

コミューンの合併があった場合には、合併後における基礎的交付金とコミューンの面積に比例する交付金は、L.2334-7 条に従い算定される。この場合、算定に用いる人口は、合併したコミューンの総人口に等しい。保証額は、合併後の初年度においては、合併の前年に旧コミューンに交付されていた金額を合計した上で、かつ地方財政委員会によって決定される保証額の増加率に基づきスライドして算出される。合併後のコミューンに支給されるべき L.2334-7 条③に掲げる金額は、その名目で旧コミューンに交付されていた金額を合計した上、かつ地方財政委員会によって決定される増加率に基づきスライドした金額に等しい。

L.2334-12 条 (省略＝経過規定等)

### 第 3 目 地域づくり交付金

L.2334-13 条

1 コミュューンの広域行政組織のための交付金、全国平衡化交付金、都市連帯・社会統合交付金及び農村連帯交付金を再編成した地域づくり交付金が設定される。

2 地域づくり交付金の額は、コミューンの経常費総合交付金の総額と、L.2334-7 条に規定される一括交付金との差額に等しい。

3 削除。

4 L.5211-28 条及び L.5211-28-1 条にそれぞれ規定されるコミューン間広域行政交付金 (dotation d'intercommunalité) 及び補償交付金 (dotation de compensation)、並びに海外コミュニ

ンに配分される部分を控除した後、地域づくり交付金の残余の額は、都市連帯・社会統合交付金及び農村連帯交付金に区分される。

5 海外コミューンに配分される部分は、経常費総合交付金としてこれらのコミューンに配分される額の全体が、経常費総合交付金の総額と同様に、少なくとも漸増するように変動するものとする。

6 1995年には、都市連帯・社会統合交付金及び農村連帯交付金に充てられるそれぞれの額は、第4項掲記の残余の額の55%を上回らず、かつ45%を下回らないように、地方財政委員会により定められる。

7 1996年については、都市連帯・社会統合交付金として配分される額は、第4項掲記の残余の額の57%とする。

8 1997年以降は、この残余の額の年次増加分は、地方財政委員会により、都市連帯・社会統合交付金と農村連帯交付金の間で、それぞれが少なくとも45%、かつ多くとも55%を受け取るような形で配分される。

9 2002年には、上記の諸規定の適用により農村連帯交付金に充てられる額に、150万ユーロが加算される。2003年には、この加算額は、都市連帯・社会統合交付金と農村連帯交付金の間での、前項で規定された地域づくり交付金の額の年次増加分の配分に際しては、算定にあたり考慮の外に置かれる。

10 2004年以降は、地域づくり交付金の額の年次変動額は、地方財政委員会により、全国平衡化交付金、都市連帯・社会統合交付金、及び農村連帯交付金の間で、並びにこれらの交付金の種々の部門若しくは下位区分が存在するときには、それぞれの間で配分される。

#### L.2334-14 条

全国平衡化交付金、都市連帯・社会統合交付金、及び農村連帯交付金は、毎年、第3四半期の終わりまでに交付される。

#### 第1細目 全国平衡化交付金 (Dotation nationale de péréquation)

#### L.2334-14-1 条

I 全国平衡化交付金は基本部分と加算分からなる。

II 全国平衡化交付金は、海外県及びヌーベル・カレドニー（中略）等の海外に所在するコミューン向けの割当分に必要な金額を控除した後、III、III bis、IV、V及びVIに明記された条件に基づき、コミューン間で配分される。（中略＝海外分関係規定）

III 次の2つの要件を充足する本土のコミューンは、交付金の基本部分を収受する。

① 潜在財政力 (potentiel financier) が、同じ人口統計グループに属するコミューン全体の住民一人あたりの平均潜在財政力 (potentiel financier) に5%を加算したものよりも小さいこと。

② 課税努力 (effort fiscal) が、同じ人口統計グループに属するコミューンの平均課税努力 (effort fiscal) を上回ること。

上記にかかわらず、職業税の税率が、租税法典第1636条 B septies のIV及びVに規定される上限に等しいコミューンについては、②の条件は考慮されない。

上記の諸規定にかかわらず、人口 1 万人以上のコミューンで、(ア)潜在財政力が同じ人口統計グループに属するコミューン全体の住民一人あたりの潜在財政力の平均より 15 % 以上低く、かつ(イ)課税努力が同じ人口統計グループに属するコミューン全体の課税努力の平均の 90 % を上回るコミューンは、IV に規定される条件で、この交付金を収受する。

第①要件は充足するが、第②要件は充足せず、かつ課税努力が同じ人口統計グループに属するコミューンの平均課税努力の 90 % を下回らないコミューンは、IV に定められている条件に基づき交付される。

III bis 租税法典第 1648A 条に規定される県職業税平衡化基金で、租税法典第 1471 条に規定される企業について、1997 年 1 月 1 日以降に生じた事業者の交代により、当該交代が生じた年に享受していた財源の 4 分の 1 を上回る財源の喪失を記録したものは、同じく、交付金の基本部分を受領できる。

この受領資格のある基金には、3 年にわたり、以下の金額が漸減的に交付される。

- ① 初年度は、被った喪失の 90 % に相当する額。
- ② 2 年目は、前年の受領額の 75 %。
- ③ 3 年目は、初年度の受領額の 50 %

IV III bis の適用に基づき県職業税平衡化基金に交付される額の他に、交付金の基本部分は、次の条件により配分される。

受領資格を有する本土の各コミューンに支払われる住民一人あたりの額は、同じ人口統計グループに属するコミューン全体の住民一人あたりの平均潜在財政力 (potentiel financier) と、そのコミューンの住民一人あたりの潜在財政力 (potentiel financier) の相対的格差に比例して決定される。

前項に関わらず、上記 III の第 5 項 (最終パラグラフ) の適用により交付金の基本部分の受領資格を有するコミューンには、半額に減額された額が交付される。

あるコミューンに交付される額が前年のそれより半分以上減少するときは、当該コミューンには、単年度限りの保証として、前年の受領額の半額が交付される。

あるコミューンが交付金の基本部分の受領資格を失った場合には、当該コミューンは、単年度限りの保証として、前年の受領額の半額が交付される。

あるコミューンに交付される額は、いかなる場合でも、この IV の第 4 項及び第 5 項に掲げる保証として前年に交付された金額を考慮に入れることはできない。

あるコミューンが地方直接 4 税からの税収を全く得ていないときには、当該コミューンに交付されるべき住民一人あたりの額は、全国の住民一人あたりの平均交付額の 8 倍に相当するものとする。この受領額は、当該コミューンが独自税制の (=自ら直接に課税する権限を持つ) コミューン間広域行政組織に加盟しているときには、全国の住民一人あたりの平均受領額の 12 倍とする。

人口 20 万人以上で受領資格を有する本土のコミューンに交付される額の合計は、それらのコミューンが前年に交付された住民一人あたりの平均受領額をその人口数に乗じた積に等しいものとする。

都市連帯・社会統合交付金として 20 % を上回る交付の加算を受けたコミューンは、その増額が 30 % を超える水準のものでなければ、前掲諸項の適用により算定される金額の上乗せを受けることができる。

V 全国平衡化交付金の加算分は、人口 20 万人未満の受領資格あるコミューンの中で、①その人口数と、②-(ア)同じ人口統計グループに属するコミューン全体の職業税のみで計算された結果に基づく住民一人あたりの平均潜在財政力と②-(イ)当該コミューンの職業税のみで計算された結果に基づく住民一人あたりの潜在財政力の、相対的格差に比例して、配分される。

住民一人あたりの潜在財政力が同じ人口統計グループの住民一人あたりの潜在財政力を 15 % 以上下回るコミューンのみが受領資格を有する。

VI コミューンが、2005 年に全国平衡化交付金の基本部分又は加算分の受領資格を失ったときには、当該コミューンは、2005 年と 2006 年には、受領資格を欠くこととなった交付金について、2004 年において交付されていた金額のそれぞれ 100 % 又は 50 % に相応する交付金を、保証の名目で、受領することができる。

2005 年の受領資格があるコミューンに交付される全国平衡化交付金の基本部分又は加算分が、2004 年と比較して減額されるときには、当該コミューンは、2004 年に受け取った金額を基本部分又は加算分の名目で、保証額を受け取ることができる。

VII 前掲により算定される配分額が 300 ユーロ以下となる場合には、当該コミューンには交付金を交付しないものとする。

VIII 本条の施行方法はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。デクレによる定めがないときは、全国職業税平衡化基金及び全国平衡化基金の配分方法に関する 1985 年 2 月 22 日デクレ第 85-260 号、及び全国職業税平衡化基金及び全国海外県平衡化基金の配分方法に関する 1985 年 12 月 11 日デクレ第 85-1314 号が本条について適用される。

## 第 2 細目 都市連帯・社会統合交付金

### L.2334-15 条

都市連帯・社会統合交付金は、財源不足と重い費用負担を強いられている都市部のコミューンにおける生活条件の改善に寄与することを目的とする。

### L.2334-16 条

L.2335-15 条に規定されている交付金を受けるコミューンは次の通りである。

① L.2334-17 条で定義されている財源及び費用負担についての総合指標により、毎年、区分される人口 1 万人以上のコミューンのうち上位 4 分の 3。

② L.2334-18 条で定義されている財源及び費用負担の総合指標により、毎年、区分される人口 5000 人から 9999 人の間のコミューンのうち上位 10 分の 1。

### L.2334-17 条

1 人口 1 万人以上のコミューンについては、L.2334-16 条掲記の財源及び費用負担の総合指標は、次のものからなる。

① L.2334-4 条で定義されている人口 1 万人以上のコミューンの住民一人あたりの潜在財政力と、当該コミューンの潜在財政力との比率。

② 当該コミューンの住宅総戸数における社会住宅の割合と人口 1 万人以上のコミューン

の住宅総戸数における社会住宅の割合との比率。

③当該コミューンの住宅総戸数に対する、配偶者及び通常同一世帯内に生活する扶養者を含む住宅助成金受給者の合計の割合と、人口1万人以上のコミューン全体における住宅助成金受給者の合計の割合との比率。

④ L.2334-2 条第1項、並びに2000年及び2001年について同条第3項及び第4項で定義された人口数を考慮に入れて算定された、人口1万人以上のコミューンの住民一人あたりの平均所得と、当該コミューンの住民一人あたりの平均所得との比率。

2 本条の適用において、社会住宅とは、低家賃住宅組織、地方混合経済会社及び預金供託公庫中央不動産会社の系列会社に属する賃貸住宅であり、建築・住宅法典 L.351-2 条⑤に掲記される寮施設を含まないものである。(以下略)

3～4 (省略=技術的定義規定)。

5 財源と費用負担の総合指標は、①、②、③及び④で規定される比率に、①は45%、②は15%、③は30%、④は10%を、それぞれ乗じた結果を加算することによって算定される。但し、それぞれの加重百分率は、コンセイユ・データの定める条件の下で、受領コミューン全体について5ポイントを限度に増減することができる。

6 コミューンは総合指標の値により大きい順にランク付けされる。

#### L.2334-18 条

1 L.2334-17 条の規定は、人口5000人から9999人のコミューンの財源及び費用負担の総合指標の算定に準用される。但し、人口1万人以上のコミューンの全国平均値の代わりに、これらのコミューンについての全国平均値を用いるものとする。

2 コミューンは総合指標の値により大きい順にランク付けされる。

#### L.2334-18-1 条

1 交付金の受領資格を有する人口5000人から9999人のコミューンの中で配分される予算総枠は、受領資格を有するコミューン全体に交付される住民一人あたりの平均額に、当該コミューンの人口数を乗じた積に等しいものとする。

2 2005年については、人口5000人から9999人のコミューンの中で配分される額は、前年に配分された額に2千万ユーロ加算される。

#### L.2334-18-2 条

1 受領資格を有する各コミューンに交付される金額は、そのコミューンの総合指標の値を、その人口数に乗じた積に等しい。この積の額は、(a)1.3を上限とするその課税努力と、(b)受領資格を有するコミューンの順位に応じて2から0.5の変動係数により加重される。

2 人口20万人未満の受領資格を有する各コミューンに支払われる交付金の確定のために、第1項に規定された額に、二つの補足的乗数指数が適用され、その一つは、社会問題所在地区の人口の2倍とコミューンの全体の人口間の比を加えた指数に等しく、もう一つは、市街地自由地区(zones franchés urbaines)とコミューン全体の人口間の比を加えた指数に等しいものとされる。

3 各コミューンの交付金の上乗せは、一年間に400万ユーロを超えることはできない。

4 2005年から2009年までの期間中、L.2334-16条により受領資格を有するコミューンは、本条によって算定された交付金で、少なくとも前年受領した交付金に5%上乗せしたものに等しい額を交付される。

#### L.2334-18-3条

1 あるコミューンが交付金の受領資格を失ったときには、前年に交付された額の半額に相当するものが、単年度限りの保証として、交付される。

2 2005年については、あるコミューンが交付金の受領資格を失ったときには、単年度限りの保証として、2004年と同額が交付される。

3～4 (省略＝経過規定)

#### L.2334-19条

前年中に、都市連帯・社会統合交付金を受けたコミューンの首長は、その会計年度の終了から第2四半期目の終わりまでに、その年度中に着手された都市社会発展事業及びその資金調達状況を記した報告書をコミューン議会に提出する。

### 第3細目 農村連帯交付金

#### L.2334-20条

1 農村連帯交付金は、農村地域における社会生活の維持に貢献するため、コミューンが負担する費用及び税源不足を考慮して、人口1万人未満のコミューン及び人口2万人以下の郡中心地コミューンに交付される。

2 農村連帯交付金は2部門からなる。

#### L.2334-21条

1 農村連帯交付金の第1部門は、カントンの人口の少なくとも15%を擁するコミューン及びカントン庁所在地コミューンに交付される。

2 次のコミューンは受領資格を持たない。

① 次の都市圏域の内にあるもの。

a) 県の人口の10%以上、又は25万人を超える人口を擁するもの。

b) 人口10万人を超えるコミューン又は県庁所在地を含むもの。

② 人口1万人を超えるコミューンが中心になっているカントンの内にあるもの。

③ L.2531-12条により設置されたイル・ド・フランス州コミューン連帯基金の交付を受けらるもの。

④ 住民一人あたりの潜在財政力が、人口1万人未満のコミューンの住民一人あたりの平均潜在財政力の2倍を上回るもの。

3 略(＝特例措置)

4 あるコミューンが、L.2334-15条からL.2334-18条により設定された都市連帯・社会統合交付金の受領資格を有し、また農村連帯交付金の第1部門の受領資格要件を充足するときは、この後者の理由でコミューンに交付される金額は半減される。

5 各コミューンへの交付額は、次の事項に関連づけて決定される。

a) 1万人以下の人口。

b) 人口1万人未満のコミューンの住民一人あたりの平均潜在財政力と当該コミューンの住民一人あたりの潜在財政力の格差。

c) 最大1.2まで勘案する課税努力。

d) 租税法典第1465条Aに規定される農村活性化地区に位置するコミューンについては、1.3に等しい乗数。

6 農村連帯交付金の本部門を受けるのに必要な要件を充足しなくなったコミューンは、前年に受けていた額の半額に等しい額を、単年度限りの保証として受け取る。

7 削除

8 あるコミューンが、2005年に農村連帯交付金の受領資格を失ったときには、当該コミューンは、2005年と2006年には、2004年に交付されていた金額のそれぞれ3分の2又は3分の1に相応する交付金を、保証として、受領することができる。

9 2005年に交付されるべき額が2004年に比較して3分の1を超えて減額されたときには、当該コミューンは、2005年と2006年に、2004年に受領していた金額のそれぞれ3分の2及び3分の1を保証することになる補足額を受領しうる。

10 (省略＝特例措置)

L.2334-22 条

1 農村連帯交付金の第2部門は、L.2334-4条に定義された住民一人あたりの潜在財政力が同じ人口統計グループに属するコミューンの住民一人あたり平均潜在財政力の2倍を下回るコミューンに交付される。

2 この部門は次のように配分される。

①その金額の30%は、当該コミューンの住民一人あたりの潜在財政力と、同じ人口統計グループに属するコミューンの住民一人あたりの平均潜在財政力との格差、並びに1.2を上限とする課税努力によって加重平均された人口の割合による。

②その金額の30%は、コミューン公物として指定・分類される道路の総延長に比例する。山岳地帯にあるコミューンについては、この総延長は倍増される。

③その金額の30%は、最新の人口調査の際に確認された、コミューン内に居住する3歳から16歳の子供の数に比例する。

④その金額の最大10%については、コミューンの1ヘクタールあたりの潜在財政力と人口1万人未満のコミューンの1ヘクタールあたりの平均徴税力の格差による。

3 前項にかかわらず、上記④の規定が適用される場合を除き、それぞれの加重平均率は地方財政委員会の意見に基づきコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件の下で、受領コミューン全体について、最高5ポイントまで増減することができる。

4 あるコミューンが、2005年に農村連帯交付金の受領資格を失ったときには、当該コミューンは、2005年と2006年には、2004年に交付されていた額のそれぞれ3分の2又は3分の1に相応する交付金を、保証の名目で、受領することができる。

5 2005年にコミューンに交付されるべき額が2004年に比較して3分の1を超えて減額されるときには、当該コミューンは、2004年に受領していた金額のそれぞれ3分の2及び3

分の1を受領しうるように、補足分の保証を、2005年と2006年に受け取ることができる。

L.2334-23 条

L.2334-20 条から L.2334-22 条の施行方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

第2款～第5款 (省略)

第5節～第6節 (省略)

## 第4章 会計

### 第1節 コミューン決算の公表

L.2341-1 条

- 1 コミューンの決算は、コミュニティの庁舎に寄託される。
- 2 コミューンの決算は、L.2313-1 条に規定される条件の下で公開される。

### 第2節 支出負担行為

L.2342-1 条

首長のみが収支の命令を発することができる。

L.2342-2 条

地方財政委員会への諮問を経て内務大臣及び予算担当大臣が発する合同アレテに定められる条件に従い、首長は支出負担命令についての会計責任を負う。

L.2342-3 条

会計裁判官の確定判決により実際の会計責任ありと宣言された首長は、その会計管理業務執行の結果の承認を得るまでは、収支命令官の資格が停止される。この場合には、コミュニティ議会が、L.2342-1 条及び L.2342-2 条掲記の権限を副首長に委任するための議決をする。この職務は、首長がその会計管理業務執行の結果の承認を受けたとき直ちに終了する。

### 第3節 公会計官による会計

L.2343-1 条

1 コミューンの公会計官は、単独で、かつ自らの責任の下に、収入と支出を執行し、コミュニティのすべての収入及びコミュニティに支払われるべき金銭の出入りを追跡し、首長が命令した支出を適式に承認された予算額の範囲内で支払うことを任務とする。

2 すべての課税目録、割当細目台帳及び地域給付台帳は、公会計官の管理下に置かれる。

L.2343-2 条

コミューンの会計方式は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

## **第 4 編 特定の範疇の住民に固有の利害**

### **第 1 章 コミュューンの財産区**

#### **第 1 節 一般規定**

L.2411-1 条

1 コミューン全体の財産又は権利と区別される財産又は権利を恒久的かつ排他的に保有するコミューンの一部は、コミューンの財産区 (*section de commune*) を形成する。

2 コミュューンの財産区は法人格を有する。

L.2411-2 条

財産区の財産及び権利の管理は、コミューン議会、首長、並びに L.2411-6 条から L.2411-8 条、L.2411-11 条、L.2411-15 条、L.2411-18 条及び L.2412-1 条に規定される場合においては、管理会及びその長により行われる。

L.2411-3 条

1 管理会 (*commission syndicale*) は選挙により選出される委員を含み、その数は 4 人、6 人、8 人又は 10 人とし、選挙権者を招集する県における国務代理官のアレテにより定められる。

2 管理会の委員は、帰属しているコミューンの議会議員としての被選挙資格がある者の中から、人口 2500 人未満のコミューンの議会議員選挙と同じ方式によって選出される。但し、本条第 3 項及び L.2411-5 条第 1 項が適用される場合には、この限りでない。各コミューン議会の全員改選の後、財産区又はコミューン議会の選挙権者の半数が、改選後のコミューン議会の成立後 6 ヶ月以内にコミューン議会に、管理会構成員の選出の申立てを行ったときには、県における国務代理官は、申立て受理後 3 ヶ月以内に財産区の選挙権者を招集しなければならない。

3 管理会の委員の任期は、コミューン議会議員と同一期間とする。但し、管理会の任期は、コミューン議会の全員改選後、最初の管理会開催の日をもって終了する。この全員改選の後において、本条第 2 項及び L.2411-5 条の適用により管理会が設置されなかったときには、任期は、県における国務代理官が管理会設置の要件が満たされなかったことを確認する処分の中で定めた日付をもって終了する。

4 財産区の区域内に定まった実際の現住居を持つ住民及び財産区の区域内に所在する不動産の所有者は、コミューンの有権者名簿に登録されているときは、選挙権者である。

- 5 財産区がその財産を保有する区域が帰属するコミューンの首長は、管理会の会議に出席することができる。首長は、管理会の長により、管理会の会議の日時と議題を通告される。
- 6 帰属コミューンの首長は、管理会の法律上当然の構成員となる。
- 7 管理会の長は、管理会構成員のうちでの互選により選ばれる。

#### L.O.2411-3-1 条

欧州連合加盟国の国民で、フランス国民でない者が、選挙法典 L.O.227-2 条の適用により作成されたコミューンの補足有権者名簿に登録されているときは、フランス国民たる選挙権者と同一の条件により、財産区の議決機関の選挙に参加することができる。

#### L.2411-4 条

- 1 管理会は、その権限を行使するため、管理会の長の招集により会合を開く。
- 2 管理会の長は、次の者の申立てに基づき、1ヶ月以内に管理会を招集しなければならない。
  - ① 管理会構成員の半数
  - ② 帰属コミューンの首長
  - ③ 財産区が財産を保有する場所が帰属する複数コミューンの首長の一人
  - ④ 県における国務代理人
  - ⑤ 財産区の選挙権者の半数
- 3 管理会は、招集又は申立てに係る議題についてのみ議決を行い又は意見を表明する。
- 4 管理会が、招集日から3ヶ月以内に、提出された議題について議決も意見表明も行わなかったときには、コミューン議会は、L.2411-6 条、L.2411-7 条及び L.2411-15 条の規定が適用される場合を除き、適切な対処方法について議決する。

#### L.2411-5 条

- 1 管理会の構成員を選出すべく招集された選挙権者の数が10人未満のとき、又は選挙権者の半数以上が県における国務代理人が行った2ヶ月の期間においての2度目の招集に応じなかったときは、L.2411-8 条及び L.2411-16 条の規定が適用される場合を除き、管理会は成立しなかったものとみなされ、その諸権限はコミューン議会が行使する。財産区の財産収入又は収益が、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件の下で決定された平均年次最低額を下回ったときも、前項と同一の取扱いが行われる。
- 2 あるコミューンが、他のコミューンとの統合の結果、財産区となったときには、L.2113-17 条及び L.2113-23 条に規定される諮問審議会又は諮問委員会が管理会の代わりとなる。

#### L.2411-6 条

- 1 L.2411-15 条が適用される場合を除き、管理会は次の事件につき議決する。
  - ① 帰属コミューン又は当該コミューン内の他の財産区との契約締結
  - ② 財産区の財産の売却、交換及び9年以上の期間の賃貸借

- ③ 財産区の財産の用益方法の変更
- ④ 司法上の和解又は訴訟
- ⑤ 寄贈の受け入れ
- ⑥ 土地改良組合又はその他すべての不動産再編成機構への加盟
- ⑦ 財産区の連合組織の結成
- ⑧ 財産区を代表する代理人の指名

2 これらの議決の執行に必要な行為は、管理会の長がこれを行う。

3 財産区の財産の賃貸借契約につき、契約期間9年未満のものについては、財産区の選挙権者の半数から管理会の長に申立てが行われ、それがコンセイユ・デタの議を経たデクレに規定される条件に適っているものについては、管理会は、その長より諮問されなければならない。管理会とコミューン議会との間に合意があるとき、又は管理会がコミューン議会の議決から2ヶ月以内に答申しないときには、首長は契約を締結する。合意が成らないときには、首長はコミューン議会の新たな議決を経て、初めて契約を締結することができる。

4 これらの諸規定は、財産区財産の売却が、①公役務の遂行、②画地の整備、又は③コンセイユ・デタの議を経たデクレにより作成されたリストに掲載されている公益事業の遂行に必要な投資の実施を目的とするときには適用されない。この場合にはコミューン議会のみが売却を許可する権限を有する。

#### L.2411-7 条

1 管理会は、果実が現物で収取される財産区財産の享受方法、他の財産から生じる現金収入の使途、及び財産を譲渡するときには売却益の財産区の利益となる使途について、意見表明が求められる。

2 管理会は、農村法典 L.125-1 条から L.125-7 条に規定される条件の下で、財産区に属する湿地及び未耕作地又は明らかな低度利用耕作地の利用について諮問される。

3 管理会は、現行の諸法令により諮問事項とされているすべての案件について、一般的方式により、意見表明することが求められる。

4 コミューン議会と管理会の間に合意が成らず、又は管理会が本条第1項に規定される事案について首長から付託された日から3ヶ月以内に意見を表明しないときには、県における国務代理官の理由を付記したアレテにより決定される。

#### L.2411-8 条～ L.2411-9 条 (省略＝訴訟等関係規定)

#### L.2411-10 条

1 財産区の構成員は、コミューン当局の決定に基づくものであれ、地域慣行に基づくものであれ、それらの諸条件により、財産区の財産のうち、現物で果実を収取されるものを享受できる。

2 財産区の所有に係る農業用地又は牧畜用地は、農村法典 L.481-1 条に規定される条件の下で締結された農地賃貸借契約又は複数年放牧約定により、定まった実際の現住居並びに事業拠点を財産区内に有する農業経営者に貸与される。コミューン当局は、残余の用地

がある場合には、冬季に家畜を収容する事業施設を財産区内に有する農業経営者に、その該当者がいないときは、コミューン内に事業施設を持つ農業経営者に、貸与することができる。コミューン当局は、副次的に、財産区内の財産を利用するだけの者に、その該当者がいないときには、コミューン内に事業施設を持つ農業経営者に、残余用地を貸与することができる。

3 上記の範疇すべてについて、農業経営者は、農村法典 L.331-2 条から L.331-5 条、及びコミューン当局により定められた貸与規則に規定された要件を充足しなければならない。

4 上記の要件が充足できなくなってきたきは、法上当然に、契約は取り消される。

5 財産区財産の農業及び牧畜のための利用に関するこれらの諸規定のすべては、農山村環境の多種多様な機能の確保を尊重する観点から、農業従事者でない権利承継人による薪集め、果実拾い、狩猟などの伝統的な権利及び慣行の保持を妨げるものではない。

6 可能な限り頻繁に、新規農業振興を可能にし、又は容易ならしめることを目的として、保留地が設定される。

7 現金収入は財産区構成員の利益のためにのみ使われうる。現金収入は、財産区財産の活用及び保全、並びに管理会によりこの目的のために必要と認められた施設整備に優先的に充てられる。

#### L.2411-11 条

1 財産区の財産、権利及び義務の全部又は一部のコミューンへの移管は、コミューン議会及び管理会それぞれの構成員の過半数による合同の申立てに基づき、又は、管理会が成立しないときには、コミューン議会と財産区の選挙権者の半数の者による合同の申立てに基づき、県における国務代理官がこれを宣告する。

2 県における国務代理官は、移管のアレテから 2 ヶ月以内に移管を周知徹底させる。

3 権利承継人は、その申立てに基づき、コミューンの負担において損失補償されるが、その算定にあたっては、特に、移管の決定に先立つ複数年間に享受した利益及び移管された財産の原状回復費用を考慮に入れるものとする。

4 損失補償の申立ては、移管決定の翌年に提出される。当事者間に合意が得られない場合には、公用収用の場合と同様に決定される。

#### L.2411-12 条 (省略)

#### L.2411-12-1 条

コミューンの財産区の財産、権利及び義務のコミューンへの移管は、次の 3 つの状況のうちいずれかにおいて、コミューン議会の申立てにより、県における国務代理官によって宣告される。

- ・ 5 年以上連続でコミューン予算から租税が支払われ、又は赤字補填されている場合。
- ・ L.2411-3 条及び L.2411-5 条法定の管理会の設置要件が満たされているにもかかわらず、選挙権者が管理会の設置を申立てなかったとき。
- ・ 選挙権者の 3 分の 1 未満しか、諮問の際に投票をしなかったとき。

L.2411-13 条～ L.2411-14 条 （省略）

L.2411-15 条

- 1 財産区財産の売却益は、財産区の利益となる用途以外には利用され得ない。
- 2 財産区財産の全部又は一部の用益変更又は売却は、コミューン議会又は管理会の提案に基づき、有効投票数の絶対多数により決せられたコミューン議会と、管理会構成員の過半数を得て宣告された管理会との合同採決により決定される。
- 3 財産区の全部又は一部の財産の土地改良組合又はその他全ての不動産再編成機構への編入は、有効投票数の絶対多数により決せられた議決に基づき、コミューン議会又は管理会によって提案される。不合意は、コミューン議会又は管理会の有効投票数の3分の2以上の票決によってのみ表明されうる。
- 4 合意が成らなかった場合、又は前2項のそれぞれの規定に基づく提案後6ヶ月内に採決が行われなかったときには、県における国務代理官の理由を付したアレテにより決定される。
- 5 これらの諸規定は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められたリストに掲載されている公役務の遂行、画地の整備又は公益事業に必要な投資を目的とするときでなければ、適用されない。この場合には、コミューン議会のみが売却を許可する権限を有する。

L.2411-16 条 （省略）

L.2411-17 条

- 1 財産区の財産のすべてが売却された場合、売却益はコミューンに帰属する。
- 2 権利承継人はコミューンの負担する損失補償を要求することができる。この損失補償は L.2411-11 条規定の条件により算定され、支払われる。
- 3 損失補償の合計は売却益を上回ることはできない。

L.2411-17-1 条 （省略）

L.2411-18 条

- 1 財産区連合(union)は、同一コミューン内の財産区の間で創設される。但し、財産区連合の管理会は、コミューン議会又は一乃至複数の財産区の求めにより、財産管理と収益配分の方法を定める各管理会の合同議決に基づき設置される。
- 2 財産区連合は、公法上の法人格を有し、コミューンの首長と、各管理会から選出された各2名の代表者からなる委員会により運営される。委員会は互選により委員長を選出する。
- 3 委員会は、L.2411-6 条及び L.2411-7 条規定の分野について、財産区の管理会に代位することができる。但し、コミューンの財産区間での売却、交換、寄贈の受け入れ及び契約への署名をすることはできない。
- 4 財産区連合の廃止は、その設置と同一の方式で行われる。

5 財産区は、コミューンの事務組合からの離脱に関する L.5211-19 条規定の条件にしたがい、財産区連合から脱退することができる。

#### L.2411-19 条

本節の施行方式は、必要に応じてコンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

### 第 2 節 財務規定

#### L.2412-1 条

1 コミュューンの付属予算を構成する財産区の予算は、経常部門と投資部門とそれぞれで真正の収支均衡が得られるよう作成されるものとする。

2 財産区管理会が作成する予算案は、コミューン議会により採決される。

3 前項にかかわらず、L.2411-3 条第 2 項及び L.2411-5 条により、管理会が成立しなかったときは、翌予算年度以降、財産区の付属予算の作成は行われない。年度末に生じた収支残高は、コミューンの翌年度予算に繰り入れられるものとする。

4 コミュューン議会は、この場合、コミューン予算に添付される特別明細書を作成し、そこに財産区の支出と収入に見合う部分が記載されるものとする。

5 法令上の義務費及び森林法典 L.143-1 条に基づき承認された開発事業費は、コミューンの財産区の義務費とみなされる。

6 管理会は、その発意に基づき、又はコンセイユ・デタの議を経たデクレに規定する条件に従い提出された財産区の選挙権者の半数の申立てに基づき、コミューンの首長に、財産区の付属予算の執行と L.2411-10 条に規定された原則の適用状況につき報告を求めることができる。

7 管理会が成立しなかったときは、この申立ては、前項に規定するデクレの定めるところにしたがい、財産区の選挙権者の半数により行われる。

8 報告を検討した結果、管理会または選挙権者の半数は、コミューン及び県における国務代理人に異議を申立てることができる。コミューンと管理会もしくは選挙権者の半数双方との間で意見が一致しないときは、異議は県における国務代理人の理由を付したアレテにより裁決される。

9 第 1 部第 6 編第 1 章第 2 節に定められるコミューンの予算につき定めた監査手続は、財産区の付属予算及び特別明細書に準用される。

10 本条の施行方式は、必要に応じて、コンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

## 第 2 章 (省略)

## 第 5 編 (省略)

## ○第3部 県

### 第1編 県の組織

#### 第1章 県の名称及び区域

##### 第1節 名称

###### L.3111-1 条

県の名称の変更は、県議会の要請に基づき、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

##### 第2節 区域の変更及び県都

###### L.3112-1 条

県の区域の境界は、関係県議会への諮問を経たうえ、コンセイユ・デタの意見を徴した後、法律により変更される。ただし、関係県議会が当該変更について合意しているときには、変更はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより行われる。

###### L.3112-2 条

県都の移転は、県議会、並びに現県庁所在地(=県都)のコミューン及び県庁移転先予定地のコミューンそれぞれの議会への諮問を経て後、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

##### 第3節 県の下位区分

###### L.3113-1 条

1 郡(arrondissements)の設置及び廃止は、県議会への諮問を経て後、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。郡の区域の境界変更は、県議会への諮問を経て後、州における国務代理人(=州地方長官)により決定される。

2 郡庁所在地の移転は、県議会、並びに郡庁所在地のコミューン及び移転先予定地のコミューンそれぞれの議会への諮問を経て後、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

\* (注)「郡」は地方自治単位ではなく、国家行政区画でもある「県」を区分した行政区画である。ここでいう「郡庁」は、国家行政の地方支分部局であり、県地方長官(=県における国務代理人=プレフェ)の補助者たる郡長官(sous-préfet=副地方長官)の率いる役所(郡ごとに設置)を意味する。

## L.3113-2 条

カントン(cantons)の区域の境界変更、カントンの設置及び廃止、並びにその主邑の移転は、県議会への諮問を経て後、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

\* (注)「カントン」は「県」を区分した区画で、県議会議員の選挙区になっている。

## 第 2 章 県の機構

### 第 1 節 県議会

#### 第 1 款 一般規定

## L.3121-1 条

各々の県(département)に県議会(conseil général)が置かれる。

#### 第 2 款 構成

## L.3121-2 条

県議会の構成及びその議員の任期は、選挙法典 L.191 条及び L.192 条により定められる。

#### 第 3 款 辞職及び解散

## L.3121-3 条

県議会議員(conseiller général)は、辞職願を出すときは、これを県議会議長に宛て提出し、県議会議長は、意見を付して、これを直ちに県における国務代理人(=県地方長官)に提出する。

## L.3121-4 条

- 1 法律により県議会議員に託された職務の一つなりとも遂行することを、正当な理由なく拒否する者はすべて、地方行政裁判所により辞職を宣告される。
- 2 職務遂行拒否は、然るべき者に宛てた明白な言明、又は、本人により公けの場で発せられた言明によるものであれ、招集の任にあたる者の警告後なお執拗に懈怠するものであれ、いずれもこれにあたる。
- 3 辞職を宣告された議員は、1 年間は再選されることを得ない。

## L.3121-5 条

- 1 県議会の機能不全が明らかになったときは、政府は、閣議において決定された理由付きのデクレにより、その解散を宣言できる。政府はこの件につき、速やかに国会に通報するものとする。
- 2 解散は、一般的措置の形式によっては、宣告され得ない。

#### L.3121-6 条

1 県議会の解散、現職議員全員の辞職、及びすべての議員の選挙の取消しが確定した場合には、議長は日常業務の遂行の任にあたる。議長の決定は、県における国務代理官の同意がなければ発効しない。2ヶ月以内に県議会議員の再選挙が行われなければならない。議会は、1回目の投票日から数えて2回目の金曜日に、法上当然に開催される。

\* (注) 県議会議員の選挙は、1週間の間を開けた2回投票制で、いずれも日曜日が投票日。

2 県における国務代理官は、最初の会議のために、開催日時と場所を定め、選出された各議員を招集するものとする。

### 第4款 運営

#### 第1目 所在地及び内部規則

#### L.3121-7 条

県議会は県庁舎(hôtel du département)を本拠とする。

#### L.3121-8 条

県議会は、改選後1ヶ月以内に、内部規則(règlement intérieur)を定める。内部規則は、地方行政裁判所に付託されうる。

#### 第2目 会議の開催

#### L.3121-9 条

1 県議会は、議長の発議に基づき、常務委員会が選択した県内の場所で、少なくとも四半期に一度、開催されるものとする。

2 県議会議員の3年毎の改選(=半数改選)が行われる年には、改選後最初の会議は、法上当然に、選挙の1回目の投票日から数えて2回目の木曜日に開催されるものとする。

\* 県議会議員選挙は2回投票制のため、改選(=半数改選)議席全体の改選結果が確定する投開票日は「1回目の投票日」(=日曜日)から数えて2回目の日曜日になる。

#### L.3121-10 条

1 県議会は、次の場合にも開催される。

- ・常務委員会の要請に基づき。又は、
- ・議員の3分の1以上の要請に基づき。この場合は、会期は2日を超えない期間とし、議事日程は事前に特定される。但し、同一の議員は、半年に一度しか開催の要請を行うことはできない。

2 特段の事情がある場合には、県議会はデクレにより開催される。

#### 第3目 会議

#### L.3121-11 条

- 1 県議会の会議は公開とされる。
- 2 前項に関わらず、県議会は、5人の議員又は議長の要請により、討議を経ることなしに、出席議員又は代理出席者の絶対多数により、非公開と決することができる。
- 3 これらの会議は、視聴覚通信手段により中継されうる。但し、県議会議長の L.3121-12 条に基づく権限に抵触することはできない。

#### L.3121-12 条

- 1 議長のみが議会警察権を有する。
- 2 議長は秩序を乱すすべての者を傍聴席から排除させ又は逮捕させることができる。
- 3 重罪又は軽罪の場合、議長は司法調書を作成し、共和国検事に直ちに付託する。

#### L.3121-13 条

- 1 各会議の議事録は、書記官のひとりによって作成されたうえ、次回の会議の冒頭に確定され、議長と当該書記官により署名される。
- 2 議事録は、報告書、討論に参加した議員の氏名、及びその意見の要約を含む。

### 第 4 目 議決

#### L.3121-14 条

- 1 県議会は、現職議員の絶対多数が出席していないときには、議決することができない。
- 2 前項にかかわらず、県議会が招集日に定足数に達しなかったときには、議会は、法上当然に3日後に開催されるものとし、その際の議決は、定足数の如何を問わず有効とみなされる。
- 3 L.3122-1 条及び L.3122-5 条の規定が適用される場合を除き、県議会の議決は有効投票数の過半数により決せられる。

#### L.3121-15 条

- 1 出席議員の6分の1の要請がある場合には、投票は公開とする。可否同数の場合には、議長が裁決投票権を持つ。
- 2 前項にかかわらず、任命に関する投票は、常に秘密投票とする。
- 3 公開投票の結果は、投票者の氏名を明らかにして議事録に記載される。

#### L.3121-16 条

- 1 会議の出席に支障がある県議会議員は、その会議のために他の県議会議員に投票を委任することができる。
- 2 ひとりの県議会議員は、他の議員ひとり分の委任しか受けることはできない。

#### L.3121-17 条

- 1 県議会の議決、及び県議会の委任により行われた常務委員会の議決は、同一の形式に

より公開される。

2 何人も、県議会の議決及び公開の会議の議事録、常務委員会の議決、県の予算と決算、並びに議長アレテの情報提供を受ける権利がある。

3 何人も、自らの責任の下に、それらを公開することができる。

4 県議会議長及び国の地方支分部局から入手され得る第2項掲記の文書の情報提供は、1978年7月17日の法律第78-753号第4条に規定された条件の下で行われる。

5 本条の諸規定は、県の行政的公施設法人に準用される。

## 第5目 情報

### L.3121-18 条

県議会議員はすべて、その職務の範囲内において、議決の対象となる県の事務について情報提供される権利を有する。

### L.3121-18-1 条

1 県議会は、もっとも適切と判断する物理的手段により、県議会議員に対する情報の配付を確実に行うものとする。

2 県議会は、その権限事項に関する情報交換が可能になるように、県議会の定める条件の下に、個々の議員に必要な情報処理及び遠隔通信の手段を提供することができる。

### L.3121-19 条

議長は、県議会開催の少なくとも12日前に、県会議員に提示されるべき各案件毎の説明・報告書を、その形式の如何を問わず、彼らに送付しなければならない。

### L.3121-20 条

県議会議員は、県の事務に係る口頭質問を会議中に行う権利を有する。質問の頻度並びに提示及び審査は、内部規則の定めるところによる。

### L.3121-21 条

1 毎年、議長は県の状況、県の各部局及び県に属する諸組織の活動と財務に関し、特別報告書を県議会に提出する。特別報告書はまた、県議会の議決の執行状況と県の財政状況を明らかにする。

2 この特別報告書は討議の対象となる。

## 第6目 委員会及び外郭組織における代表

### L.3121-22 条

1 L.3122-5 条に規定された諸条件の下に、常務委員会を選出した後、県議会は各種委員会を設置することができ、外郭組織 (organismes extérieurs) に派遣する議員又は代議員の選任を行うことができ、さらに、L.3211-2 条の規定に基づいて、議会の権限の一部の行使を

常務委員会に委任することができる。

2 同じく、県議会は、L.3211-2 条、L.3221-11 条及び L.3221-12 条により、その権限の幾つかの行使を議長に委任することができる。

3 この場合において、かつ L.3121-19 条の規定にかかわらず、県議会議員に提示された案件報告書は、会議中に議員に配付される。休会は法上当然に認められる。

#### L.3121-22-1 条

1 県議会は、その議員の 5 分の 1 が要請したときには、県の利害に関わる問題についての基本的な情報を収集し又は県の公役務の事業評価を行うことを任務とする情報収集・評価特命組織の設置を議決することができる。一人の議員は、年に 1 回しか、そのような要請に加わることはできない。

2 県議会の 3 年ごとの改選の年に先立つ民事暦年の 1 月 1 日以降は、いかなる特命組織も設立され得ない。

3 特命組織の設立要請の提示及び審議に関する諸原則、その運営形態、比例代表原則の遵守の下でのその構成方式、特命組織の期間（その設置について議決が行われた日から 6 ヶ月を超えることはできない）、並びに県議会議員に報告書を提出する条件は、内部組織の定めるところによる。

#### L.3121-23 条

県議会は、外郭組織に派遣するために、それら外郭組織を規律する法文によって規定される事由と条件の下に、その議員又は代議員を任命する。前掲の法文によるこれらの議員又は代議員に認められた職務期間の定めは、同一の方法で行われる新規の選任による交代が、随時行われることも、残任期間について行われることも、いずれも妨げない。

### 第 7 目 議員会派の運営

#### L.3121-24 条

1 県議会において、議員会派の運営方法は、議決の対象となりうる。ただし、この場合、議員の手当制度に関する決定は変更され得ない。

2 県議会内における議員会派は、その構成員が署名し、その構成員のリストと代表者名を添えた宣告書を県議会議長に提出することにより結成される。

3 県議会は、その定める条件に基づき、議員会派に対し、その個別又は共同の利用のために、事務所及び事務機器の提供、文書、郵便、通信の費用を負担することができる。

4 県議会議長は、県議会により定められた条件に基づきかつ各議員会派の代表者の提案に基づき、議員会派にひとり又は複数の事務職員を配することができる。県議会は、県の予算に、そのために特別に設定された科目に、その費用に必要な予算を計上することができる。ただし、この費用は毎年県議会議員に支払われる手当の合計の 30 % を超えてはならない。

5 県議会議長は、上記の費用の支出命令官である。

6 各議員会派の責任者たる議員は、同一会派構成員が議事機関内部でグループ毎に結集

して遂行する、その託された任務の執行条件と態様を決定する。

#### L.3121-24-1 条

県が、その形式の如何を問わず、県議会の活動の成果及びその運営に関する一般的情報刊行物を配布するときには、議員会派からの発信のために紙面が割かれるものとする。この規定の施行方法は、内部規則により定められる。

### 第 8 目 国務代理人(=地方長官)との関係

#### L.3121-25 条

1 県議会議長と県における国務代理人(=地方長官=フ°レフエ)との間の合意により、国務代理人は県議会により意見聴取される。

2 さらに、共和国首相(=国の首相)の要請により、県における国務代理人は、県議会により意見聴取される。

#### L.3121-25-1 条

1 県議会議長は、その要請するところにより、県における国務代理人から、その権限の行使に必要な情報を取得することができる。

2 県における国務代理人は、その要請するところにより、県議会議長から、その権限の行使に必要な情報を取得することができる。

#### L.3121-26 条

1 県における国務代理人は、毎年、県における国の地方支分部局の活動について、特別報告書をもって、県議会に報告する。

2 この特別報告書は、必要であれば、国務代理人の臨席の下に、討議の対象とされうる。

## 第 2 節 県議会の議長、常務委員会及び執行理事会

### 第 1 款 議長

#### 第 1 目 選任

#### L.3122-1 条

1 県議会は、3 年毎の改選後、法上当然に開かれる会議の際に、その議長を選出する。

2 この選出の際は、会議は、議員のうち最年長の者が議長を務め、最少年の者が書記官を務める。

3 この場合、県議会は、その議員の 3 分の 2 が出席していなければ議決できない。この要件が充足されないときには、3 日後に会議が法上当然に開かれる。このときには、会議は定足数の要件なしに開くことができる。

4 議長は、3 年を任期として、県議会議員の絶対多数により選出される。最初の 2 回の

投票によっても選出されない場合には、3回目の投票が行われ、県議会議員の相対多数で選出される。得票数が同数のときには、年長者が選ばれるものとする。

## 第2目 交代

### L.3122-2 条

1 議長職にある者が欠けたときは、その事情がいかなるものであれ、議長の職務は、一時的に先任順により副議長によって、それにも欠けるときは議会により指定された議員によって遂行される。L.3122-5 条に規定された方式に従い、1ヶ月以内に常務委員会の改選が行われるものとする。

2 前項にかかわらず、この改選前に、県議会の議席を補充するために必要される選挙が行われるものとする。この補欠選挙の後、新たな空席が生じたときは、県議会は、それに関わらず、常務委員会の選挙を行うものとする。

3 議長及びすべての副議長が辞職した場合には、県議会は第1項に規定される県議会議員の指定のためであれ、常務委員会の改選のためであれ、最年長者により招集される。

## 第3目 兼職禁止

### L.3122-3 条

1 県議会議長の職務は、次の公選職の遂行のいずれとも両立(=兼任)し得ない。すなわち、州議会議長、及びコミューンの首長である。

2 県議会議長の職務は、同じく、欧州委員会委員、欧州中央銀行の理事又はフランス銀行金融政策審議会の委員の職務とも両立し得ない。

3 県議会議長はすべて、前2項に規定される兼職不能の立場にあって、議長職に選出され又はその職務を遂行しているときは、まさにそのことにより、県議会議長の職務遂行を停止しなければならない。異議のある場合には、兼職不能は、選出を確認する裁判的決定が確定した日より発効する。

## 第2款 常務委員会

### L.3122-4 条

1 県議会は、常務委員会の委員を選出する。

2 常務委員会は、県議会議長、4人から15人の副議長及び場合により一人又は複数の他の議員により構成される。但し、副議長の数は、議員定数の30%を超えないものとする。

### L.3122-5 条

1 議長の選出後直ちに、その議長の下で、県議会は、常務委員会の委員たる副議長及び他の議員の数を定める。

2 常務委員会の各々の役職への立候補は、常務委員会の構成に関する県議会の決定から

1 時間以内に議長に提出される。この時間の経過後、各役職に立候補が一人しか届け出がなかったときには、選任は直ちに発効し、議長によりその旨、読み上げられる。

3 そうでない場合には、議長を除く常務委員会の委員は、最大平均法を用いた名簿式比例代表方式により選出される。但し、立候補者間の混合も優先選択投票制も適用されない。

4 各県議会議員又は各議員会派は、上記の時間経過後、1 時間以内に、候補者の名簿を提出することができる。

5 常務委員会の議席は、各名簿の記載順に従って候補者に配分される。最後の議席の配分にあたり複数の名簿が同一の平均値を得た場合には、この議席は最大得票数を得た名簿に与えられる。得票数が同一である場合には、議席は名乗りを上げた候補者のうち年長者に配分される。名簿に記載されている候補者の数とその名簿に配分される議席数より少ない場合には、欠員のある一乃至若干の議席は次に大きい平均値に配当される。

6 議席の配分後、県議会は議長選出と同じ条件の下で、単記投票により、選出議員の常務委員会の各役職への配属を決め、指名の順番を定める。

7 議長を除く常務委員会の委員は、議長と同じ期間を任期とする。

#### L.3122-6 条

議長を除く常務委員会の委員の議席が空席の場合には、県議会は、常務委員会の補充を決定することができる。その場合には一乃至若干の空席は、L.3122-5 条第 2 項に規定された手続に従い埋められる。合意が成らなかったときには、L.3122-5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定される条件の下で、議長以外の常務委員会の委員の一斉改選が行われる。

#### L.3122-7 条

常務委員会の権限は、L.3121-9 条第 2 項により規定された県議会の最初の会議開催時に消滅する。

#### 第 3 款 執行理事会 (le bureau)

#### L.3122-8 条

県議会議長及び L.3221-3 条の適用により委任を受けた常務委員会の委員は、執行理事会を構成する。

### 第 3 節 県の公務遂行の条件

#### 第 1 款 県の公職にある者に付与される保証

##### 第 1 目 公務遂行にあたり付与される保証

#### L.3123-1 条

1 雇用主は、その事業の被用者で県議会議員である者に対し、次の場所に赴き会合に出

席するために必要な時間を与えなければならない。

① 県議会の本会議

② 県議会の議決により設置され、当該議員が委員となっている委員会の会合

③ 県を代表するために当該議員が任命された組織の議決機関及び執行理事会の会合

2 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法に従い、当該議員は、雇用主に、議会の又は会合の日時を知ったときに直ちに連絡しなければならない。

3 雇用主は、当該議員が前記の議会又は会合において過ごす時間を労働時間として賃金を支払う必要はない。

#### L.3123-2 条

1 県議会議長及び議員は、L.3123-1 条に規定される条件で享受する欠勤許可とは別に、県又は県を代表して参加する組織の行政及び出席する機関の会合の準備を行うために必要な時間を得るため、公務遂行休暇を要求する権利を持つ。

2 この公務遂行休暇は、一律で四半期ごとに定められ、以下のとおりである。

① 県議会議長及び副議長については、週法定労働時間の 4 倍

② 県議会議員については、週法定労働時間の 3 倍

3 四半期中に使われなかった時間の繰越はできない。

4 パートタイム労働の場合には、公務遂行休暇は、該当する雇用につき定められた時間短縮に比例して短縮される。

5 雇用主は、当該議員から要請があったときには、本条に定められる公務遂行休暇を与えなければならない。この欠勤時間は雇用主による賃金支払の対象にはならない。

#### L.3123-3 条

L.3123-1 条及び L.3123-2 条による欠勤時間は、民事暦年における法定労働時間の半分を超えてはならない。

#### L.3123-4 条

L.3123-2 条及び L.3123-3 条の規定の適用方式は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

### 第 2 目 職業活動の遂行において付与される保証

#### L.3123-5 条

1 L.3123-1 条及び L.3123-2 条に規定される欠勤時間は、有給休暇の期間算定及び年功から生じるすべての権利との関係で、実働時間とみなされる。

2 労働契約が定める労働時間及び労働時刻は、当該議員の同意なしには、L.3123-1 条及び L.3123-2 条の規定により生じる欠勤を理由として変更することはできない。

#### L.3123-6 条

1 いかなる解雇、降格、懲戒処分も、L.3123-1 条及び L.3123-2 条の規定に基づく欠勤を理

由に言い渡されることはない。これに反したときは無効であり、議員に対する損害賠償責任が生ずる。

2 職場復帰又は職務等級の回復は、法律上当然に行われる。

#### L.3123-7 条

県議会議長又は県の執行権限の委任を受けている副議長で、その公務遂行のために、職業活動を停止した者が、給与生活者であるときには、国民議会議員及び上院議員に選出された給与生活者の権利に関する労働法典 L.122-24-2 条及び L.122-24-3 条の規定が適用される。

#### L.3123-8 条

公務員一般身分規程の第 I 章から第 IV 章が適用される公務員は、その申立てにより、L.3123-7 条(=前条)掲記の公務(=議長又は副議長)の一つを遂行するために在籍出向の地位にある(=一般公務員の身分を維持したままで公選職に就任する)ものとみなされる。

### 第 3 目 公職終了時に付与される保証

#### L.3123-9 条

L.3123-7 条の規定の対象となる議員は、公職を終了した時には、その勤務部署の環境の変化又は専門技術についての環境変化を特に考慮して、その申し出により、企業内において新たに設けられる職場復帰研修を受けることができる。

#### L.3123-9-1 条

1 県議会議長又は議長からの権限委任を受けた副議長で、その公務遂行のために給与生活者としての職業活動を停止した者は、その公職終了時に、労働法典第 IX 編に規定される条件の下で職業教育訓練及び能力診断を受ける権利を有する。

2 該当者が、同法典 L.931-1 条に規定される教育訓練休暇及び同法典 L.931-21 条に規定される能力診断休暇の取得を要求するときには、地方議員の公務遂行としての任務のために費やした時間は、これらの休暇の取得のために必要とされる職業活動期間とみなされる。

#### L.3123-9-2 条

1 県議会の全員改選又は半数改選の際に、県議会議長又は議長からの権限委任を受けた副議長で、その公務遂行のために職業活動を停止していた者は、次の状況のいずれかにあたると認められるときには、その申立てにより、公職終了に伴う差額手当を受けることができる。

・労働法典 L.311-2 条の規定に従い全国雇用機構に登録していること。

・職業活動を再開し、その活動の収入が直近の公職のために受けていた公務遂行手当を下回ること。

2 差額手当の月額、(ア)L.3123-17 条に定められる最高値の限度内で該当者がその公務遂行のために受けていた手当の月額総額と、(イ)公職終了の後に得ている総収入との差額の 80 %を上回ることとはできない。

- 3 差額手当の支給期間は6ヶ月を最長とする。この手当は、L.2123-11-2条及びL.4135-9-2条に定められる手当と併給されない。
- 4 この手当の財源は、L.1621-2条に定められる条件により賄われる。
- 5 本条の適用方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

## 第2款 研修の権利

### L.3123-10条

- 1 県議会議員は、その職務に対応できるよう研修を受ける権利を有する。
- 2 県議会は、改選から3ヶ月以内に、議員の研修権の行使について議決する。県議会は、そのための方針とこの項目で設定される予算額を決定する。
- 3 県費により賄われる議員の研修活動の一覧表が決算書に添付される。これにより県議会議員の研修に関する年次討論が開かれる。

### L.3123-11条

- 1 L.3123-1条及びL.3123-2条に規定される欠勤許可及び公務遂行休暇とは別に、被用者たる県議会議員は、研修休暇を享受する権利を有する。この休暇は、任期中、議員が担当する職務の数にかかわらず、議員一人あたり18日と定められる。この休暇は、議員に再選された場合には更新される。
- 2 本条の適用方式は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

### L.3123-12条

- 1 旅費、宿泊費及び研修費は、費用弁償の対象となる。
- 2 本款に規定される研修権の行使のために議員が被った収入減は、任期中、議員一人あたり18日分、スライド制最低賃金時間給の1.5倍を上限として、県により補填される。
- 3 研修費は、県議会議員に支給されうる公務遂行手当の合計額の20%を超えることはできない。
- 4 コンセイユ・デタの議を経たデクレが、これらの規定の適用方式を定める。

### L.3123-13条～L.3123-14条 (省略)

## 第3款 県議会議員の手当

### L.3123-15条

県議会議員は、その職務に実際に従事するために、公務員指数別号俸の最終給与指数に対応する俸給額を基準として決定される手当を受ける。

### L.3123-15-1条

- 1 県議会が改選されたとき、本款の適用による議会議員の手当を定める議決は、新議会の発足以降3ヶ月以内に行われる。

2 ひとり又は複数の県議会議員の公務遂行手当に関する県議会の議決の際にはすべて、県議会議員への手当全体を総括した付表が添付される。

L.3123-16 条

1 県議会により議決される議員の実質的な公務従事のための手当の最高額は、L.3123-15 条掲記の基準値に、次の表を適用することにより決定される。

県の人口	最大率 (%)
25 万人未満	40
25 万人以上 50 万人未満	50
50 万人以上 100 万人未満	60
100 万人以上 125 万人未満	65
125 万人以上	70

2 県議会は、その内部規則に定められる条件に従い、議員に対して支給する手当の額を、本会議、構成員となっている委員会の会合、及びそこで県を代表している組織の会合への参加に応じて、減額することができる。ただし、この減額は、それぞれの議員にとって本条により支給されうる最大手当額の半額を上回るものであってはならない。

3 L.2511-34 条に定められるパリ議会議員の公務遂行手当は、L.2123-20 条 II の規定の範囲内において、上記に定められた手当との併給が可能とされる。

L.3123-17 条

1 県議会又はパリ議会により採択される、議会議長の公務遂行のための手当は、最大で、L.3123-15 条掲記の基準値に 45% を加算した額に等しいものとする。

2 県議会又はパリ議会の執行権限の委任を受けた各副議長の手当は、同一条件において、最大で、議員の手当の最高額に 40% を加算した額に等しいものとする。

3 県議会又はパリ議会の執行権限の委任を受けた副議長を除く、常務委員会委員の公務遂行手当は、最大で、同一条件に基づき、議員の手当の最高額に 10% を加算した額に等しいものとする。

4 前 2 項の適用により加算された公務遂行手当は、L.3123-16 条の最後から 2 番目の条項に定められる条件により減額されうる。

L.3123-18 条

1 他の公選による職に就き、又は県議会議員として地方公施設法人の理事会、全国地方公務員センターの理事会、地方混合経済会社の取締役会若しくは監査役会の役職に就き、又はこの種の会社の長の職にある県議会議員が、その職務全体を通じ受け取る報酬及び手当の合計額は、国会議員の手当についての基本法にかかる 1958 年 12 月 13 日オールドナンス第 58-1210 号第 1 条に規定される議員手当の金額の 1.5 倍を上回ってはならない。この上限額は強制的社会保険のための控除を差引いた後の金額である。

2 前項の規定の適用の際、県議会議員の報酬と公務遂行手当の合計額に上限が設けられ

ているとき、上限超過のために削除された部分の繰越は、県議会又は関係する組織における記名議決によってのみ行われうる。

#### L.3123-19 条

1 県議会議員は、県議会の会議、及び議員の資格で参加する委員会又は会合に赴くために支払った旅費及び宿泊費の費用弁償を受けることができる。

2 議員は障害を持つ場合には、その公務に関係し支払った旅費、同行者費用及び専門介護費等の特別費用の弁償も受けることができる。

3 県議会議員は、県議会から付託された特別な任務の遂行に伴う旅費及び滞在のための追加費用の弁償を受ける権利を有する。

4 特別な任務の遂行に関係する他の支出は、費用明細書の提出により、県議会の議決を経て費用弁償される。託児費又は高齢者、障害者若しくは在宅介護を必要とする者への援助費については、1時間あたりの弁償額は、全国最低賃金の時間給を超えることはない。

5 本条の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.3123-19-1 条

1 県議会議長及び議長からの権限委任を受けた副議長が、その公務を遂行するため職業活動を中断したときは、労働法典 129-1 条の適用による託児のためであれ、高齢者、障害者、在宅介護者の援助、若しくは在宅生活支援近隣地域移動車のためであれ、それらの者の世話をした者、若しくは認可団体や認可企業への報酬支払いを確保するために、同法典 L.129-5 条に規定される一般役務利用小切手を用いた場合は、県議会は、デクレに定める条件に基づき、議決により、当該議員のために金銭的援助をすることができる。

2 本条による給付は、L.3123-19 条第 4 項のそれと併給されない。

#### L.3123-19-2 条

1 県議会議長の私的な住居が県都(=県庁所在コミューン)の都市圏の外に位置しており、公舎が県の保有に係るものであるときには、県議会は、議決により、公舎を議長の用に供する方法について定めることができる。

2 県の公物としてその種の公舎が無いときには、県議会は、議長が県の事務を処理するために県都にいる必要上、議長が負担しなければならない費用について、この種の目的のために国家公務員に支払われる滞向日当費の範囲内で、議決により、滞在費手当を議長に支給することができる。

### 第 4 款 社会保障 \*コミューン関係規定と同趣旨

#### 第 1 目 社会保険

L.3123-20 条～ L.3123-20-1 条 (省略)

#### 第 2 目 年金

L.3123-21 条～ L.3123-25 条 （省略）

第 5 款 事故の際の県の責任 \* コミューン関係規定と同趣旨

L.3123-26 条～ L.3123-27 条 （省略）

第 6 款 議員の責任及び保護 \* コミューン関係規定と同趣旨

L.3123-28 条～ L.3123-29 条 （省略）

第 7 款 県議会議員の名誉職

L.3123-30 条

- 1 名誉県議会議員の称号は、少なくとも 18 年間にわたり、県における公選職の任務を遂行した旧県議会議員に対し、県における国務代理人より与えられる。
- 2 この名誉職は、対象となる者が被選挙資格の喪失を伴う有罪判決を受けた場合にのみ、県における国務代理人により拒否又は取消される。
- 3 この名誉職は、県予算の負担となるいかなる財務的な利益を伴うものではない。

### 第 3 章 県当局の行為についての法制

#### 第 1 節 公示及び発効

L.3131-1 条

- 1 県当局により行われた諸行為は、その公表、告示又は利害関係者への通告、並びに県における国務代理人への送達が行われた日から、法上当然に発効する。個別的諸決定については、この送達は、当局者の署名から 2 週間以内に行われる。
- 2 この送達は、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた方式により、電子媒体によっても行われうる。
- 3 県議会議長は、その責任の下に、これらの諸行為の効力を認証するものとする。
- 4 県における国務代理人が、これらの諸行為の送達を受けたことの証明は、その方法の如何を問われない。受領証は直ちに交付され、証明のために使われうるが、諸行為の発効要件ではない。

L.3131-2 条

以下の諸行為は、L.3131-1 条の規定に服する。

- ① 県議会の議決、又は L.3211-2 条により県議会の委任により下された決定
- ② 県議会議長が、L.3221-4 条に基づき、その警察権の行使により下した規則制定的かつ個別的決定。但し、交通及び駐車に関するものは除く。

③法律に基づき、県当局の権限に属する、他のすべての分野において県当局が行った規則制定的行為。

④公共調達契約(その金額の些少性により事前の要式手続なしに締結されたものは除く)及び資金借入れ契約、並びに商工業的性格の地方公役務の事業特許又は経営委託の協定及び提携協定。

⑤公務員の任命、昇進、職権による退職及び罷免、並びに非正規職員の任用(雇用契約も含む)及び解雇(地方公務員の身分規程に関する1984年1月26日法律第84-53号第3条第2項の適用によるもの。但し、季節雇用又は臨時採用枠で行われた職員の解雇を除く。)に関する個別的諸決定。

⑥県議会議長が下す公会計官に対する強制的支払命令。

⑦地方混合経済会社が県又は県間広域行政組織(公施設法人)のために下す公権力の特権の行使に属する決定。

#### L.3131-3 条

県当局により行われた法規制定的行為は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件において、行政行為・例規集に掲載される。

#### L.3131-4 条

1 県の名において行われた行為で、L.3131-2 条に掲記された以外のものは、その公表、告示、又は利害関係者に通告された日から、法上当然に発効する。

2 国務代理官は、随時、県当局からの通報を求めることができる。国務代理官は、通報があった日から2ヶ月以内に地方行政裁判所に提訴することができる。但し、その通報要請が、当該行為が発効した日から2ヶ月を徒過しているときはこの限りではない。

#### L.3131-5 条

国の名において県当局により行われた諸行為及び私法上の諸行為には、本節の諸規定は適用されず、それぞれ固有の定めによって規律される。

#### L.3131-6 条

L.1411-9 条の諸規定は、県及び県の公施設法人が締結した公共調達契約に準用される。

### 第2節 適法性の監督

#### L.3132-1 条

1 県における国務代理官は、L.3131-2 条掲記の諸行為が法令に違反していると認めるときは、送達を受けた時から2ヶ月以内に、地方行政裁判所に提訴しなければならない。

2 国務代理官が、それらの行為の取消を求めて地方行政裁判所に提訴するときは、その旨を県当局に遅滞なく通告し、さらに当該行為について指摘されうる違法性の詳細をすべて県当局に通報しなければならない。

3 県議会議長からの照会を受けた場合、国務代理官が、L.3131-1 条から L.3131-6 条により、

その下に送達された県当局の諸行為について、地方行政裁判所に提訴する意思がないときには、その旨を県議会議長に通告するものとする。

4 国務代理人は、執行停止の申立て訴訟をあわせ提起することができる。申立てに係る理由のうちに、審理の過程で、攻撃された行為の適法性に関し重大な危惧を抱かせる性質のものがあると認められるときは、その申立ては認容される。この申立てについては1ヶ月以内に決定される。

5 地方行政裁判所の所長又は所長から委任された裁判官が決定するまでの間、国務代理人が、その行為の送達・受領の日から10日以内に行った都市計画、公共調達、及び公役務の委託に係る事案の執行停止の申立ては、執行停止効が伴う。当該行為の送達・受領日から1ヶ月の期間内に裁判所が決定を下さないときは、県当局の行為は再発効する。

6 攻撃された行為が公けの自由又は個人的自由を危うくする性質のものであるときは、地方行政裁判所の所長又はその事件を委任された裁判官は、48時間以内に執行停止を宣告するものとする。執行停止決定は、その言い渡し後2週間以内にコンセイユ・デタに上告することができる。この場合において、コンセイユ・デタの訟務部の長又はその事件を委任された評定官は、48時間以内に決定を下すものとする。

7 国務代理人の訴えに対して下された地方行政裁判所の判決並びに前各項に規定された執行停止決定に対する上告は、国務代理人により提起される。

#### L.3132-2 条

政府は3年ごと、6月1日までに、国会に、県における国務代理人たちが行った県の諸行為に関する事後統制に関する報告書を提出する。

#### L.3132-3 条

1 自然人又は法人が、L.3131-2 条及び L.3131-4 条掲記の行為により損害を被ったときには、当該自然人又は法人は、その行為の効力が生じた日から2ヶ月以内に、L.3132-1 条に規定される提訴の手続をとるよう、県における国務代理人に申立てを行うことができる。これは当該自然人又は法人が直接訴訟を行うことを妨げるものではない。

2 L.3131-2 条掲記の諸行為については、この申立ては、L.3132-1 条に基づき国務代理人が出訴すべき期間を延長する効果を持つものではない。

3 その申立てが、L.3131-4 条掲記の行為に関するものであるときは、国務代理人は、当該行為により損害を被った自然人又は法人の申立て後、2ヶ月以内に、地方行政裁判所に当該係争行為の取消を求め提訴することができる。

#### L.3132-4 条

県及びその連合組織が、何らかの形式で報酬を与えているすべての自然人又は法人に対し、直接であれ、契約条項によるものであれ、損害賠償責任訴訟を提起することを放棄するような決定及び議決は違法である。

### 第3節 県に属する訴訟の納税者による遂行

#### L.3133-1 条

1 県の納税者台帳に登録されているすべての納税者は、原告又は被告として、県に属すると考えられる訴訟に関し、県が自ら訴権を行使する意思があるかどうかについて、あらかじめ県議会の議決を求め、議会がその意思がないこと又は訴権行使を懈怠するときには、地方行政裁判所の許可を得て、納税者個人の費用と負担において、訴権を代位行使することができる。

2 提訴する納税者は、地方行政裁判所に詳細な申立書を送付する。

3 県議会議長は、この申立書を、L.3121-9 条及び L.3121-10 条により、直近に開催される県議会に提出する。

4 地方裁判所の裁決が下されたとき、納税者が控訴又は上告するには、地方裁判所から新たな許可を得なければならない。

## 第4章 県と国の出先機関との関係

### 第1節 利用に供されうる国の出先機関

#### L.3141-1 条

1 県議会の議決の準備及び執行のために、県議会議長は、必要とあれば、国の地方支分部局を利用することができる。県議会議長は、直接、地方支分部局の長に当該機関に委ねる業務の執行に必要なあらゆる指示を発することができる。県議会議長は、それらの業務の執行を監督する。

2 県議会議長は、その監督と責任の下に、前項に基づき、県議会議長が地方支分部局の長に委ねた任務の執行上で必要な署名の権限を当該支分部局長に委任することができる。

3 地方支分部局を利用する条件と方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定める。

### 第2節 国の行政組織と県の行政組織との間の連絡調整

#### L.3142-1 条

県の行政組織と県内における国の行政組織との間の連絡調整は、県議会議長と県における国務代理人の間で協力して行う。

### 第3節 責任

#### L.3143-1 条

国の行政当局が、警察措置の発動につき、時に応じて又は法律に規定されていない態様によって、県議会議長の権限を代行したときには、県の責任は免除若しくは軽減される。

## 第 2 編 県の行政及び行政組織

### 第 1 章 県議会の権限

#### 第 1 節 一般規定

##### L.3211-1 条

- 1 県議会は、議決により県の諸事務を処理する。
- 2 県議会は、法令により議決が求められているあらゆる事項、及び全般的に県の利害に関わる付託されたあらゆる事項について、決定を下す。
- 3 県議会は、法令により諮問され又は大臣により付託されたあらゆる事項、並びに特に県、郡、カントン及びコミューンの境界変更に関する提案及びそれらの主邑(=主庁舎所在地等の中心地)の指定について意見を述べる。

##### L.3211-2 条

- 1 県議会は、L.3312-1 条及び L.1612-12 条から L.1612-15 条に明記されたものを除き、その権限の一部を常務委員会に委任することができる。
- 2 県議会は、自ら定める範囲内で、県議会議長に対し、①の(ア)予算に計上された投資資金の確保を目的とした借り入れの実施、及び①の(イ)負債管理に必要な資金運用(これには利子等の変動リスクを回避する措置を含む。)、並びに②そのために必要な契約締結行為の権限を委任することができる。県議会は同じく、自ら定めた範囲の中で、県議会議長に対し、L.1618-2 条Ⅲ及び L.2221-5-1 条の a 掲記の諸決定を行う権限を委任することができる。但し、L.2221-5-1 条の c の規定が適用される場合には、この限りでない。議長は、これらの委任の枠内で行われた諸行為について議会に報告するものとする。

#### 第 2 節 予算、公租公課、及び借入

##### 第 1 款 予算及び公租公課

##### L.3212-1 条

- 1 県議会は、L.3312-1 条以下に規定される条件の下で、県の予算を採択する。
- 2 県議会は、法律により徴収が認められている県の公租公課の賦課率を決定する。

##### L.3212-2 条

- 1 県議会は毎年、法定の諸原則に基づき、直接税等賦課金を配賦する。
- 2 この配賦を行う前に、所管権限のある審議機関によって議決された分担金の減額要請につき決定する。
- 3 県議会は、コミューンによって作成され、予め所管権限のある審議機関に提出された分担金減額要請につき最終的判断を下す。

#### L.3212-3 条

県議会は、県の利益に係る公共的な支出に対して助成を求めるコミュニケーション、非営利団体又は個人からの申請につき決定する。

#### 第 2 款 借入

#### L.3212-4 条

県議会は以下の事項を決定する。

- ① 県の借入
- ② L.3231-4 条及び L.3231-5 条に規定される条件の下での債務保証

#### 第 3 節～第 6 節 (省略)

### 第 2 章 県議会議長の権限

#### 第 1 節 (タイトルなし)

#### L.3221-1 条

- 1 県議会議長は、県の執行機関である。
- 2 県議会議長は、県議会の議決を準備し、執行する。

#### L.3221-2 条

- 1 県議会議長は、県の支払命令官であり、地方公共団体の租税収入の徴収に関する租税一般法典の特別規定が適用される場合を除き、県の収入の執行を命ずる。
- 2 県議会議長は、財産目録に記載されず、その価額が財政担当大臣及び地方団体担当大臣によるアレテにより定められた額を下回る動産の備品整備費を、議会の明示的な議決により、投資部門に予算計上する。

#### L.3221-3 条

- 1 県議会議長は、単独で行政執行の任にあたる。県議会議長は、アレテにより、その監督と責任の下に、職権の一部を副議長(複数)に委任することができる。県議会議長は、また、副議長(複数)が欠けるととき若しくは事故があるときは、その職権の一部を同じ条件の下で、県議会議員に委任することができる。これらの委任は、撤回されない限り有効に存続する。
- 2 選挙法典 L.O.141 条、本法典 L.2122-4 条又は L.4133-3 条の規定により、県議会議長の職を辞した県議会議員は、県議会議員の任期終了まで、又は兼職不能の状態におかれた任期の終了若しくは職務の中止まで、委任を受けることができない。
- 3 県議会議長は、県の行政組織の長である。県議会議長は、その監督と責任の下に、その行政組織の部局責任者に対し、各所管事項の署名権を委任することができる。

#### L.3221-3-1 条

会計裁判官の確定判決により実際の会計責任ありと宣言された県議会議長は、その会計管理業務執行の結果の承認を得るまでは、収支命令官の資格を停止される。この場合には、県議会が、L.3221-2 条掲記の権限を副議長に委任するための議決をする。この職務は、県議会議長がその会計管理業務執行の結果の承認を受けたとき直ちに終了する。

#### L.3221-4 条

県議会議長は、県の財産を管理する。県議会議長は、この資格で、公物管理上必要な、特に道路交通に関する警察権を有する。但し、本法典によりコミューン〔首長〕に帰属する権限、県における国務代理人に帰属する権限、及び L.3221-5 条に規定される国務代理人の代執行権が行使される場合には、この限りでない。

#### L.3221-5 条

県における国務代理人は、県議会議長が警察措置を講じなかった場合で、催告によっても回答が得られなかったときは、L.3221-4 条の規定に基づく警察事務に関し、県議会議長に属する権限を行使することができる。

#### L.3221-6 条 (削除)

#### L.3221-7 条

県議会議長は、外郭組織に参加する県議会議員を、それら外郭組織に適用される法文に定められている事由と条件に従い、指名する。上記の規定による、これらの議員の任期中であっても、随時に、残存期間について、同一の形式に従った新たな指名により議員を交代させることができる。

#### L.3221-8 条

県議会議長は、L.2213-17 条に規定される事由と条件の下に、田園監視官を任命する。

#### L.3221-9 条

県議会議長は、社会福祉行政の分野において、社会福祉・家族法典により付与された諸権限を行使する。

#### L.3221-10 条

- 1 県議会議長は、あらゆる保全行為及び失権の時効中断行為をなすことができる。
- 2 県議会議長は、常に権利・財産の保全目的で、贈与及び遺贈を受諾することができる。ついで、L.3213-6 条に基づき県議会の決定が行われ、その日から受諾が発効する。
- 3 県議会議長は、県の名において、県議会の決定に基づき訴権を行使することができ、さらに、常務委員会の同意に基づき、県に対し提起されたあらゆる訴訟に応訴することができる。

#### L.3221-11 条

- 1 県議会議長は、予算額が予算に計上されているときは、県議会の委任を受けて、その任期中、その金額の些少を理由に事前の要式手続なしに締結されうる公土木契約、納品契約及び供給契約の折衝、締結、執行及び決済に関するあらゆる決定を行う職責を有する。
- 2 県議会議長は、それぞれ直近に開催される県議会において、この権限の行使について報告し、また常務委員会に通報する。

#### L.3221-11-1 条

- 1 県議会又は常務委員会は、特定の取引契約について県議会議長に署名する権限を認めるときは、その議決を当該契約締結手続交渉前に行うことができる。議決は、その場合、充足されるべき契約条件の設定及び契約の予定見積額を義務的に含むものとする。
- 2 県議会又は常務委員会は、契約締結権を授与された者が同定され、契約金額が明確になったときには、新たな議決を経た後でなければ、その取引契約に署名することはできない旨を、随時、決定することができる。
- 3 L.3221-11 条が対象としている契約の場合には、同条に規定された授權を県議会議長が受けなかった場合にのみ、本条の規定が適用される。

#### L.3221-12 条

県議会議長は、県議会からの委任により、県の名において、都市計画法典 L.142-3 条に定められているような、要保全自然地域における先取特権を行使する権限をもつ。県議会議長は、また、財産の譲渡の際に、県議会の定める条件の下で、この権利の行使を委任することができる。

#### L.3221-13 条

委任に関する議決に相反する規定がある場合を除き、議長は、L.3221-3 条に定められる条件の下で、県議会より与えられた権限を再委任することができる。

### 第 3 章 (省略)

## 第 4 章 公役務の管理運営

### 第 1 節 (タイトルなし)

#### L.3241-1 条

- 1 県公施設法人及び県消防本部の行為の適法性の監督及び予算の統制に関する規定は、第 3 部第 1 編第 3 章第 2 節及び第 1 部第 6 編第 1 章第 2 節に定められているものである。
- 2 県消防本部の財務に関する規定は、以下により定められているものである。
  - ① 第 3 部第 3 編第 1 章及び第 2 章。但し、L.3312-2 条第 1 項及び第 4 項、L.3321-1 条②、③及び⑦から⑩、並びに L.3321-2 条を除く。

②第3部第3編第3章第2節及び第5節。但し、L.3332-1条、L.3332-2条②から⑥及び⑩、並びにL.3332-3条②、④及び⑩を除く。

③第3部第3編第4章。

L.3241-2条

公役務の事業特許に関する協定において、県及び県公施設法人は、事業特許の目的と無関係な土木建築工事を、特許事業者による費用負担によって実施させることを規定する条項を挿入することはできない。

L.3241-3条

前条掲記の団体により締結される公共工事契約は、財政収入を収受する役務の経営委託の条項を含んではならない。

L.3241-4条

直営、経営委託又は事業特許により管理運営される商工業的性格の公役務の予算は、収支均衡しなければならない。

L.3241-5条

1 県は、正式に承認された協定書又は条件明細書に基づく支出以外のものを、L.3241-4条掲記の公役務の名目で設定されている予算に挿入することは禁じられる。

2 当該公役務の支出の増大をもたらすことになる県議会の議決又は決定は、それに対応する収入の採択を伴うものでなければ執行され得ない。

L.3241-6条

公施設法人が複数の県において事業を行っているときには、理事会の構成は、そのすべての関係県議会の議員の間で均衡のとれた代表を保障すべく調整される。

## **第3編 県の財政**

### **第1章 予算及び決算**

#### **第1節 一般規定**

L.3311-1条

1 県の予算は、歳入及び歳出について、経常部門及び投資部門より構成される。一定の行政分野、行政活動又は役務給付は、附属予算において個別化される。

2 県の予算は、「節」(=chapitres. 我が国の地方での「款」に相当)及び「条」(=articles. 「項」に相当)に細分される。

3 本条の適用条件は、デクレがこれを定める。

## 第2節 予算の採択及び決算

### L.3312-1 条

- 1 予算審議に先立つ2ヶ月前までに、予算編成一般方針に関する討議が、本会議において行われるものとする。
- 2 県の予算案は、県議会議長により調製されて提案され、当該予算を審議する第1回目の会議開催の少なくとも12日前に、関係する報告書とともに、県議会議員に送付されなければならない。
- 3 当初予算と補正予算及び修正決議は、県議会により採決される。

### L.3312-2 条

- 1 県の予算は、性質別又は機能(=行政分野=行政目的)別に採決される。性質別に採択されるときには、予算書には機能別に表示した説明書を含む。機能別に採択されるときには、性質別での説明書を含む。性質別の分類方法及び機能別の分類方法は、地方団体担当大臣及び予算担当大臣の合同アレテにより定められる。
- 2 予算文書は、地方団体担当大臣及び予算担当大臣の合同アレテにより定められた範型に準拠し、県議会により採択された様式により提示される。
- 3 当初予算及び決算には、次の文書が添付される。
  - ・ L.2313-1 条に規定される付属文書
  - ・ 資産の構成に関する付属文書、予算計上方法に関する説明文書、県の各種負担義務に関する文書、及び有用な財務情報を提供するすべての要素に関する文書
- 4 修正決議又は補正予算により付属文書に内容変更が生じるときには、関係付属文書は、修正決議又は補正予算の採決のために、新たに作成されなければならない。
- 5 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、本条の適用条件が定められる。

### L.3312-3 条

- 1 予算額は「節」ごとに、また県議会がそのように決定したときには「条」ごとに、採択される。
- 2 これらいずれの場合も、県議会は、特定の予算計上額を「条」ごとに分別されるべきものとして明定することができる。
- 3 「条」ごとに採択されたときには、県議会議長は、明示的な決定により、同一の「節」内で「条」間の流用をすることができる。但し、予算計上額が分別された特定の「条」については、この限りでない。

### L.3312-4 条

I 投資支出に充当される予算配賦は、事業計画についての実施の承認、及び支払いの承認を含むことができる。

事業計画実施の承認は、投資のための財源を確保するために行うことが必要な支出負担行為の上限をなす。事業計画実施の承認は、期間の制限無く、その取り消しが行われな限り有効である。また補正も行われうる。

支払い承認の額は、当該事業計画実施の承認の枠内で締結された諸種の支出負担行為を賄うために、当該年度中に支払い命令される支出の上限をなす。

投資部門の予算均衡は、専ら支払い承認額を考慮に入れて判定される。

II 県議会が、そのように決定したときには、経常部門の支出に充当される予算配賦は、負担義務の承認及び支払いの承認を含む。

このIIの前項に規定された権限は、県が、その権限の行使の枠内において、予算年度を越えて、第三者に対する補助金、負担金又は報酬の支払いを約束する協定、議決又は決定に基づく支出(人件費を除く)のみに関わる場合に限定される。

負担義務の承認は、前項の支出のための財源を確保するために行うことが必要な支出負担行為の上限をなす。負担義務の承認は、期間の制限無く、その取り消しが行われない限り有効である。また補正も行われうる。

支払い承認の額は、関係する負担義務の承認の枠内で締結された諸種の支出負担行為を賄うために、当該年度中に支払い命令される支出の上限をなす。

経常部門の予算均衡は、専ら支払い承認額を考慮に入れて判定される。

III 負担義務の承認と事業計画実施の承認についての要点一覧表は、予算文書に添付されるものとする。

#### L.3312-5 条

- 1 県議会議長は、毎年、県議会に決算書を提出する。県議会は、これについて議員のひとりを議長として審議を行う。
- 2 この場合には、県議会議長は、最早その職にないときでも審議に参加することができる。採決の際には、席を外さなければならない。
- 3 決算書は県議会により採決される。
- 4 県議会は、予め、終了した年度の会計管理報告書を確定する。

#### L.3312-6 条

- 1 終了した会計年度に発生した経常部門の剰余金は、前年度からの繰越剰余金と併せ、決算書の採択に続く直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計年度の終了前に、その全額が予算に充当されるものとする。県議会による予算配賦の議決は、発生した剰余金を再使用する予算決定に基づき行われる。
- 2 経常部門の欠損、投資部門の財源不足又は財源超過は、決算書の採決に続く直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計年度の終了前に、その全額が再調整されるものとする。
- 3 L.1612-11 条最終項に定められる支払命令の最終日と、租税法典第 1639A 条に規定される地方税の税率の採択のための最終日の間に、県議会は、終了した会計年度分について、かつ決算書の採択前に、経常部門の収支、投資部門の財源不足、又は場合により投資部門の財源超過、並びに予算充当見積り額を、前もって予算で見越した方法により繰り越すことが出来る。
- 4 決算書が、前もって見越したところにより繰り越された金額との差異を示した場合には、県議会は、決算書の採決後、直近の予算決定時以降、また如何なる理由があれ翌会計

年度の終了前に、その適正化と収支の調整処理を行う。

5 本条の適用条件はコンセイユ・デタの議を経たデクレが定める。

### 第3節 予算及び決算の公表

#### L.3313-1 条

1 最終的に確定された県の予算及び決算は、印刷物により公開される。

2 L.2313-1 条の規定(=コミューン関係規定)は県に適用される。公衆の閲覧に供される場所は県庁舎である。これらの文書は、また各カントン(=県議会議員の選挙区)の公共的な場において、公衆の閲覧に供される。

第2章～第4章 (省略)

第4編～第5編 (省略)

## ○ 第 4 部 州 (région)

### 第 1 編 州の組織

#### 第 1 章 設置

##### 第 1 節 (タイトルなし)

###### L.4111-1 条

- 1 州は地方公共団体である。
- 2 州は、従前から州公施設法人とされてきた領域に設置される。

###### L.4111-2 条

州は、その権限に属する諸活動を推進するために、国又は他の地方公共団体若しくはその連合体との間で協定を結ぶことができる。

###### L.4111-3 条

本土及び海外における州の設置と組織化は、フランス共和国の一体性も統合も、いずれも損なうものであってはならない。

#### 第 2 章 州の名称及び区域

##### 第 1 節 名称

###### L.4121-1 条

- 1 州の名称は、州議会及び関係県議会への諮問を経て、法律により変更されうる。
- 2 州の名称の変更は、州議会及び関係県議会から申立てることができる。

##### 第 2 節 境界及び州都

###### 第 1 款 境界

###### L.4122-1 条

- 1 州の境界は、州議会及び関係県議会への諮問を経て、法律により変更されうる。
- 2 州の境界の変更は、州議会及び関係県議会から申立てることができる。
- 3 前項に関わらず、同一の州に属さない隣接する複数県の境界を変更する場合で、変更賛成する意見が関係の県議会及び州議会により示されたときには、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより州域が変更される。

## 第 2 款 州都

### L.4122-2 条

州都の移転は、州議会及び州内の県議会、並びに州庁の現所在地及び移転先予定地のコミューンの議会への諮問を経て、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。

## 第 3 節 州の再編

### L.4123-1 条

- 1 2 乃至それ以上の州は、関係州議会の一致した議決により、単一の州に再編されるべきことを申立てることができる。
- 2 州の再編の申立ては、州人口の 3 分の 2 以上を代表する県の議会の過半数、又は人口の過半数を代表する県の議会の 3 分の 2 以上の特別多数決により表明された賛成の意見に基づくものでなければならない。
- 3 再編は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより宣告される。

## 第 3 章 州の機構

### 第 1 節 一般規定

#### L.4131-1 条

州は、直接普通選挙により選出された州議会により、管理運営される。

#### L.4131-2 条

州議会はその議決により、州議会議長は諸案件の指揮と議決の執行により、州経済社会審議会はその意見によって、州の行政を協働して進める。

#### L.4131-3 条

何人も州議会議員と州経済社会審議会の委員を同時に兼ねることはできない。

### 第 2 節 州議会

#### 第 1 款 構成

#### L.4132-1 条

州議会の構成及び州議会議員の任期は、選挙法典 L.336 条以下の規定により定められる。

#### 第 2 款 辞職及び解散

#### L.4132-2 条

州議会議員が辞職しようとするときは、州議会議長に宛て届け出で、州議会議長は、意見を付して、直ちに州における国務代理人に通告する。

#### L.4132-2-1 条

1 法律により州議会議員に託された公務を遂行することを正当な理由なく拒否する者は、すべて、コンセイユ・デタにより辞職を宣告される。公務遂行拒否は、然るべき者に宛てて明白に又は本人により公けの場で宣言されたものであれ、招集の任にあたる者の警告後なお執拗に懈怠するものであれ、いずれもこれに該当する。

2 辞職を宣告された議員は、1年間は再選されることを得ない。

#### L.4132-3 条

1 州議会の機能不全が明らかになったときは、閣議で決定された理由付きのデクレにより、政府はその解散を宣言できる。政府は、この件につき、速やかに国会に通報するものとする。

2 解散は、一般的措置の形式によっては宣告され得ない。

#### L.4132-4 条

1 州議会の解散、議員全員の辞職、及びすべての議員の当選の取消しが確定した場合には、議長は日常事務の遂行の任にあたる。議長による決定は、州における国務代理人の同意がなければ発効しない。2ヶ月以内に、州議会議員の再選挙が行われなければならない。議会は、選挙後最初の金曜日(=投開票日は日曜日)に、法上当然に開催される。

2 州における国務代理人は、最初の会議のために、開催日時を定めて、選出された各議員を招集するものとする。

### 第3款 運営

#### 第1目 所在地及び内部規則

#### L.4132-5 条

州議会は、その本拠を州庁舎内におく。

#### L.4132-6 条

州議会は、改選後1ヶ月以内に、内部規則を定める。内部規則は地方行政裁判所に付託されうる。

#### 第2目 会議の開催

#### L.4132-7 条

州議会の最初の会議は、選挙後の最初の金曜日に、法上当然に開かれる。

#### L.4132-8 条

州議会は、議長の発議に基づき、常務委員会が選択した州内の場所で、少なくとも四半期に一度、開催されるものとする。

#### L.4132-9 条

1 州議会は次の場合にも開催される。

① 常務委員会の要請に基づき。又は、

② 2日を超えない期間で、議事日程を特定した、州議会議員の3分の1の要請に基づき。但し、一人の議員は、半年間に一度しか、開催の要請を行うことはできない。

2 特段の事情がある場合には、州議会はデクレにより開催される。

### 第3目 会議

#### L.4132-10 条

1 州議会の会議は公開される。

2 前項に関わらず、州議会は、5人の議員又は議長の申し出により、討議無しに、出席議員又は代理出席者の絶対多数によって、非公開を決することができる。

3 会議は、視聴覚通信手段により、中継することができる。但し、州議会議長の L.4132-11 条に基づく権限に抵触することはできない。

#### L.4132-11 条

1 議長のみが議会警察権を有する。

2 議長は秩序を乱すすべての者を傍聴席から排除させ又は逮捕させることができる。

3 重罪又は軽罪の場合、議長は司法調書を作成し、共和国検事に直ちに付託させる。

#### L.4132-12 条

1 各会議の議事録が、書記官の一人によって作成されて、次回の会議の冒頭に確定され、議長と書記官により署名される。

2 議事録は、報告書、討論に参加した議員の氏名、及びその意見の要約を含む。

### 第4目 議決

#### L.4132-13 条

1 州議会は、議員の絶対多数が出席していないときには、議決することができない。

2 前項に関わらず、州議会が招集日に定足数に達しなかったときには、議会は法上当然に3日後に開催されるものとし、その際の議決は定足数の如何を問わず有効とみなされる。

3 L.4133-1 条、L.4133-5 条、L.4133-6 条及び L.4311-1-1 条の規定が適用される場合を除き、州議会の議決は、有効投票数の過半数により決せられる。

L.4132-14 条

- 1 出席議員の6分の1が要請した場合には常に、投票は公開とする。可否同数の場合には、議長が裁決投票権を持つ。
- 2 前項に関わらず、任命に関する投票は、常に秘密投票とする。
- 3 公開投票の結果は、投票者の氏名を明記して、議事録に記載される。

L.4132-15 条

- 1 会議の出席に支障がある州議会議員は、その会議について他の州議会議員に投票を委任することができる。
- 2 一人の州議会議員は、一人分の委任状しか受け取ることはできない。

L.4132-16 条

- 1 州議会の議決及び州議会の委任により行われた常務委員会の議決は、同一の形式により公開される。
- 2 何人も、州議会の議決及び公開の会議の議事録、常務委員会の議決、州の予算と決算並びに議長のアレテ等の情報提供を受ける権利を持つ。
- 3 何人も、その責任の下に、これを公けにすることができる。
- 4 州議会議長及び国の地方出先機関から入手し得る、第2項掲記の文書の取得は、1978年7月17日法律第78-753号第4条に規定された条件の下で行われる。
- 5 本条の諸規定は、州の行政的公施設法人に準用される。

第5目 情報

L.4132-17 条

州議会議員はすべて、その職務の範囲内において、議決の対象となる州の案件について情報提供される権利を有する。

L.4132-17-1 条

- 1 州議会は、もっとも適切と判断する物理的手段により、州議会議員に対する情報の通報を確保するものとする。
- 2 州議会は、その権限に属する事項に関する情報交換が可能になるように、州議会の定める条件の下に、個々の議員に必要な情報処理及び遠隔通信手段を提供することができる。

L.4132-18 条

- 1 議長は、州議会の開催の少なくとも12日前に、議員らに、提出されるべき案件ごとの報告書を、その形式の如何を問わず、送付しなければならない。
- 2 州経済社会審議会が義務的かつ事前に諮問されるべき案件は、同時に、その形式の如何を問わず、州議会議員に送付される。

#### L.4132-19 条

議長は、州の現況、州計画の実施状況、並びに州の各部局及び州に属する諸組織の活動と財務に関し、特別報告書を、毎年、州議会に提出する。特別報告書はまた、州議会の議決の執行状況と州の財政状況を明らかにする。

#### L.4132-20 条

州議会議員は、州の事務に関係する事案について、口頭質問をする権利を有する。質問の頻度並びに所見の提示及び審議のありかたは、内部規則の定めるところによる。

### 第 6 目 委員会及び外郭組織における代表

#### L.4132-21 条

1 L.4133-5 条に規定された諸条件の下に常務委員会を選出した後、州議会は各種委員会を設置することができ、外郭組織の議席に充てるために、その構成員又は代議員の任命を行うことができ、さらに、L.4221-5 条の規定に基づいて、議会の権限の行使を常務委員会に委任することができる。

2 同じく、州議会は、L.4221-5 条及び L.4231-8 条により、その権限の幾つかの行使を議長に委任することができる。

3 この場合において、かつ L.4132-18 条の規定にかかわらず、州議会議員らに提示された議案説明書は、会議中に議員に配付される。休会は法上当然のものとする。

#### L.4132-21-1 条

1 州議会は、その議員の 5 分の 1 が要請したときには、州の利害に関わる問題についての重要情報を収集し、又は州の公役務の事業評価を行うことを任務とする情報収集と評価の特命組織の設置を議決することができる。一人の議員は、年間に 1 回を超えて、そのような要請に加わることはできない。

2 州議会の改選の年に先立つ民事暦年の 1 月 1 日以降は、いかなる特命組織も設立され得ない。

3 特命組織の設立要請の提示及び審議に関する諸原則、その運営形態、比例代表の原則の遵守の下でのその構成方式、特命組織の期間(その設置について議決が行われた日から 6 ヶ月を超えることはできない。)、並びに州議会議員に報告書を提出する条件は、内部規則の定めるところによる。

#### L.4132-19 条

州議会は、外郭組織に議席を保有するために、これら外郭組織を規律する法文によって規定される事由と条件の下に、その構成員又は代議員を任命する。前掲の法文により、この構成員又は代議員に認められた職務期間の定めは、同一の方法で行われる新規の任命による交代が、随時行われることも、残任期間について行われることも、いずれも妨げるものではない。

## 第7目 議員会派の運営

### L.4132-23 条

- 1 州議会において、議員会派の運営方法は、議決の対象となりうる。ただし、その場合、議員の手当制度に関する決定は変更され得ない。
- 2 同一の州議会内における議員会派は、その構成員が署名し、その構成員のリストと代表者名を添えた宣告書を州議会議長に提出することにより結成される。
- 3 州議会は、その定める条件に基づき、議員会派に対し、その個別又は共同の利用のために、事務所及び事務機器を割り当て、文書、郵便、通信の費用を負担することができる。
- 4 州議会議長は、州議会により定められた条件に基づきかつ各議員会派の代表の提案に基づき、議員会派にひとり又は複数の事務職員を配置することができる。州議会は、州の予算に、特別な節を設定して、この支出に必要な予算を計上することができる。但し、この支出は、毎年州議会議員に支払われる手当の合計額の30%を超えてはならない。
- 5 州議会議長は、上記の支出の支払命令官である。
- 6 各議員会派の責任者たる議員は、会派が議会内部で結集して遂行する任務の執行の条件と態様を決定する。

### L.4132-23-1 条

州が、その形式の如何を問わず、州議会の成果及び事務に関する一般的な情報を掲載した刊行物を、その方法の如何を問わず、配布するときには、議員会派の発信のために紙面が割かれるものとする。この規定の施行方法は、内部規則により定められる。

## 第8目 国務代理人（＝地方長官）との関係

### L.4132-24 条

- 1 州における国務代理人(=州地方長官)は、国の利害、法律の遵守、及び本法典に定める条件の下に、行政監督の任にあたる。
- 2 本法典に定められる条件において、州における国務代理人は、州当局によるその権限の適正な行使を監視する。

### L.4132-25 条

- 1 州における国務代理人のみが、国の名において州議会で意見を述べる権限を持つ。
- 2 州議会議長と国務代理人の合意により、国務代理人は、州議会により意見を聴取される。
- 3 また、首相の要請により、国務代理人は、州議会により意見を聴取される。

### L.4132-26 条

- 1 州議会議長は、その要請により、州における国務代理人から、その権限の行使に必要な情報を取得することができる。
- 2 州における国務代理人は、その要請により、州議会議長から、その権限の行使に必要な

な情報を取得することができる。

#### L.4132-27 条

- 1 州における国務代理人は、毎年、州における国の地方出先諸部局の活動について、特別報告書をもって、州議会に報告する。
- 2 この特別報告書は、国務代理人の臨席の下に、論議の対象とされうる。

### 第 3 節 州議会の議長、常務委員会及び執行理事会

#### 第 1 款 議長

##### 第 1 目 選任

#### L.4133-1 条

- 1 州議会は、一斉改選のたびに、法上当然に開かれる会議の際に、その議長を選出する。
- 2 この選出の際は、会議は、議員のうち最年長の者が議長を務め、最少年の者が書記官を務める。
- 3 この場合、州議会は、その議員の 3 分の 2 が出席していなければ議決できない。この要件が充足されないときには、3 日後に会議が法上当然に開かれる。このときには、会議は定足数の要件なしに開かれうる。
- 4 議長は 6 年を任期(=議員の任期が 6 年)として、州議会議員の絶対多数により選出される。最初の 2 回の投票によっても選出されない場合には、3 回目の投票が行われ、相対多数で選出される。得票数が同数のときには、年長者が選ばれるものとする。
- 5 いかなる者も、各回毎の投票に先立ち、州議会議員に対し、最年長者を介して、議長としての任期期間中、その政治活動にかかる政治・経済及び社会的政策の基本方針を文書にした宣言を提示しなければ、議長に選出され得ない。

##### 第 2 目 交代

#### L.4133-2 条

- 1 議長の職にある者が欠けたときは、その事情がいかなるものであれ、議長の職務は、一時的に前任順により副議長によって、それにも欠けるときは議会により指定された議員によって遂行される。L.4133-5 条に規定された方式に従い、1 ヶ月以内に常務委員会の改選が行われるものとする。
- 2 議長及びすべての副議長が辞職した場合には、州議会は、第 1 項に規定される州議会議員の指定のためであれ、常務委員会の改選のためであれ、最年長者により招集される。

##### 第 3 目 兼職禁止

#### L.4133-3 条

- 1 州議会議長の職務は、次の公職職の遂行のいずれとも両立(=兼任)し得ない。すなわち県議会議長及びコミューンの首長。
- 2 州議会議長の職務は、同じく、欧州委員会委員、欧州中央銀行の理事又はフランス銀行金融政策審議会の委員の職務とも両立し得ない。
- 3 州議会議長はすべて、前2項に規定される兼職不能の立場にあつて議長職に選出され又はその職務を遂行行使しているときは、まさにそのことにより、州議会議長の職務遂行を停止しなければならない。異議のある場合には、兼職不能は、選出を確認する裁判的決定が確定した日より発効する。

#### 第2款 常務委員会

#### L.4133-4 条

- 1 州議会は、常務委員会の委員を選出する。
- 2 常務委員会は、州議会議長、4人から15人の副議長、及び場合により一人又は複数の他の議員により構成される。但し、副議長の数は、議会定員の30%を超えないものとする。

#### L.4133-5 条

- 1 議長の選出後直ちに、その議長の下で、州議会は、常務委員会の委員たる副議長及び他の議員の数を定める。
- 2 常務委員会の各々の役職への立候補は、常務委員会の構成に関する州議会の決定から1時間以内に議長に提出される。この時間の経過後、各役職に立候補者が一人しか届け出がなかったときには、選任は直ちに発効し、議長によりその旨、読み上げられる。
- 3 そうでない場合には、議長を除く常務委員会の委員は、最大平均法を用いた名簿式比例代表方式により選出される。但し、混合投票も優先選択投票も適用されない。
- 4 各州議會議員又は各議員会派は、上記の時間経過後、1時間以内に、候補者の名簿を提出することができる。
- 5 常務委員会の議席は、各名簿の記載順に従って候補者に配分される。最後の議席の配分にあたり複数の名簿が同一の平均値を得た場合には、この議席は最大得票数を得た名簿に与えられる。得票数が同一である場合には、議席は候補者のうち年長者に配分される。名簿に記載されている候補者の数がその名簿に再配分される議席数より少ない場合には、欠員のある1乃至若干の議席は次に大きい平均値の名簿に配当される。
- 6 議席の配分後、州議会は、議長選出と同じ条件の下で、単記投票により、選出議員の常務委員会の各役職への配属を決め、指名の順番を定める。
- 7 議長を除く常務委員会の委員は、議長と同じ期間を任期とする。

#### L.4133-6 条

議長を除く常務委員会の委員の議席が空席の場合には、州議会は、常務委員会の補充を決定することができる。その場合には、1乃至若干の空席は、L.4133-5条第2項に規定さ

れた手続に従い埋められる。合意が成らなかったときには、L.4133-5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定される条件の下で、議長以外の常務委員会の委員の一斉改選が行われる。

#### L.4133-7 条

常設委員会の権限は、L.4132-7 条に規定された州議会の最初の会議の開催時に消滅する。

#### 第 3 款 執行理事会 (le bureau)

#### L.4133-8 条

執行理事会は、州議会議長、並びに L.4231-3 条の適用により委任を受けた副議長及び場合により常務委員会の委員から構成される。

### 第 4 節 州経済社会審議会

#### 第 1 款 一般規定

#### L.4134-1 条

州経済社会審議会は、州議会及び州議会議長の諮問機関である。

#### 第 2 款 構成

#### L.4134-2 条

州経済社会審議会の構成、その委員の任命方法、及び新たに構成されるときにの就任日は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定められる。

#### 第 3 款 運営

#### 第 1 目 州経済社会審議会の部会

#### L.4134-3 条

1 州経済社会審議会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件下で、部会を構成することができる。部会は意見を述べることができる。

2 州経済社会審議会は、部会が作成した意見及び報告書すべてについて、権限ある当局に送付される前に所見を示すことができる。この意見と報告書は州議会に送達される。

#### 第 2 目 審議会運営規則

#### L.4134-4 条

州経済社会審議会は、審議会運営規則を定めることができる。

### 第 3 目 運営に必要な便宜の供与

#### L.4134-5 条

州議会は、州経済社会審議会の活動に必要な便宜供与を行わなければならない。これらの便宜とは、特に審議会とその部会及び小委員会が、会議開催に際して事務局を確保できるようなものでなければならない。州議会はまた、特に、経済社会審議会がその所管に係る経済・社会・文化的なあらゆるプロジェクトの研究ができるように、州の行政部局又はその一部を、恒久的若しくは一時的に、その利用に供するものとする。

#### 第 4 款 州経済社会審議会の委員に付与される保証及び手当

#### L.4134-6 条

1 L.4135-1 条、L.4135-19 条第 1 項及び第 5 項、並びに L.4135-26 条は、州経済社会審議会の会長及び委員に適用される。

2 州経済社会審議会の委員でない部会構成員は、部会の会合に参加するために負担した旅費を、デクレにより定められた方法に従い、費用弁償される。

3 L.4135-26 条は、それらの者にも適用される。

#### L.4134-7 条

1 州経済社会審議会の委員は、その職務遂行に対し、L.4134-16 条及び L.4134-17 条に基づき州議会議員について規定された手当の上限額に基づき計算された月額限度額の範囲で、州議会が定める手当を支給される。この手当は、審議会又は部会等の会合への出席、及びそれらの活動への参加状況に応じて調整される。

2 コンセイユ・デタの議を経るデクレが前項の適用方法を定める。

3 州経済社会審議会の委員はまた、L.4135-19 条第 5 項に規定される条件の下に、審議会により託された特命任務の遂行により生じる追加的費用につき、費用弁償を受ける権利を有する。

#### L.4134-7-1 条

1 州経済社会審議会の会長及び委員は、L.4134-6 条に基づき享受する欠勤許可とは別に、その所属する審議会の会合及び小委員会の準備のために必要な時間を確保するため、公務遂行休暇の権利を持つ。

2 この公務遂行休暇は一律で、四半期毎に、週法定労働時間に関連づけて定められる。

3 公務遂行休暇は、つぎのようなものである。

①会長の職にある場合は週法定労働時間の 2 倍

②委員の職にある場合は週法定労働時間の 60 %

4 パートタイム勤務の場合には、公務遂行休暇は、しかるべき割合に短縮される。

5 3 か月の間、公務遂行休暇が利用されなかったときは、繰越しできない。

6 雇用主は、審議会委員から要請があったときは、本条に定める公務遂行休暇を認めなければならない。この欠勤時間は雇用主による賃金支払の対象にはならない。

7 L.4134-6 条及び本条に基づく欠勤時間は、民事暦年による法定労働時間の半分を超えることはできない。欠勤時間は、有給休暇期間及び社会給付権の確定のため、並びに年功に伴うあらゆる権利に関して、実質的勤続期間とみなされる。

#### L.4134-7-2 条

1 州経済社会審議会の会長及び委員は、その職務に対処できるよう研修を受ける権利を有する。州議会は、L.4134-5 条に規定された便宜供与として、旅費、宿泊費及び研修費に必要な措置を州経済社会審議会に対し行う。

2 本条の適用条件はデクレにより定められる。

### 第 5 節 州の公務遂行の条件

#### 第 1 款 州の公職にある者に付与される保証

##### 第 1 目 公務遂行にあたり付与される保証

#### L.4135-1 条

1 雇用主は、その事業の被用者で州議会議員である者に対し、次の場所に赴き会合に出席するために必要な時間を与えなければならない。

① 州議会の本会議

② 州議会の議決により設置され、当該議員が委員となっている委員会の会合

③ 州を代表するために当該議員が任命された組織の議事機関及び執行理事会の会合

2 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法に従い、当該議員は、雇用主に、会議又は会合の日時を知ったときに直ちに連絡しなければならない。

3 雇用主は、当該議員が前記の会議及び会合において過ごす時間を労働時間として賃金を支払う必要はない。

#### L.4135-2 条

1 州議会議長及び議員は、L.4135-1 条に規定される条件で享受する欠勤許可とは別に、州又は州を代表して参加する組織の行政及び出席する機関の会合の準備を行うために必要な時間を得るため、公務遂行休暇を要求する権利を持つ。

2 この公務遂行休暇は、一律で四半期毎に定められ、以下のとおりである。

① 州議会議長及び副議長については、週法定労働時間の 4 倍

② 州議会議員については、週法定労働時間の 3 倍

3 四半期中に使われなかった時間の繰越はできない。

4 パートタイム労働の場合には、公務遂行休暇は、該当する雇用につき定められた時間短縮に比例して短縮される。

5 雇用主は、当該議員から要請があったときには、本条に定められる公務遂行休暇を与えなければならない。この欠勤時間は雇用主による賃金支払の対象にはならない。

#### L.4135-3 条

L.4135-1 条及び L.4135-2 条による欠勤時間は、民事暦年における法定労働時間の半分を超えることはできない。

#### L.4135-4 条

L.4135-2 条及び L.4135-3 条の規定の適用方法は、必要な限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレがこれを定める。

### 第 2 目 職業活動の遂行において付与される保証

#### L.4135-5 条

1 L.4135-1 条及び L.4135-2 条に規定される欠勤時間は、有給休暇の期間確定及び年功から生じるすべての権利との関係で、実働時間とみなされる。

2 労働契約が定める労働時間及び労働時刻は、当該議員の同意なしには、L.4135-1 条及び L.4135-2 条の諸規定に基づく欠勤を理由として変更することはできない。

#### L.4135-6 条

1 いかなる解雇、降格、懲戒処分も、L.4135-1 条及び L.4135-2 条の諸規定に基づく欠勤を理由に言い渡されることはない。これに反したときは無効であり、議員に対する損害賠償責任が生ずる。

2 職場復帰又は職務等級の回復は、法律上当然に行われる。

#### L.4135-7 条

州議会議長又は州の執行権限の委任を受けている副議長で、その公務遂行のために、その職業活動の停止を余儀なくされた者が、給与生活者であるときには、国民議会議員及び上院議員に選出された給与生活者の権利に関する労働法典 L.122-24-2 条及び L.122-24-3 条の規定が適用される。

#### L.4135-8 条

公務員一般身分規程の第 I 章から第 IV 章が適用される公務員は、その申立てにより、L.4135-7 条 (=前条) 掲記の公務 (=議長又は副議長) の一つを遂行するために在籍出向の地位にある (=一般公務員の身分を維持したままで公選職に就任する) ものとみなされる。

### 第 3 目 公職終了時に付与される保証

#### L.4135-9 条

L.4135-7 条の規定の対象となる議員は、公職を終了したときには、その勤務部署の環境の変化又は専門技術についての環境変化を特に考慮して、その申し出により、企業内において新たに設けられる職場復帰研修を受けることができる。

#### L.4135-9-1 条

1 州議会議長又は議長からの権限委任を受けた副議長で、その公務遂行のために給与生活者としての職業活動を停止した者は、その公職終了時に、労働法典第IX編に規定される条件のもとで職業教育訓練及び能力診断を受ける権利を有する。

2 該当者が、同法典 L.931-1 条に規定される教育訓練休暇及び同法典 L.931-21 条に規定される能力診断休暇の取得を要求するときには、地方議員の公務遂行としての任務のために費やした期間は、これらの休暇の取得のために必要とされる職業活動期間とみなされる。

#### L.4135-9-2 条

1 州議会の全員改選の際に、州議会議長又は議長からの権限委任を受けた副議長で、その公務遂行のために職業活動を停止していた者は、次の状況のいずれかにあたると認められるときには、その申立てにより、公職終了に伴う差額手当を受けることができる。

- ・労働法典 L.311-2 条の規定に従い全国雇用機構に登録していること。

- ・職業活動を再開し、その活動の収入が直近の公職のために受けていた公務遂行手当を下回ること。

2 差額手当の月額、(7)L.4135-17 条に定められる最高値の限度内で該当者がその公務遂行のために受けていた手当の月額総額と、(1)公職終了の後に得ている総収入との差額の 80 %を上回ることとはできない。

3 差額手当の支給期間は 6 ヶ月を最長とする。この手当は、L.2123-11-2 条及び L.3123-9-2 条に定められる手当と併給されない。

4 この手当の財源は、L.1621-2 条に定められる条件により賄われる。

5 本条の適用方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

### 第 2 款 研修の権利

#### L.4135-10 条

1 州議会議員は、その職務に対応できるよう研修を受ける権利を有する。

2 州議会は、改選から 3 ヶ月以内に、議員の研修権の行使について議決する。州議会は、そのための方針とこの項目で設定される予算額を決定する。

3 州費により賄われる議員の研修活動の一覧表が決算書に添付される。これにより州議会議員の研修に関する年次討論が開かれる。

#### L.4135-11 条

1 L.4135-1 条及び L.4135-2 条に規定される欠勤許可及び公務遂行休暇とは別に、被用者たる州議会議員は、研修休暇を享受する権利を有する。この休暇は、任期中、議員が担当する職務の数にかかわらず、議員一人あたり 18 日と定められる。この休暇は、議員に再選された場合には更新される。

2 本条の適用方式は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

L.4135-12 条

- 1 旅費、宿泊費及び研修費は、費用弁償の対象となる。
- 2 本款に規定される研修権の行使のために議員が被った収入減は、任期中、議員一人あたり 18 日分、スライド制最低賃金時間給の 1.5 倍を上限として、州により補填される。
- 3 研修費は、州議会議員に支給されうる公務遂行手当の合計額の 20 % を超えることはできない。
- 4 コンセイユ・デタの議を経たデクレが、これらの規定の適用方式を定める。

L.4135-13 条～ L.4135-14 条 (省略)

第 3 款 州議会議員の手当

L.4135-15 条

州議会議員は、その職務に実際に従事するために、公務員指数別号俸の最終給与指数に対応する俸給額を基準として決定される手当を受ける。

L.4135-15-1 条

- 1 州議会が改選されたとき、本款の適用による議会議員の手当を定める議決は、新議会の発足以降 3 ヶ月以内に行われる。
- 2 ひとり又は複数の州議会議員の公務遂行手当に関する州議会の議決の際にはすべて、州議会議員への手当全体を総括した付表が添付される。

L.4135-16 条

1 州議会により議決される議員の実質的な職務従事のための手当の最高額は、L.4135-15 条掲記の基準値に、次の表を適用することにより決定される。

州の人口	最大率 (%)
100 万人未満	40
100 万人以上 200 万人未満	50
200 万人以上 300 万人未満	60
300 万人以上	70

2 州議会は、その内部規則に定められる条件に従い、議員に対して支給する手当の額を、本会議、構成員となっている委員会の会合、及びそこで州を代表している組織の会合への参加に応じて、減額することができる。但し、この減額は、それぞれの議員にとって本条により支給されうる最大手当額の半額を上回るものであってはならない。

L.4135-17 条

1 州議会により採択される、州議会議長の公務遂行のための手当は、最大で、L.4135-15 条掲記の基準値に 45% を加算した額に等しいものとする。

2 州議会の執行権限の委任を受けた各副議長の手当は、同一条件において、最大で、議員の手当の最高額に40%を加算した額に等しいものとする。

3 州議会の執行権限の委任を受けた副議長を除く、州議会の常務委員会委員の手当は、最大で、同一条件に基づき、議員の手当の最高額に10%を加算した額に等しいものとする。

4 前2項の適用により加算された職務手当は、L.4135-16条の最終項に定められる条件により減額されうる。

#### L.4135-18条

1 他の公選による職に就き、又は州議会議員として地方公施設法人の理事会、全国地方公務員センターの理事会、地方混合経済会社の取締役会若しくは監査役会の役職に就き、又はこの種の会社の長の職にある州議会議員が、その職務全体を通じ受け取る報酬及び手当の合計額は、国会議員の手当に関する基本法にかかる1958年12月13日オールドナンス第58-1210号第1条に規定される議員手当の金額の1.5倍を上回ってはならない。この上限額は強制的社会保険のための控除を差引いた後の金額である。

2 前項の規定の適用の際、州議会議員の報酬と公務遂行手当の合計額に上限が設けられているとき、上限超過のために削除された部分の繰越は、州議会又は関係する組織の記名議決によってのみ行われうる。

#### L.4135-19条

1 州議会議員は、州議会の会議、及び議員の資格で参加する委員会又は会合に赴くために支払った旅費及び宿泊費の費用弁償を受けることができる。

2 議員は障害を持つ場合には、その職務に関係し支払った旅費、同行者費用及び専門介護費等の特別費用の弁償も受けることができる。

3 州議会議員は、州議会から委託された特別な任務の遂行に伴う旅費及び滞在のための追加費用の弁償を受ける権利を有する。

4 特別な任務の遂行に関係する他の支出は、費用明細書の提出により、州議会の議決を経て費用弁償される。託児費又は高齢者、障害者若しくは在宅介護を必要とする者への援助費については、1時間あたりの弁償額は、全国最低賃金の時間給を超えることはない。

5 本条の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

#### L.4135-19-1条

1 州議会議長及び議長からの権限委任を受けた副議長が、その公務を遂行するため職業活動を中断したときは、労働法典129-1条の適用による託児のためであれ、高齢者、障害者、在宅介護者の援助、若しくは在宅生活支援近隣地域移動車のためであれ、それらの者の世話をした者、若しくは認可団体や認可企業への報酬支払いを確保するために、同法典L.129-5条に規定される一般役務利用小切手を用いた場合、州議会は、デクレに定める条件に基づき、議決により、当該議員のために金銭的支援をすることができる。

2 本条による給付は、L.3123-19条第4項のそれと併給されない。

#### L.4135-19-2 条

1 州議会議長の私的な住居が州都（=州庁所在コミュニティ）の都市圏の外に位置しており、公舎が州の保有に係るものであるときには、州議会は、議決により、公舎を議長の用に供する方法について定めることができる。

2 州の公物としてその種の公舎が無いときには、州議会は、議長が州の事務を処理するために州都にいる必要上、議長が負担しなければならない費用について、この種の目的のために国家公務員に支払われる滞在日当費の範囲内で、議決により、滞在費手当を議長に支給することができる。

### 第 4 款 社会保障

#### 第 1 目 社会保険

#### L.4135-20 条

L.4135-1 条及び L.4135-2 条に規定される欠勤時間は、社会保障受給権の確定においては実質的労働時間と同等に扱われる。

#### L.4135-20-1 条

1 公務遂行手当を受け、かつ職業活動を完全には中断しなかった議員が、疾病、出産、子の誕生(=父による育児)又は事故により、その公的な職務を実質的に遂行できない場合、その議員に支払われる公務遂行手当は、それまで付与されていた手当と社会保障制度により支払われる日当保障との差額を上限とする。

2 本条の適用条件はデクレにより定められる。

#### L.4135-20-2 条

1 州議会議長又は議長の権限委任を受けた副議長が、その公的な職務の遂行のために全ての職業活動を停止し、かつもはや社会保険制度に強制加入しなくなったときには、疾病、出産、廃疾及び死亡保険の現物給付及び現金給付について社会保険一般制度に加入する。

2 州及び議員の拋出金は、議員が本法典の規定に従い実際に受け取る手当の額を基に計算される。

3 デクレにより本条の適用条件が定められる。

#### 第 2 目 年金

#### L.4135-21 条

州議会議長又は議長からの権限委任を受けた副議長で、任期中に職業活動を停止し、強制加入的な老齢年金制度による年金受給権を全く取得していない者は、社会保険一般制度の老齢年金保険に加入する。

L.4135-22 条

- 1 L.4135-21 条の対象となる者以外の州議会議員は、加入議員が運営に参加する定期金受取型退職年金を設定することができる。
- 2 この年金の設定は、議員及び州がそれぞれ半額ずつ負担するものとする。
- 3 コンセイユ・デタの議を経たデクレにより拠出金の上限が設定される。

L.4135-23 条

- 1 州議会議員は、公共団体の非正規職員を対象とした年金補充制度に加入する。
- 2 本条に基づいて支払われる年金は、他のすべての年金又は退職年金と上限無く併給されうる。

L.4135-24 条

- 1 L.4135-21 条から L.4135-23 条の適用にあたり、州及び議員の拠出金は、議員の公務遂行手当に関連する本法典又はその他すべての諸規定に従い、議員が実際に受け取った手当の額に基づいて計算される。
- 2 議員の拠出は個人的かつ強制的性格をもつ。

L.4135-25 条

- 1 州議会議員の 1992 年 3 月 30 日以前に既に確定した退職年金及び既得権は、その地域に設立され又はその地域に移転された制度及び組織により支給され続けられる。それには、必要に応じ、特に関係地方公共団体によって支払われる平衡助成金により補填される。
- 2 前項に掲げられた現職の議員、又は 1992 年 3 月 30 日以前に退職年金に対する権利を得た議員は、これらの制度及び組織に対し拠出金を支払い続けることができる。
- 3 当該議員がその公務を遂行する団体は、L.4135-22 条に規定される限度内で寄与する。

第 5 款 事故の際の州の責任

L.4135-26 条

州は、州議会議員がその公務の遂行中に事故に遭ったときには、L.2123-31 条に規定される条件の下で、損害を補償(=公務災害補償に相当)する責任を負う。

L.4135-27 条

L.4135-26 条掲記の地方議会議員が、その公務の遂行中に起きた事故の犠牲者となったときには、関係公共団体は、医師、薬剤師、医療補助者、納品業者及び医療施設に対し、この事故に係る給付額を疾病保険に適用される料率に従い算定し直接支払う。

第 6 款 議員の責任及び保護

L.4135-28 条

- 1 刑法典第 121-3 条第 4 項の規定が適用される場合を除き、州議会議長又はそれを代理

する若しくはその委任を受けた州議会議員は、その権限、権力、保有する手段及び法律により委託された使命特有の困難に鑑みて通常の注意を払わなかったことが証明されたときを除き、その職務の遂行において犯した非意図的な行為(=故意にあらざる行為)については、同条第3項を理由として有罪判決を受けることはない。

2 州は、州議会議長又はそれを代理する若しくはその委任を受けた州議会議員、又は職務を停止したこれら議員の一人に対し、その者がその職務の遂行上分離することができない過失(=役務過失。職務上分離可能な過失は、個人過失として保護は与えられない。)について訴追の対象となった場合には、保護をあたえなければならない。

#### L.4135-29 条

1 州議会議長、副議長又は権限の委任を受けた州議会議員は、その職務において、刑法典、特別法及び本法典に定められる諸原則に基づき、州が組織する保護を受ける。

2 州は、州議会議長、副議長又は権限の委任を受けた州議会議員を、その職務の遂行中又はその職務行為の故に受ける暴力、脅迫又は侮辱から保護し、万一の場合には、それにより生じた損害を補償する義務を負う。

3 州は、関係議員に支払うべき補償金を犯罪を犯した者から回収するために、犠牲者の権利を代位する。州はまた、同じ目的のために、必要があれば付帯私訴の提起により、刑事裁判所において行使できる直接訴権を有する。

### 第7款 州議会議員の名誉職

#### L.4135-30 条

1 名誉職の称号は、少なくとも15年間にわたり公職に従事した旧州議会議員に対し、州における国務代理人により授与される。

2 この名誉職は、対象となる者が被選挙資格の喪失を伴う有罪判決を受けた場合にのみ、州における国務代理人により拒否又は撤回されうる。

3 この名誉職は、州の財政負担となるいかなる財務的な利益を伴うものではない。

## 第4章 州当局の行為についての法制

### 第1節 公示及び発効

#### L.4141-1 条

1 州当局により行われた諸行為は、その公表、告示又は利害関係者への通告、並びに州における国務代理人への送達が行われた日から、法上当然に発効する。個別的諸決定については、この送達は、当局者の署名から2週間以内に行われる。

2 この送達は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方式により、電子媒体によっても行われうる。

3 州議会議長は、その責任の下に、これらの諸行為の効力を認証するものとする。

4 州における国務代理官が、これらの諸行為の送達を受けたことの証明は、その方法の如何を問われない。受領証は直ちに交付され、証明のために使われうるが、諸行為の発効要件ではない。

#### L.4141-2 条

以下の諸行為は、L.4141-1 条の規定に服する。

- ① 州議会の議決、又は州議会の委任を受けて常務委員会により下された決定
- ② 法律に基づき、州当局が、その権限に属する分野において行った法規制的行為。
- ③ 公共調達契約(その金額の些少性により事前の要式手続なしに締結されたものは除く)及び資金借入れ契約、並びに商工業的性格の地方公役務の事業特許又は経営委託の協定及び提携協定。
- ④ 公務員の任命、昇進、職権による退職及び罷免、並びに非正規職員の任用(雇用契約も含む)及び解雇(地方公務員の身分規程に関する 1984 年 1 月 26 日法律第 84-53 号第 3 条第 2 項の適用によるもの。但し、季節雇用又は臨時採用枠で行われた職員の解雇を除く。)に関する個別的諸決定。
- ⑤ 州議会議長が下す公会計官に対する強制的支払命令。
- ⑥ 地方混合経済会社が州又は州間広域行政組織(公施設法人)のために下す公権力の特権の行使に属する決定。
- ⑦ L.4111-1-1 条に規定された手続により採択された予算。
- ⑧ 鉱業法典 68-21 条及び 68-22 条に基づき海外州により行われた決定。
- ⑨ L.4433-15-1 条に基づき海外州により行われた決定。

#### L.4141-3 条

州当局により行われた法規制的行為は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる条件において、行政行為・例規集に記載される。

#### L.4141-4 条

- 1 州の名において行われた行為で、L.4141-2 条に掲記された以外のものは、その公表、告示、又は利害関係者に通告された日から、法上当然に発効する。
- 2 国務代理官は、随時、州当局からの通報を求めることが出来る。国務代理官は、通報があった日から 2 ヶ月以内に地方行政裁判所に提訴することができる。但し、その通報要請が、当該行為が発効した日から 2 ヶ月を徒過しているときはこの限りではない。

#### L.4141-5 条

国の名において州当局により行われた諸行為及び私法上の諸行為には、本節の諸規定は適用されず、それぞれ固有の定めによって規律される。

#### L.4141-6 条

L.1411-9 条の諸規定は、州及び州の公施設法人が締結した公共調達契約に準用される。

## 第 2 節 適法性の監督

### L.4142-1 条

1 州における国務代理人は、L.4141-2 条掲記の諸行為が法令に違反していると認めるときは、送達を受けた時から 2 ヶ月以内に、地方行政裁判所に提訴しなければならない。

2 国務代理人が、それらの行為の取消を求めて地方行政裁判所に提訴するときは、その旨を州当局に遅滞なく通告し、さらに当該行為について指摘されうる違法性の詳細をすべて州当局に通報しなければならない。州議会議長からの照会を受けた場合、国務代理人が、L.4141-1 条及び L.4141-2 条により、その下に送達された州当局の諸行為について、地方行政裁判所に提訴する意思がないときには、その旨を州議会議長に通告するものとする。

3 国務代理人は、執行停止の申立て訴訟をあわせ提起することができる。申立てに係る理由のうちに、審理の過程で、攻撃された行為の適法性に関し重大な危惧を抱かせる性質のものがあると認められるときは、その申立ては認容される。この申立てについては 1 ヶ月以内に決定される。

4 地方行政裁判所の所長又は所長から委任された裁判官が決定するまでの間、国務代理人は、その行為の送達・受領の日から 10 日以内に行った都市計画、公共調達、及び公役務の委託に係る事案の執行停止の申立ては、執行停止効が伴う。当該行為の送達・受領日から 1 ヶ月の期間内に裁判所が決定を下さないときは、州当局の行為は再発効する。

5 攻撃された行為が公けの自由又は個人的自由を危うくする性質のものであるときは、地方行政裁判所の所長又はその事件を委任された裁判官は、48 時間以内に執行停止を宣告するものとする。執行停止決定は、その言い渡し後 2 週間以内にコンセイユ・デタに上告することができる。この場合において、コンセイユ・デタの訟務部の長又はその事件を委任された評定官は、48 時間以内に決定を下すものとする。

6 国務代理人の訴えに対して下された地方行政裁判所の判決並びに前各項に規定された執行停止決定に対する上告は、国務代理人により提起される。

### L.4142-2 条

政府は 3 年ごと、6 月 1 日までに、国会に、州における国務代理人たちが行った州の諸行為に関する事後統制に関する報告書を提出する。

### L.4142-3 条

1 自然人又は法人が、L.4141-2 条及び L.4141-4 条掲記の行為により損害を被ったときには、当該自然人又は法人は、その行為の効力が生じた日から 2 ヶ月以内に、L.4142-1 条に規定される提訴の手続をとるよう、州における国務代理人に申立てを行うことができる。これは当該自然人又は法人が直接訴訟を行うことを妨げるものではない。

2 L.4141-2 条掲記の諸行為については、この申立ては、L.4142-1 条に基づき国務代理人が出訴すべき期間を延長する効果を持つものではない。

3 その申立てが、L.4141-4 条掲記の行為に関するものであるときには、国務代理人は、当該行為により損失を被った自然人又は法人の申立て後、2 ヶ月以内に、地方行政裁判所に当該係争行為の取消を求め提訴することができる。

#### L.4142-4 条

州が、何らかの形式で報酬を与えているすべての自然人又は法人に対し、直接であれ、契約条項によるものであれ、損害賠償責任訴訟を提起することを放棄するような決定及び議決は違法である。

### 第 3 節 州に属する訴訟の納税者による遂行

#### L.4143-1 条

1 州の納税者台帳に登録されているすべての納税者は、原告又は被告として、州に属すると考えられる訴訟に関し、州が自ら訴権を行使する意思があるかどうかについて、あらかじめ州議会の議決を求め、議会がその意思がないこと又は訴権行使を懈怠するときには、地方行政裁判所の許可を得て、納税者個人の費用と負担において、訴権を代位行使することができる。

2 提訴する納税者は、地方行政裁判所に詳細な申立書を送付する。

3 州議会議長は、この申立書を、L.4132-8 条及び L.4132-9 条により、直近に開催される州議会に提出する。

4 地方裁判所の裁決が下されたとき、納税者が控訴又は上告するには、地方裁判所から新たな許可を得なければならない。

## 第 5 章 州と国の出先機関との関係

### 第 1 節 利用に供されうる国の出先機関

#### L.4151-1 条

1 州議会の議決の準備及び執行のために、州議会議長は、必要とあれば、国の地方支分部局を利用することができる。州議会議長は、直接、地方支分部局の長に当該機関に委ねる業務の執行に必要なあらゆる指示を発することができる。州議会議長は、それらの業務の執行を監督する。

2 州議会議長は、その監督と責任の下に、前項に基づき、州議会議長が地方支分部局の長に委ねた任務の執行上で必要な署名の権限を当該支分部局長に委任することが出来る。

3 地方支分部局を利用する方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定める。

### 第 2 節 国の行政組織と州の行政組織との間の連絡調整

#### L.4152-1 条

1 州の行政組織と州内における国の行政組織との間の連絡調整は、州議会議長と州における国務代理人の間で協力して行う。

2 また建設整備調整会議は、少なくとも年に 2 回、国、州及び州内の県の建設整備計画に関する情報交換のために開催される。この会議には、州議会議長、州における国務代理

官、州内の県議会議長及び県における国務代理官が参加する。議事日程は、会議構成員により共同で決定される。

## 第 2 編 州の権限

### 第 1 章 一般規定

#### 第 1 節 (タイトルなし)

##### L.4211-1 条

州は、県及びコミューンの権限を尊重しつつ、必要な場合には、これらの地方公共団体及び国と協力して、次の方法により、州の経済的、社会的、文化的な発展に寄与することを任務とする。

- ① 州の発展に関するあらゆる調査研究
- ② 公共団体が行う建設整備投資の選択の調整と合理化を図るためのあらゆる提案。
- ③ 州にとって直接的利益となる共同の建設整備事業への自主的な財源負担。
- ④ 地方公共団体、地方公共団体の連合組織、その他の公施設法人、又は国との合意により、それぞれの利益のために、州にとって直接的利益となる共同の建設整備投資の実現。
- ⑤ 州の直接的利益となる事業に関連する経常経費へのあらゆる種類の拠出。
- ⑥ 本条第 7 項及び第 8 項の適用を除き、L.3231-1 条から L.3231-3 条、L.3231-6 条及び L.3232-4 条により県について規定されたものと同じの条件と制約の下に行われる経済分野へのあらゆる種類の関与。それらの措置は、事前に、関係するコミューン議会及び県議会の意見諮問を経なければならない。
- ⑦ デクレにより規定された条件の下で、州の発展と雇用に寄与する企業の投資について、国が認可した財政支援の供与を行うこと。
- ⑧ 現存の又は将来設立される、州開発会社、複数の州にまたがる又は各州ごとの開発資金会社、及び混合経済会社(=我が国でいう公私共同出資の「第 3 セクター」に相当)への出資。
- ⑨ (ア)ひとつの州又は複数の州を対象とするリスクを伴う株式・社債投資信託の持分の引受、又は(イ)企業に自己資金をもたらすことを目的とする、ひとつの州又は複数の州向けのベンチャーキャピタル会社の投資基金設立への資金の交付による参加。  
ひとつ又は複数の州が交付する資金又は引受の合計額は、基金の総額の 50%を超えてはならない。

州は、投資基金の管理会社と協約を交わす。この協約では、基金の目的、金額、運用方法、及び基金の活動の変更又は停止の際の支給済み交付金の返還条件を定める。

⑩ 企業に供与される資金援助を保証することのみを目的とする信用機構において保証基金の設立に資金の交付を通じて参加すること。

州は、保証基金の管理会社と協約を交わす。この協約においては、基金の目的、金額、運用方法、会社による州議会への情報提供の方法、及び基金の活動の変更又は停止の際の

支給済み交付金の返還条件を定める。

⑩金融財政法典 L.214-41-1 条に規定される地域的投資基金の設立にあたっての基金管理会社との協約による資金調達又は援助。この協約は基金の経済的目標を設定し、それは基金の規則に記載される。

この協約の枠内において、県、コミューン及びその連合組織は、基金設立に財政的に参加することができる。

地方公共団体及びその連合体は、地域的投資基金の管理会社の持ち分又は株式を保有することはできない。

## 第 2 章 州議会の権限

### 第 1 節 一般規定

#### L.4221-1 条

- 1 州議会は、議決により州の諸事務を処理する。
- 2 州議会は、州の経済・社会・保健衛生・文化及び科学の振興と地域整備を促進し、並びに県とコミューンの保全、自律及び権限を尊重しつつ、州としての一体性 (*identité*) を確保するための権能を有する。
- 3 州議会は、国、コミューン、県及び州の間の権限配分を定める法律の規定する分野及び条件において、国、他の地方公共団体、及び州内の公施設法人の諸活動を補完する活動を行うことができる。

#### L.4221-2 条

州議会は、L.4311-1 条以下に規定される条件と方法に従って、州の予算を採択する。

#### L.4221-3 条

- 1 州議会は、州の地域振興と地域整備に関する問題について、意見を表明するために議決することができる。これらのテーマについては、州議会は必ず諮問される。
- 2 (経済・社会・文化振興に係る) 計画の改革に関する 1982 年 7 月 29 日付け法律第 82-653 号に基づき、州議会は、国の計画の策定と実施に協力し、また州の計画を策定し承認する。州議会は、その権限の範囲内で、地域整備に貢献する。
- 3 州議会は、州内の地方公共団体に対し、州内における地方公共投資の調整を容易ならしめるため、あらゆる措置を提案することができる。

#### L.4221-4 条

- 1 州による建物不動産又は土地不動産物権の譲渡についてはすべて、売却の条件とその主要な特性に関する州議会の理由を付した議決を要する。州議会は、公物管理部局の意見を参考にして議決する。この意見は、この部局に付託された日から 1 ヶ月後に表明されたものとみなされる。

2 州の区域内における建物不動産又は土地不動産物権の譲渡は、州自ら又は州との協約の枠内で公法人若しくは私法人が実施したときには、当該州の決算書に添付される一覧表に記載される。この記載では、財産の内容、位置、財産権利書、譲渡人及び譲受人の同定、並びに譲渡の条件が明記される。

3 州の区域内において、州又はこの州との協約の枠内で公法人若しくは私法人が行った取得及び譲渡の結果報告は、毎年、州議会の審議の対象となる。この結果報告は、州の決算書に添付される。

#### L.4221-5 条

1 州議会は、その権限の一部を常務委員会に委任することができる。但し、予算の採択、決算書の承認及び L.1612-15 条に規定されたものと同種の諸措置を除く。

2 州議会は、自ら定める範囲内で、州議会議長に対し、①の(ア)予算に計上された投資資金の確保を目的とした借入れの実施、及び①の(イ)及び負債管理に必要な資金運用(これには利子等の変動リスクを回避する措置を含む。)、並びに②そのために必要な契約締結行為の権限を委任することができる。州議会は同じく、自ら定めた範囲の中で、州議会議長に対し、L.1618-2 条Ⅲ及び L.2221-5-1 条の a 掲記の諸決定を行う権限を委任することができる。但し、L.2221-5-1 条の c の規定が適用される場合には、この限りでない。議長は、これらの委任の枠内で行われた諸行為について議会に報告するものとする。

### 第 3 章 州議会議長の権限

#### 第 1 節 (タイトルなし)

#### L.4231-1 条

1 州議会議長は、州の執行機関である。

2 州議会議長は、州議会の議決を準備し、執行する。

#### L.4231-2 条

1 州議会議長は、州の支払命令官であり、地方公共団体の租税収入の徴収に関する租税一般法典の特別規定が適用される場合を除き、州の収入の執行を命ずる。

2 州議会議長は、財産目録に記載されず、その価値が財政担当大臣及び地方団体担当大臣によるアレテにより定められた額を下回る動産の備品整備費を、議会の明示的な議決により、投資部門に予算計上する。

#### L.4231-2-1 条

会計裁判官の確定判決により実際の会計責任ありと宣言された州議会議長は、その会計管理業務執行の結果の承認を得るまでは、収支命令官の資格を停止される。この場合には、州議会が、L.4231-2 条掲記の権限を副議長に委任するための議決をする。この職務は、州議会議長がその会計管理業務執行の結果の承認を受けたとき直ちに終了する。

#### L.4231-3 条

1 州議会議長は、単独で行政執行の任にあたる。州議会議長は、アレテにより、その監督と責任の下に、職権の一部を副議長(複数)に委任することができる。州議会議長は、また、副議長(複数)が欠けるととき若しくは事故があるときは、その職権の一部を同じ条件の下で、州議会議員に委任することができる。これらの委任は、撤回されない限り有効に存続する。

2 選挙法典 L.O.141 条、本法典 L.2122-4 条又は L.3122-3 条の規定により、州議会議長の職を辞した州議会議員は、州議会議員の任期終了まで、又は兼職不能の状態におかれた任期の終了若しくは職務の中止まで、委任を受けることができない。

3 州議会議長は、州の行政組織の長である。州議会議長は、その監督と責任の下に、その行政組織の部局責任者に対し、各所管事項の署名権を委任することができる。

#### L.4231-4 条

州議会議長は、州の財産を管理する。

#### L.4231-5 条

州議会議長は、外郭組織に参加する州議会議員を、それら外郭組織に適用される法文に定められている事由と条件に従い、指名する。上記の規定による、これらの議員の任期中であっても、随時に、残存期間について、同一の形式に従った新たな指名により議員を交代させることができる。

#### L.4231-6 条

州議会議長は、L.2213-17 条に規定される事由と条件の下に、田園監視官を任命する。

#### L.4231-7 条

1 州議会議長は、州の名において、州議会の決定に基づき訴権を行使することができ、さらに、常務委員会の同意に基づき、州に対し提起されたあらゆる訴訟に応訴することができる。

2 州議会議長は、あらゆる保全行為及び失権の時効中断行為をなすことができる。

#### L.4231-8 条

1 州議会議長は、予算額が予算に計上されているときは、州議会の委任を受けて、その任期中、その金額の些少を理由に事前の要式手続なしに締結されうる公土木契約、納品契約及び供給契約の折衝、締結、執行及び決済に関するあらゆる決定を行う職責を有する。

2 州議会議長は、それぞれ直近に開催される州議会において、この権限の行使について報告し、また常務委員会に通報する。

#### L.4231-8-1 条

1 州議会又は常務委員会は、特定の取引契約について州議会議長に署名する権限を認めるときは、その議決を当該契約締結手続交渉前に行うことができる。議決は、その場合、充足されるべき契約条件の設定及び契約の予定見積額を義務的に含むものとする。

2 州議会又は常務委員会は、契約締結権を授与された者が同定され、契約金額が明確になったときには、新たな議決を経た後でなければ、その取引契約に署名することはできない旨を、随時、決定することができる。

3 L.4231-8 条が対象としている契約の場合には、同条に規定された授權を州議会議長が受けなかった場合にのみ、本条の規定が適用される。

#### L.4231-9 条

委任に関する議決に関し相反する規定がある場合を除き、議長は、L.4231-3 条に定められる条件の下で、州議会より与えられた権限を再委任することができる。

### 第 4 章～第 5 章 (省略)

## 第 6 章 公役務の管理運営

### 第 1 節 (タイトルなし)

#### L.4261-1 条

州に適用される運営管理及び監督に関する諸原則は、州に属する州公施設法人に準用される。

## **第 3 編 州の財政**

### 第 1 章 予算及び決算

#### 第 1 節 予算の採択及び決算

#### L.4311-1 条

1 予算審議に先立つ 10 週間までに、予算編成一般方針に関する討議が、本会議において行われるものとする。

2 州の予算案は、州議会議長により調製されて提案され、当該予算を審議する第 1 回目の会議開催の少なくとも 12 日前に、関係する報告書とともに、州議会議員に送付されなければならない。

3 州の予算は、歳入及び歳出について、經常部門及び投資部門より構成される。

4 採択された予算は、収支が均衡していなければならない。予算額は、「節」(chapitre)ごとに、また県議会がそのように決定したときには「条」(article)ごとに、採択される。節又は条全体の採択は、予算の採択とみなされる。但し、州議会議長が次条に規定された手続をとったときには、この限りでない。

5 当初予算の審査後に、執行理事会の了解を経て、当初予算の審議の過程で支持され又は採択された一つ乃至若干の修正によって補正できるものについては、州議会議長は、これ

を州議会の一括採決にかけることができる。この手続は、同じく、決算書を除く、同一年度の他の2つの予算議決にも適用されうる。

6 州議会が、予算計上額を「条」ごとに分別すべきことを明定した場合を除き、州議会議長は、明示的な決定により、同じ「節」内で、その「節」への予算計上額の5分の1を上限として、「条」間の流用を行うことができる。

#### L.4311-1-1 条

1 L.1612-2 条第3項の規定が適用される場合を除き、予算が当該年度(\*財政年度は暦年による)の3月20日まで、又は州議会議員の改選(\*選挙は通例3月に執行)の年の4月30日までに、採択されなかったときには、州議会議長は、予算案の否決から10日以内に、州議会議員に対し、当初の予算案を基に、場合により審議の際に支持された一つ乃至若干の修正案により補正した新たな予算案を伝える。この予算案は、L.4331-2 条 a の①及び L.4414-2 条①に規定される税率、同じく、必要な場合には、L.4331-2 条 a の②、③及び④に規定される税率に関する議決案を伴う。新たな予算案及び議決案は、上記の10日の期間中に執行理事会により承認されないときには、州議会議員に伝達され得ない。

2 この予算案及び税率に関する議決案は、州議会議員の絶対多数により提出された原案破棄再審議の動議が同じく絶対多数により採択されない限り、採択されたものとみなされる。当該再審議の動議には、その提出者の氏名が記載される。

3 原案破棄再審議の動議は、州議会議長の新予算案が州議会議員に伝達されてから5日以内に提出され、予算案並びに L.4331-2 条 a の①及び L.4414-2 条①で規定される税率、必要な場合には、添付して、L.4331-2 条 a の②、③及び④で規定される税率に関する議決案を含む。動議には、議長職への候補者の氏名を記載し、L.4133-1 条最終項に規定される書面による宣言を含む。

4 動議に添付される予算案は、L.4311-1 条から L.4311-3 条の規定に則って作成される。この予算案は、再審議の動議の提出から満1日後に州議会議長により州経済社会審議会に送付され、州経済社会審議会は、付託から7日以内にその予算一般方針について意見を表明する。州議会議長は、L.4132-8 条の規定にかかわらず、同じ日に、州議会を9日後又はその後最初の平日に招集する。州議会議員に送付される招集状は、提出された再審議の動議、予算案並びに L.4331-2 条 a の①及び L.4414-2 条①に規定された税率、それに必要な場合には L.4331-2 条 a の②、③及び④に規定された税率に関する議決案を添付する。

5 動議に関する採決は、第4項で規定される会議において、秘密投票により行われる。

6 動議が採択されたときには、予算案及び税率に関する議決案は採択されたものと見なされる。議長職への候補者は直ちに議長の職に就き、常務委員会は、L.4133-5 条に規定される条件において改選される。

7 予算は、第2項に従って採択されたとみなされた日、又は再審議の動議の採択若しくは否決から遅くとも5日以内に国務代理官に送付される。これが欠ける場合には、L.1612-2 条の規定が適用される。

8 本条第3項、第6項及び第7項の最終条文を除く本条の規定は、決算書を別にして、州議会による否決の対象とされうる同一年度の他の2つの予算議決にも適用されうる。この場合において、州議会議長は、10日以内に、州議会議員に新たな予算案を伝達することが

できる。これは、必要に応じ、新たな提案の審議の際に採択され又は支持された一つ乃至若干の修正によって補正された当初予算案を基にしたものである。この新たな予算案は、上記の 10 日の期間中に執行理事会により承認されないときには、州議会議員に伝えられない。

9 本条の規定は、コルシカ地方には適用されない。

#### L.4311-2 条

1 州経済社会審議会の運営、及び、場合により、その調査研究実施に必要な予算額は、州予算と別建てで計上される。

2 これらの予算額は、毎年、予算の採択後、州議会議長から州経済社会審議会に通告される。

#### L.4311-3 条

I 州議会が、そのように決定したときには、投資支出に充当される予算配賦は、事業計画についての実施の承認、及び支払いの承認を含むことが出来る。

事業計画実施の承認は、投資のための財源を確保するために行うことが必要な支出負担行為の上限をなす。事業計画実施の承認は、期間の制限無く、その取り消しが行われないうり有効である。また補正も行われうる。

支払い承認の額は、当該事業計画実施の承認の枠内で締結された諸種の支出負担行為を賄うために、当該年度中に支払い命令される支出の上限をなす。

投資部門の予算均衡は、専ら支払い承認額を考慮に入れて判定される。

予算の投資部門が事業計画実施の承認と支払い承認額を含むときは、州議会議長は、予算の採択まで、又は予算が採択されなかった場合には決算まで、前年度までに設定された事業計画実施の承認に対応する投資支出を確定し、支払命令をすることができる。但し、節ごとの支払い承認額は、前年度に設定された事業計画実施承認額の 3 分の 1 を上限とする。対応する予算額は、その採択又は決算の際に予算に記載される。公会計官は、これらの条件の下で発せられた支払命令を遂行する権限を有す。

II 州議会は L.3312-4 条の II の規定を準用することを決定できる。

#### L.4311-4 条

1 州議会は、州議会議長により提示された州の収支決算について説明を聴取し、このために議員のひとりを議長として審議する。

2 この場合には、州議会議長は、最早その職にないときでも審議に参加することができる。採決の際には、席を外さなければならない。

3 決算は州議会により確定される。

### 第 2 節 予算及び決算の公表

#### L.4312-1 条

1 決定した予算及び決算は公開される。

2 L.2313-1 条の規定は、州に準用される。予算書は、デクレに定められた方式にしたがい、青少年の職業教育訓練に関する支出の推移を示す付属文書を添付する。これは特に、職業訓練、学生身分での職業教育、及び就業と研修を交互に行う継続的訓練とに区分して、実施状況を明らかにしたものでなければならない。この付属文書は、また、労働法典 L.118-2-2 条に基づく見習い研修と継続職業教育訓練州基金に交付される金銭の用途を明らかにするものとする。情報提供される場所は州庁舎である。これらの文書は、また、州内の各県において、公共の場で情報提供される。

## 第 2 章 支出

### 第 1 節 義務的支出

#### L.4321-1 条

州にとって、次のものが義務的支出にあたる。

- ① 議決機関の運営及び州庁舎全体の管理運営に関する支出。
- ② L.4135-15 条から L.4135-18 条に規定される公務遂行の手当、L.4135-12 条の議員の研修費用、及び L.1621-2 条により設定された基金に対する州の拠出金に関する支出。
- ③ L.4135-20-2 条の適用による社会保険一般制度及び L.4135-21 条から L.4135-24 条の適用による議員年金制度への拠出金。
- ④ 全国地方公務員センターへの拠出金。
- ⑤ 州職員の給与。
- ⑥ 負債の利子及び元本の償還金。
- ⑦ 国民教育の分野において州が責務を負う支出。
- ⑧ 都市計画法典 L.318-2 条の規定により州に移管された財産の維持管理のための支出。
- ⑨ 支払期限の来た債務の弁済。

### 第 2 節 予期せぬ支出

#### L.4322-1 条

L.2322-1 条及び L.2322-2 条の規定は、州に準用される。

## 第 3 章 収入

### 第 1 節 一般規定

#### L.4331-1 条

州に帰属する収入は、以下の諸原則に従って、経常部門及び投資部門に組入れられる。

#### L.4331-2 条

經常部門の収入には、次が含まれる。

- a) 租税法典に規定される公租公課のうち次のものから得られる収入。
  - ① 既建築固定資産税、非建築固定資産税。
  - ② 一定の登記関係税の付加税。
  - ③ 運転免許税。
  - ④ 自動車登録税。
- b) 州が自由に使うことができる地方分権化一般交付金の州分。
- c) 国からの他の移転収入及び他の地方公共団体からの移転収入。
- d) 經常費系統補助金。出所を問わない。
- e) 州に帰属する財産から生じる収入。
- f) 役務給付により得る収入。

#### L.4331-3 条

投資部門の収入には、次が含まれる。

- a) 収受した投資系統補助金、出資金、協力金。
- b) 州が契約した地方債による収入。
- c) 贈与及び遺贈。
- d) 必要に応じての經常部門からの繰入金。
- e) 州が同意した融資への償還金。
- f) 資産の売却収入。
- g) 国から収受した施設整備交付金。
- h) 場合により生ずる減価償却引当金及び準備金

### 第 2 節 特定の財源調達方法

#### 第 1 款 見習い研修・継続職業教育訓練州基金

#### L.4332-1 条

- 1 職業教育訓練及び見習い研修の分野における費用は、L.1614-1 条、L.1614-2 条及び L.1614-3 条に規定される手続に従って補償される。各州において、見習い研修・継続職業教育訓練州基金が設立され、州により運営管理される。
- 2 この基金は毎年、以下のものから資金提供を受ける。(以下省略)

#### 第 2 款 州学校施設設備交付金

#### L.4332-3 条

- 1 州学校施設設備交付金は、施設整備総合交付金(DGE)と同様に変動する。
- 2 州学校施設設備交付金は、特に就学対象年齢人口の推移と学校の受け入れ能力に応じて、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより、毎年、州全体に配分される。

3 州学校施設設備交付金は、各州の予算に計上され、各州は、改築、大規模修繕、施設設備整備、並びに、これらの事業が教育法典 L.211-2 条によるリストに記載されているときには、高等学校、特別教育施設、海洋・水産学校、及び農事法典 L.811-8 条に規定される農業学校の拡張及び建設に充てられる。

4 L.1614-4 条及び L.1614-5 条の規定にかかわらず、本条に言及される予算計上額は、地方分権化総合交付金には含まれない。

L.4332-3-1 条 (省略)

### 第 3 款 経常費総合交付金 (DGF)

#### 第 1 目 一般規定

L.4332-4 条

州は、一括交付金及び場合により平衡化交付金を受ける。これらの交付金の合計は配分される経常費総合交付金 (DGF) と同様に変動する。

L.4332-5 条

1 州の潜在担税力 (*potentiel fiscal*) は、前々年の 3 税の州の課税標準総額に、各税それぞれの同年における全国平均税率を乗ずることによって得られる。直接税の課税標準の免除又は軽減、及び州住居税の廃止の結果、国が州に支払う補填額に応じて決められる潜在的税収は、潜在担税力に加算される。

2 潜在的税収は次の条件により計算される：

関係各税と住居税の課税標準は、当該の税がそれぞれ異なる減免措置の対象になっているときには、免除や軽減の措置が実施され又は州分の住居税が廃止された年の前年において採択又は確認された最終の税率と、前々年の補填額又は補填の一部の額とに応じて定められる。

このようにして算定された課税標準に、それぞれの税について、免除や軽減の措置が実施され又は州分の住居税が廃止された年の前年における全国平均税率が乗じられることによって加重される。

L.4332-6 条

各州の課税努力は、州が徴収した地方直接 3 税の収入額と、この 3 税について計算された L.4332-5 条に定義する潜在担税力の比率に等しい。

#### 第 2 目 一括交付金

L.4332-7 条

1 各州は、一括交付金 (*dotation forfaitaire*) を受ける。

2 2004 年については、各州ごとの一括交付金は、(7)1999 年予算法律 (1998 年 12 月 30 日

法律第 98-1266 号) 第 39 条 II、第 44 条 D-I、及び 2000 年度補正予算法律 (2000 年 7 月 13 日法律第 2000-656 号) 第 11 条 I の 2 の a の適用により、2003 年分として支払われるべき金額に、(イ)L.1614-4 条及び L.1614-8-1 条に従い州に交付されるべき 2003 年分の地方分権化一般交付金の 95% を加算し、さらに(ウ)2004 年の予算法律 (2003 年 12 月 30 日法律第 2003-1311 号) による改正前の L.4332-5 条の規定を適用して州間不均衡是正基金に 2003 年に支払った金額を差し引いたものに等しい。このようにして計算された金額に、經常費総合交付金の財源全体の増加の 75% から 95% の間で地方財政委員会が定める増加率を適用する。

3 2005 年以降は、各州の一括交付金は、毎年、經常費総合交付金の財源全体の増加の 75% から 95% の間で地方財政委員会が定める増加率に従い増加する。

### 第 3 目 平衡化交付金

#### L.4332-8 条

1 海外州及び本土の州で、住民ひとりあたりの潜在担税力が、全州の住民ひとりあたりの平均潜在担税力を 15% 以上下回るものは、平衡化交付金を受ける。

2 平衡化交付金の総額は、州への經常費総合交付金に充てられる財源全体と、L.4332-7 条で規定される一括交付金の総額との差額に等しい。

3 海外州は、平衡化交付金の割当分を受ける。この割当分は、平衡化交付金の合計額に、最新の全国人口調査による海外州の人口と他の平衡化交付金交付州全体の人口との比率をかけることによって得られる。

4 本土の州の平衡化交付金は次のように配分される：

①その半額については、全州での住民一人当たり潜在担税力の 85% と、各州の住民一人当たりの潜在担税力との相対的格差に、各州の課税努力と人口数を乗じて加重したものに比例させる。

②もう半額については、全州での州域面積 1 平方キロメートル当たりの潜在担税力と、各交付州の 1 平方キロメートル当たりの潜在財政力との格差に比例させる。

5 平衡化交付金は、2 回に分けて交付される。1 回は現行年度の 7 月 31 日までに、もう 1 回は同じく 12 月 31 日までにである。

### 第 4 款 特別な使途の特定なき經常費補助金

#### L.4332-11 条

租税一般法典 1384 条 A 及び 1384 条 C に規定された既建築地に関する既建築固定資産税の減免措置の期間が 15 年から 25 年に延長された結果、州が被る税収減は、国庫補助金により補填される。当該補助金は、本法典 L.2335-3 条の規定によるコミュニオンへの支給金と同一の条件 (=完全に補填) の下に決定される。

### 第 3 節 起債前借り及び地方債

L.4333-1 条

L.2336-1 条から L.2336-3 条は州に準用される。

## 第 4 章 会計

### 第 1 節 支出負担行為

L.4341-1 条

州議会議長は、地方財政委員会の諮問を経て内務大臣及び予算担当大臣による合同アレテにより定められた条件に従って、支出負担行為についての会計責任を負う。

## 第 4 編 (省略)

## ○第5部 地方間協力

### 第1編～第3編 (省略)

### 第4編 県際協力

#### 第1章 県間協議会、県際協定、及び県際会議

##### 第1節 (タイトルなし)

###### L.5411-1 条

1 2乃至それ以上の複数の県議会は、各県議会議長を介して、その権限に属し、かつ同時に各県に関係する公益的事案につき、相互間の協議を呼びかけることができる。

2 これらの県議会は、共同の経費負担で共通の公益に係る事業の実施若しくは機構の設立を企画し又は管理運営するために、協定を結ぶことができる。

###### L.5411-2 条

1 共通の公益に係る課題は、各県議会の代表からなる会議において討議される。

2 そこでの決定は、関係する全県議会により批准採択された後にのみ発効する。

#### 第2章 県際機構及び県際組織

##### 第1節 (タイトルなし)

###### L.5421-1 条

1 県際的な機構又は組織は、2乃至それ以上の複数の県議会において、相互に境界を接していない場合を含め、自由に創設されうる。これらの機構又は組織はまた、州議会及びコミュン議会を参加させることができる。

2 これらの県際的な機構又は組織は、法人格と財政的自律性を持つ公施設法人である。

3 これらの機構又は組織は、県の運営につき設定された諸原則に基づき管理運営される。

4 そのために選任された県議会議員らにより、管理運営が行われる。

5 これらの機構又は組織が、州議会又はコミュン議会を参加させるときは、本部第7編第2章第1節の諸規定により規律され、その管理運営理事会は、参加したすべての議会の代表者を含む。

###### L.5421-2 条

県当局の処分 of 適法性の監督とその公定力に関する第3部第1編第3章の諸規定は、県際の公施設法人に適用される。

#### L.5421-3 条

協力のための公施設法人が1つ以上の県を含むときは、その議決機関又は執行機関による規則制定的措置は、告示のため1ヶ月内に構成員たる諸県に送付され、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた条件の下で、行政行為・例規集に登載される。

#### L.5421-4 条

第1部第5編第1章、L.3231-1条からL.3231-3条、L.3231-6条及びL.3232-4条の適用により行われた県際協力公施設法人の決議条項、並びに公役務の委託管理協定を承認する決議条項は、関係諸県において配布される地方刊行物に掲載される。

#### L.5421-5 条

1 すべての自然人又は法人は、県際協力公施設法人の議決機関の議事録、予算、決算及び公施設法人の首長の定めるアレテについて、その場に出向くことなく、その内容について照会し、又はその全部若しくは一部の写しを取得する権利を有する。

2 何人も、その責任において、これらのものを公表することかできる。

3 第1項掲記の文書の内容は、公施設法人の首長に加えて、1978年7月17日第78-753号法律第4条に規定される条件の下に関与する国の地方支分部局からも取得することができる。

#### L.5421-6 条

L.3313-1条第2項の規定は、県際協力公施設法人に準用される。公衆の閲覧に供される場所は、公施設法人の本部及び加盟県の県庁舎である。

### **第5編 (省略)**

### **第6編 州際協力**

#### **第1章 州際協定及び州際共益機構**

##### 第1節 (タイトルなし)

#### L.5611-1 条

2乃至それ以上の複数の州は、その権限行使のために、相互間で協定を締結し、共通公益機構を設置することができる。

#### **第2章 州間協議会**

##### 第1節 組織及び運営

#### L.5621-1 条

1 州間協議会は、接続する領域をもつ複数の州が結成する公施設法人である。州間協議会は、島嶼州又はコルス(英訳=「コルシカ」)地方団体と、(海を隔てて)隣り合う一乃至複数の州とで結成することができる。

2 州間協議会は、関係州議会間での、又は場合によりコルシカ地方議会との一致した決議に基づき、州経済社会審議会の意見に基づき、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより設立される。設立決定は協議会の本部を定める。

3 一つの州は、複数の協議会に加盟することができる。この場合には、州は、それぞれの協議会との協定によって、各協議会がその州の領域の全部又は一部において行使する権限を定める。但し、その領域内の一区域については、一の協議会にしか権限付与され得ない。これらの協定は、州が加盟する各協議会によって、それぞれに承認される。協定は、協議会の本部所在地における国務代理人及び各加盟州における国務代理人に通告される。

#### L.5621-2 条

1 州間協議会は、加盟州議会から最大平均法を用いた比例代表制により選ばれた代議員により構成される議会により統治される。候補者の名簿は、議席定数より少ない数の氏名を掲載する。設立決定により、協議会議会の定数と、各州議会への代議員数の配分が定められる。

2 議会は、州間協議会の権限に属する事案を、議決により処理する。

3 議会は、最大平均法を用いた比例代表制により、常務委員会を選任する。常務委員会は、議会の改選の都度、改選される。議会は、その権限の一部を、常務委員会に委任することができる。但し、予算及び決算に関する事項は除かれる。

4 議会は、L.4132-6 条に定められる条件に従い、協議会内部規則を定める。

5 議会及び常務委員会の運営に関するその他の諸原則、並びに議会及び常務委員会の議決の執行に関する諸原則は、州について定められているものと同一である。

6 州間協議会に加盟する州の経済社会審議会は、協議会の首長の発意に基づき、協議会の権限分野に属する経済的、社会的又は文化的な性格のあらゆる事業計画に関し、その所見の表明と調査研究を要請され得る。州経済社会審議会はまた、州間協議会の権限に属する問題について意見を発することができる。

#### L.5621-3 条

州間協議会の首長は、L.4133-1 条に定められる条件により選出される。首長は州間協議会の執行機関である。首長は常務委員会を主宰する。

#### L.5621-4 条

1 州間協議会は、加盟州に代わり、設立決定に列挙される権限を行使する。協議会は、加盟州の事業計画の一体性を確保する。協議会は、このために協議会を構成する州に代わり、協議会に移管された権限の範囲内において、国と計画契約を締結することができる。

2 州間協議会は、L.5611-1 条に規定され、加盟州を結集する共通公益機構に代位することができる。この場合、当該機構は法上当然に解散する。

#### L.5621-5 条

州間協議会の行政監督は、その本部が置かれる州における国務代理人によって、第 4 部第 1 編第 4 章に規定される条件の下で行われる。

#### L.5621-6 条

1 州間協議会の設立決定の変更は、協議会議会の提案に基づき、加盟州の州議会全ての一致した決議の後に、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより宣告される。

2 加盟した州の一つが州間協議会から脱退するときは、協議会議会の全会一致の議決を経る必要がある。

3 州間協議会は、その加盟州の州議会の要請に基づき、コンセイユ・デタの議を経たデクレの定める条件に従い、解散することができる。権限移管に係る措置により、移管にかかる財務処理及び財産管理の条件並びに職員の配属決定が行われる。

#### L.5621-7 条

少なくとも一つの州を含む州際協力公施設法人において、その議決機関又は執行機関により行われた規則制定的措置は、1 ヶ月以内に、加盟各州において掲示されるために送付され、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた条件に基づき、行政行為・例規集に登載される。

#### L.5621-8 条

第 1 部第 5 編第 1 章、L.3231-1 条から L.3231-3 条、L.3231-6 条及び L.3232-4 条の適用により行われた州際協力公施設法人の決議した措置、並びに公役務の委託管理協定を承認する決議は、関係諸州において配布される地方刊行物に掲載される。

#### L.5621-9 条

1 すべての自然人又は法人は、州際協力公施設法人の議決機関の議事録、予算、決算及び公施設法人の首長の定めるアレテについて、その場に出向くことなく、その内容について照会し、又はその全部若しくは一部の写しを取得する権利を有する。

2 何人も、その責任において、これらのものを公表することができる。

3 第 1 項掲記の文書の内容は、公施設法人の首長に加えて、1978 年 7 月 17 日第 78-753 号法律第 4 条に規定される条件の下に関与する国の地方支分部局からも取得することができる。

### 第 2 節 財務規定

#### L.5622-1 条

州間協議会の予算における収入は、次のものからなる。

- ① 設立決定により定められた加盟州による財政負担
- ② 役務の給付に対する利用料
- ③ 協議会財産からの収入

- ④ 受給される助成金
- ⑤ 借入金収入
- ⑥ 付加価値税補償基金からの交付金

L.5622-2 条

- 1 州間協議会に適用される財務統制の手続は、協議会の本部が置かれる州における国務代理人により行われる。
- 2 州間協議会を所管する州会計検査院は、協議会の本部が置かれる州を所管する州会計検査院である。

L.5622-3 条

第 1 部第 6 編第 1 章第 1 節、L.4311-1 条第 1 項及び第 2 項、並びに L.4311-3 条及び L.4312-1 条で州について規定される予算及び会計についての諸原則は、州間協議会に準用される。

L.5622-4 条

L.4312-1 条第 2 項の規定は、州間協議会に準用される。公衆の閲覧に供される場所は、協議会の本部及び各加盟州の州庁舎である。

**第 7 編～第 9 編 (省略)**

以上